

官報

号外 昭和四十九年六月三日

第七十二回 衆議院會議録 第三十六号(一)

昭和四十九年六月三日(月曜日)

昭和四十九年六月三日
午前十時 本会議

○今日の会議に付した案件

永年在職の議員瀬戸山三男君、福田篤泰君、木村俊夫君及び稲葉修君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に委任するの件(議長発議)

文部省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外四名提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願外三千三百五十二請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外七特別委員会に

において、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後七時二十四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(前尾繁三郎君) おはかりいたします。衆議院議員として在職二十五年に達せられました瀬戸山三男君、福田篤泰君、木村俊夫君及び稲葉修君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰したいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員瀬戸山三男君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

〔拍手〕

議員福田篤泰君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

〔拍手〕

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員木村俊夫君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

〔拍手〕

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員稲葉修君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。この際、ただいま表彰を受けられました議員諸君の登壇を求めます。

〔被表彰議員登壇、拍手〕

○議長(前尾繁三郎君) 表彰を受けられました議員諸君を代表して、瀬戸山三男君から発言を求められております。これを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山三男君 ただいま、私ども四名の議員が、本院在職二十五年に及びましたことに對し、御丁寧なる表彰の御決議を賜りました。まことに光榮に存じ、感謝にたえません。(拍手)ここに、表彰を受けました私ども一同を代表して、一言お礼を申し上げます。

今日のこの榮譽は、ひとえに先輩、同僚各位並びに選挙区の皆さまの御指導、御鞭撻のおかげでありまして、心から感謝申し上げますのであります。

特に、私の場合、出身県であります宮崎県でも、議會制度開設以来多数の先輩各位が國政に参加されましたが、このたび、私が初めて永年在職の議員としての榮譽をになうことになりましたことは、感激ひとしおなるものを覚えるものであります。(拍手)

私もが初めて本院に議席を得ましたのは、第二次大戦による敗戦後間もないときでありまして、国土は荒廃し、食うに食なく、着るに衣なく、住むに家なきありさまで、連合國の占領下にあつて、國の將來につき予測もつかなかった暗たんたる時期でありましたが、それから二十五年、よく困難を耐え忍び、これを克服して、今日の繁榮と國際的地位を勝ち得ましたことは、日本國憲

一四〇八

ための補助に關すること。

七 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

八 學術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

九 大学、高等専門学校及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十 次のような方法によつて、學術のあらゆる面について、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 學術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十一 教育、學術又は文化に関する国際的諸活動についての各部署の事務の連絡調整に関すること。

十二 教育、學術及び文化の振興及び普及に係る国際交流に関すること（他部署の所掌に属するものを除く）。

十三 国費による大学及び高等専門学校の教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

十四 外国人留學生の教育に関し、援助と助言を与えること。

十五 外国人留學生の受入れの連絡及び海外への留學生の派遣に関すること。

十六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十七 日本ユネスコ国内委員会に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行なうこと。

十八 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。

2 ユネスコ国際部においては、前項第十号に掲げる事務のうち国際的な研究集会その他の催し

に関するもの及び同項第十一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条第二項中「教育施設部においては、」を「ユネスコ国際部及び教育施設部においては、それぞれ第九号の二第二項又は」に改める。

第三十三条中第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第十三号とする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 ユネスコ活動に関する法律の一部改正
（ユネスコ活動に関する法律の一部改正）
法律第二百七号の一部を次のように改正する。
第十八条を次のように改める。

第十八条 国内委員会の事務は、文部省學術國際局において処理する。

2 文部省學術國際局長（次項において「局長」という。）は、会長の一般的監督の下に、前項の事務を処理するものとする。

3 局長は、第一項の事務を処理する場合において、ユネスコ活動の遂行のため國際慣行上必要があるときは、日本ユネスコ国内委員会事務総長という名称を用いることができる。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

右
昭和三十九年三月十一日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

第一条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（国家公務員災害補償法の一部改正）
法律
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

第一条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（国家公務員災害補償法の一部改正）
法律
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

第十七条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

別表日数の欄中「二八〇」を「三三三」に、「二四八」を「二七七」に、「一九九」を「二四五」に、「一九一」を「二二三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一七」を「三三」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇二」に、「二〇〇」を「二三三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先立つて」を「人事院規則で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額」に改め、同条第三項中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十九号）」を「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 遺族補償年金及び障害補償年金のうちこの法律の施行の日前の期間に係る分並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について

最近における社会経済情勢等にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を被つた職員及びその遺族に対する保護の充実を図るため、これらの者に支給する補償の給付水準の改善を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
昭和三十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 別表第一から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

11 第二十二條第一項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「一万二千円」とあるのは、「一万三千二百円」とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

昭和三十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 別表第一から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

11 第二十二條第一項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「一万二千円」とあるのは、「一万三千二百円」とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

昭和三十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮
国会に提出する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 文部省設置法の一部を改正する法律案外三案

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 別表第一から別表第三までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 第三条第二項及び第三項、第四条第二項並びに第九条の規定の昭和四十九年度における適用については、第三条第二項中「五十二万円」とあるのは「五十七万二千元」と、同条第三項中「七十五万円」とあるのは「八十二万五千元」と、第四条第二項中「一万二千元」とあるのは「一万三千二百円」と、「一万六千六百円」とあるのは「一万三千七百円」と、第九条中「一万二千元」とあるのは「一万三千二百円」とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第三条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に次の二項を加える。

16 別表第一及び別表第二並びに一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

17 第二十五条第二項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「二万九千二百円」とあるのは、「三万二千二百円」とする。

(沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第六条の規定の昭和四十九年度における適用については、同条中「五十一万円」とあるのは、「五十六万六千元」とする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して、改正後の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第五項において「改正後の一般職の職員の給与に関する法律等」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、

て、これらの規定中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級(自衛官にあつては、階級)」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「総理府令」と読み替へるものとする。

(給与の内払)

5 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖縄国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の規定による給与の内払とみなす。

(命令への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則(防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に関する事項にあつては、政令)で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年五月三十日付け勧告にかんがみ、一般職の国家公務員等の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十九年六月三日

提出者

小宮山重四郎

加藤 陽三

奥田 敬和

中山 正暉

野呂 恭一
賛成者
赤城 宗徳外五十二名

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百五十五号)附則第十條の第二項から第四項までの改正規定並びに同法附則第十七條の第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律附則第四十二條の四の次に一條を加える改正規定及び同法附則第四十四條の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律の附則に三條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百二十一号)附則第八條第一項の改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同法附則第八條第四項の改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第一条中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第二条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第三条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第四条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第五条から附則第十三条まで及び附則第十四条第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第十六条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条 中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号。以下「国家公務員年金改定法」という。)第一条の六の次に一条を加える改正規定、同法第二条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第四条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中国家公務員年金改定法第五条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一条 中国家公務員年金改定法第七条を同法第八条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年十一月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に改める。

第一条 中国家公務員年金改定法第六条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三

十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中「国家公務員共済組合法第八十六条の二第二項の改正規定、同法第九十二条の二第二項の改正規定、同法第二百二十四条の二第二項の改正規定、同法第二百二十六条の四の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十一條及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則第三条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号に掲げる日」を「附則第一条ただし書に規定する日」に改める。

附則第七条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第八条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

(昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体

職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条 中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号。以下「公共企業体職員等年金改定法」という。)第一条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中公共企業体職員等年金改定法第三条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

第一条 中公共企業体職員等年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中「公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)第八十二条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び次条第五項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二条第一項及び第三項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第四項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改め、同条第五項中「前条第一号に掲げる日」を「前条ただし書に規定する日」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 中昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等

第四条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条 中昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号。以下「地方公務員等年金改定法」という。)第二条の四の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中地方公務員等年金改定法第五条を同法第七条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条 中地方公務員等年金改定法第四条を同法第五条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年九月三十日」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

第一条 中地方公務員等年金改定法第三条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二条中地方公務員等共済組合法第百七十四条第一項に一号を加える改正規定及び第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条第一項第五号の改正規定並びに附則第九条、附則第

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一)

文部省設置法の一部を改正する法律案外三案

一四二一

十六条、附則第十八条及び附則第二十一条の規定、昭和四十九年十月一日

附則第三條第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五條中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六條中「附則第一條第一号」を「附則第一條第一号第一号」に改める。

附則第十條中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第十一條及び附則第十二條中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。
(昭和四十九年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條、昭和四十九年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一條中昭和四十九年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十九年法律第九十四号、以下「私立学校教職員年金改定法」という。）第一條の五の次に一條を加える改正規定、同法第二條の五の次に一條を加える改正規定及び同法第三條の五の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一條中私立学校教職員年金改定法第四條の三の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一條中私立学校教職員年金改定法第五條の

次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一條中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第十四條中「第四項」を「第五項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項の前の見出し中「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項中「施行日」を「昭和四十九年十月一日」に、「前項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六條、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四條中昭和四十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十九年法律第九十七号、以下「農林漁業団体職員年金改定法」という。）第一條

の五の次に一條を加える改正規定及び同法第二條の八の次に二條を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四條中農林漁業団体職員年金改定法第三條の三の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第四條中農林漁業団体職員年金改定法第四條の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四條中農林漁業団体職員年金改定法の附則第二項を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改める。

附則第一條中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第一條中農林漁業団体職員共済組合法第一條第一項の改正規定及び同法附則第六條の三の次に二條を加える改正規定並びに附則第六條、附則第八條及び附則第十三條の規定、昭和四十九年十月一日

附則第二條第二項中「施行日前」を「昭和四十九年十月一日以前」に、「前項」を「第一項」に、「施行日」を「同日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎

となる給与月額とみなして、改定する。

附則第三條第一項中「三十九年改正法」を「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号、以下「三十九年改正法」という。）に改める。

附則第四條第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七條、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「公布の日」を「公布の日から、第四條、第六條及び第七條の規定は同年十月一日」に改める。

附則第三項の表の下欄中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に、「昭和四十九年十月二日」を「昭和四十九年九月二日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

恩給等の受給者の福祉の向上を図るため、昭和四十九年度における恩給等の年額の改定措置等の実施時期を昭和四十九年九月一日に繰り上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度約百二十億六千万円の見込みである。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

〔徳安實蔵君登壇〕

○徳安實蔵君 ただいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、文部省設置法の一部を改正する法律案は、第七十一回国会に提出され、本院において修正議決の上、参議院に送付、同院において継続審査となり、三月六日本院に送付、同日本委員会に付託されたものでありまして、本六月三日質疑を行ない、討論もなく、直ちに採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案は、本年二月二十日付の人事院の国家公務員災害補償法等の改正に関する意見の申し出に基づき、障害補償並びに遺族補償の給付水準の改善等をはかりとするものであります。

本案は、三月十一日本委員会に付託、三月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、本六月三日、質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、五月三十日付の人事院勧告に基づき、勧告どおり本年四月一日から暫定的に、一般職の職員の俸給月額等を一〇%増額するとともに、特別職の職員についても、一般職の職員に準じてその俸給月額等を増額しようとするものであります。

本案は、本六月三日日本委員会に付託され、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、恩給等の受給者に対する福祉の向上をはかるため、本年十月一日から実施することとしております恩給等の年金年額の改定措置等を一月繰り上げて、昭和四十九年九月一日から実施しようとするものであります。

本案は、本六月三日日本委員会に付託、小宮山委員より提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、これを終了、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取した後、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、文部省設置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、及び恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○森喜朗君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

第十六条 前条及び別表の規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる報酬月額、いづれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十九年六月三日
内閣総理大臣 田中 角榮

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

第十條 前条及び別表の規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額、いづれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一)

による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長小平久雄君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、裁判官及び検察官の給与をそれぞれ改定しようとするものであります。

その内容は、昭和四十九年度に限り、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額をその額に百分の百十を乗じて得た額とし、本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

両法律案は、本日当委員会に付託となり、一括して審査に付し、直ちに採決の結果、両法律案は全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件 恩給共済年金受給者の処遇改善に關する請願外三千三百五十二請願

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

○森喜朗君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和四十九年二月十五日

内閣総理大臣 田中 角榮

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

通商産業省設置法第二十二條第一項の規定により工業品検査所の出張所を設置する必要がある。で、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位置
工業品検査所	仙合出張所	仙合市
工業品検査所	札幌出張所	札幌市

理由

製品の安全性の確保等に関し検査・検定体制等の充実を図ることにより、消費者保護行政を強化するため、東北地方及び北海道にそれぞれ工業品検査所の出張所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長濱野清吉君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

〔濱野清吉君登壇〕

○濱野清吉君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

工業品検査所は、各種製品の安全性等に関し、検査、検定、商品テスト、技術情報の提供等を行なっておりますが、近年、消費者保護行政の強化をはかる一環として、これらの業務体制を一段と拡充すべきことが要請されております。

政府は、この要請、特に、従来工業品検査所の機関がなかった東北、北海道地方からの強い要請にこたえるため、仙台市及び札幌市に同検査所の出張所を設置する方針を決定いたしました。

本件は、この両出張所の設置につきまして、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてまいりましたものであります。

本件は、去る二月十五日当委員会に付託され、三月二十二日中曾根通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行ない、採決の結果、

本件は承認すべきものと決した次第でございます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

恩給、共済年金受給者の処遇改善に關する請願外三千三百五十二請願

○森喜朗君 請願上程に關する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、本日委員会の審査を終了した恩給、共済年金受給者の処遇改善に關する請願外三千三百五十二請願を一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

〔請願の件名は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。恩給、共済年金受給者の処遇改善に關する請願外三千三百五十二請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 各請願は委員長の報告を省略して採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(前尾繁三郎君) おはかりいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外七特別委員会から、閉会中審査したいとの申し出がありません。

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七十二回国会閣法第二七号)
- 二、内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

- 三、国の行政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二〇号)
- 四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二二号)

- 五、休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二二号)
- 六、行政機構並びにその運営に関する件
- 七、恩給及び法制一般に関する件
- 八、国の防衛に関する件
- 九、公務員の制度及び給与に関する件
- 一〇、栄典に関する件

地方行政委員会

- 一、地方自治に関する件
- 二、地方財政に関する件
- 三、警察に関する件
- 四、消防に関する件

法務委員会

- 一、裁判所の司法行政に関する件
- 二、法務行政及び檢察行政に関する件

三、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(衆法第一二五号)
- 二、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(衆法第一二五号)

- 三、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件(衆法第一三〇号)

- 四、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百一十一年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百一十八年六月二日にローマで、千九百一十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的

著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件(衆法第一三五号)

大蔵委員会

- 一、銀行法の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外九名提出、第七十一回国会衆法第四一〇号)
- 二、昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外五名提出、衆法第七七号)
- 三、所得税法の一部を改正する法律案(山田睦君外三名提出、衆法第八八号)
- 四、臨時資産税法(村上弘君外三名提出、衆法第一三三号)
- 五、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(武藤山治君外六名提出、衆法第二五五号)
- 六、公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(武藤山治君外六名提出、衆法第二六六号)
- 七、国の会計に関する件
- 八、税制に関する件
- 九、関税に関する件
- 一〇、金融に関する件
- 一一、証券取引に関する件
- 一二、外国為替に関する件
- 一三、国有財産に関する件
- 一四、専売事業に関する件
- 一五、印刷事業に関する件
- 一六、造幣事業に関する件

文教委員会

- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案(西岡武夫君外三名提出、第七十一回国会衆法第五七七号)
- 二、文部行政の基本施策に関する件
- 三、学校教育に関する件
- 四、社会教育に関する件

五、体育に関する件

社会労働委員会

- 一、保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出、衆法第六六号)
- 二、看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第四三三号)
- 三、厚生関係の基本施策に関する件
- 四、労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

- 一、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第七十一回国会衆法第一七〇号)
- 二、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
- 三、農林水産業の振興に関する件
- 四、農林水産物に関する件
- 五、農林水産業団体に関する件
- 六、農林水産金融に関する件
- 七、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷良穂君外三十五名提出、衆法第三六六号)
- 二、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(中村重光君外九名提出、衆法第三七七号)
- 三、通商産業の基本施策に関する件
- 四、中小企業に関する件

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一)

委員会の閉会中審査に関する件

- 五、資源エネルギーに関する件
 - 六、特許及び工業技術に関する件
 - 七、経済の計画及び総合調整に関する件
 - 八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 九、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
- 一、航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第八八号)
 - 二、陸運に関する件
 - 三、海運に関する件
 - 四、航空に関する件
 - 五、日本国有鉄道の経営に関する件
 - 六、港湾に関する件
 - 七、海上保安に関する件
 - 八、観光に関する件
 - 九、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、通信行政に関する件
 - 二、郵政事業に関する件
 - 三、郵政監察に関する件
 - 四、電気通信に関する件
 - 五、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)
 - 二、都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)
 - 三、宅地開発公団法案(内閣提出第四三三号)
 - 四、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(内閣提出第九一七号)
 - 五、住宅基本法案(北側義一君外一名提出、第七十一回国会衆法第二五五号)
 - 六、建設行政の基本施策に関する件
 - 七、国土計画に関する件
 - 八、地方計画に関する件
 - 九、都市計画に関する件

- 一〇、河川に関する件
 - 一一、道路に関する件
 - 一二、住宅に関する件
 - 一三、建築に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会

- 一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算
- 二、昭和四十六年度政府関係機関決算書
- 三、昭和四十六年度国有財産増減及び現在額計算書
- 四、昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算
- 五、昭和四十七年度政府関係機関決算書
- 六、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額計算書
- 七、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況計算書
- 八、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額計算書
- 九、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況計算書
- 一〇、国が資本を出資している法人の会計に関する件
- 一一、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件
- 二、公職選挙法改正に関する調査特別委員会
- 三、公職選挙法改正に関する件
- 四、科学技術振興対策特別委員会
- 五、科学技術振興対策に関する件
- 六、石炭対策特別委員会
- 七、石炭対策に関する件
- 八、公害対策並びに環境保全特別委員会
- 九、公害対策基本法案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第一八八号)
- 一〇、大気汚染防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第一九〇号)
- 一一、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第二〇二号)
- 一二、騒音規制法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第二一〇号)
- 一三、公害委員会法案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第二二二号)
- 一四、環境保全基本法案(島本虎三君外四名提出、第七十一回国会衆法第四三三号)
- 一五、公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外四名提出、第七十一回国会衆法第四四四号)
- 一六、環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出、第七十一回国会衆法第四五五号)
- 一七、公害対策並びに環境保全に関する件
- 一八、総合商社の事業活動の規制に関する法

一四一六

律案(松浦利尚君外四名提出、衆法第二九号)

- 二、物価問題等に関する件
- 三、交通安全対策特別委員会
- 四、交通安全対策に関する件
- 五、沖繩及び北方問題に関する特別委員会
- 六、沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出、第七十一回国会衆法第四七号)
- 七、沖繩及び北方問題に関する件

○議長(前尾繁三郎君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、内閣委員会の申し出にかゝる内閣法等の一部を改正する法律案、及び内閣法の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、さう決定いたしました。

次に、建設委員会の申し出にかゝる宅地開発公団法案、建築基準法の一部を改正する法律案、都市再開発法の一部を改正する法律案、及び大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、さう決定いたしました。

次に、ただいま閉会中審査するに決定いたしました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後七時四十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席閣僚大臣

法務大臣 中村 梅吉君
文部大臣 奥野 誠亮君
通商産業大臣 中曾根康弘君
国務大臣 小坂徳三郎君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る五月二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百九十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千八百九十四年三月二十日にベルヌで補足され、千八百九十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

一、去る五月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国土利用計画法

国際協力事業団法

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

法律

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

輸出保険法の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律

児童手当法等の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

生産緑地法

工業再配置・産業地域振興公団法の一部を改正する法律

法律

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律

法律

学校教育法の一部を改正する法律

一、去る五月二十七日、岸田参議院事務総長から藤野事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員小野明君、同吉田忠三郎君及び同予備員横川正市君の辞任を許可しその補欠として次のとおり選任した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

戸叶

武君

村田

秀三君

同

予備員

(第二順位)

神沢

津君

一、去る五月二十七日、岸田参議院事務総長から藤野事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員上田哲君及び同安永英雄君の辞任を許可しその補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

朗読を省略した議長の報告

朗読を省略した議長の報告

朗読を省略した議長の報告

朗読を省略した議長の報告

朗読を省略した議長の報告

た。

小谷 守君 沢田 政治君

一、去る五月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

環境庁設置法及び行政管理局設置法の一部を改正する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律

公務健康被害補償法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る五月二十八日、内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。

千九百七十三年の国際労働機関第五十八回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

(勧告書受領)

一、去る五月三十日、人事院総裁佐藤達夫君から、国家公務員法第二十八条及び一般職の職員の給与に関する法律第二条の規定に基づく職員の給与の暫定措置についての勧告を受領した。

(議員死去)

一、青森県第一区選出議員中村拓道君は、去る五月二十八日死去された。

(弔詞)

一、去る五月二十八日議員中村拓道君が死去されたので、昨日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は議員正五位勲三等中村拓道君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

(理事補欠選任)

一、今日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 奥田 敬和君(理事箕輪君去る五月二十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 中山 正暉君 補欠 中村 弘海君

中村 弘海君 補欠 中山 正暉君

一、去る五月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任 林 大幹君 補欠 中村 拓道君

社会労働委員

辞任 中村 拓道君 補欠 箕輪 登君

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 箕輪 登君 補欠 赤城 宗徳君

一四一七

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

予算委員

辞任

赤城 宗徳君

補欠

渡辺 栄一君

一、今三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任

愛野 興一郎君

補欠

久野 忠治君

大野 市郎君

補欠

木村 武千代君

前田 治一郎君

久野 忠治君

愛野 興一郎君

前田 治一郎君

大野 市郎君

法務委員

辞任

塩谷 一夫君

補欠

福永 健司君

野呂 恭一君

戸井田 三郎君

佐々木 良作君

安里 積千代君

戸井田 三郎君

野呂 恭一君

福永 健司君

塩谷 一夫君

外務委員

辞任

田中 龍夫君

補欠

原 健三郎君

原 健三郎君

田中 龍夫君

大蔵委員

辞任

小宮山 重四郎君

補欠

地崎 宇三郎君

地崎 宇三郎君

小宮山 重四郎君

文教委員

辞任

上田 茂行君

補欠

宮崎 茂一君

久野 忠治君

田中 寛君

田中 正巳君

高見 三郎君

榎橋 進君

國場 幸昌君

國場 幸昌君

榎橋 進君

田中 寛君

久野 忠治君

高見 三郎君

田中 正巳君

社会労働委員

辞任

村山 富市君

補欠

八木 一男君

商工委員

辞任

前田 治一郎君

補欠

保岡 興治君

通信委員

辞任

水野 清君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

予算委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

た。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

中村 拓道君

補欠

熊谷 義雄君

一、今三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

山原 健二郎君

補欠

寺前 巖君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

松尾 信人君

北側 義一君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

北側 義一君

松尾 信人君

寺前 巖君

山原 健二郎君

(条約付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第四三三号)

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第四三三号)

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第四三三号)

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第四三三号)

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第四三三号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

以上二件 法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る五月二十五日、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。

靖国神社法案

一、去る五月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出)

一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外四名提出)

(衆議院通知書受領)

一、去る五月二十七日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百二十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベル

ヌ条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る五月二十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国土利用計画法案

一、去る五月二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際協力事業団法案

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

児童手当法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者の医療等に関する法律及び原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

生産緑地法案

一、去る五月二十七日、参議院において、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

工業再配置・産業地域振興公団法の一部を改正する法律案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

一、去る五月三十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法案

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

環境庁設置法及び行政管理局設置法の一部を改正する法律案

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本産肉衛生安全調整組合の調整規程の変更に係る農林大臣の認可等に関する質問主意書(小宮武喜君提出)

一、去る五月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県の文教施設整備等に関する質問主意書(加藤清政君提出)

はり、きゅう、あん摩、マッサージに関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土問題等に関する質問主意書(加藤清政君提出)

A F-2等ミトロフラン系食品添加物・飼料添

加物等に関する質問主意書(渡部一郎君提出)

一、今日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の財政状況報告に関する質問主意書(北山愛郎君提出)

養鶏経営の安定に関する質問主意書(小宮武喜君提出)

公共用地下水源地帯における土壌腐蝕の注入に関する質問主意書(金瀬俊雄君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員安里積千代君提出沖縄の復帰に際し米国に使用を許す施設及び区域から除外された軍用地の処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員米内山義一郎君提出青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地法第五条の規定による転用許可処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員米内山義一郎君提出むつ小川原開発における農地転用事前審査制度に係る脱法及び違法行為に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢貞孝君提出公衆浴場に関する質問に対する答弁書

成田空港と航空の安全に関する再質問主意書右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年四月十二日

提出者 木原 実

衆議院議長 前尾繁三郎殿

成田空港と航空の安全に関する再質問主意書

さきに提出した成田空港と航空の安全に関する質問に対し、田中内閣総理大臣より答弁書の送付を受けた。これらの回答には、根拠が不明確であつたり、論理が不十分であると思われる部分があ

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一)

朗読を省略した議長報告

るので、前回と同様の趣旨の下に再度質問したい。

- 一 成田空港開港時の空域に関する答弁について
- (1) 「成田空港及び隣接飛行場の管制上の管轄空域については、目下関係機関と調整中であり、まだ確定した案はもっていない。」と答弁されるが
- (2) 隣接飛行場とはどこか、すべてを挙げられたい。
- (3) 関係機関とはどこか、すべてを挙げられたい。
- (4) 調整中の項目は何か、すべてを挙げられたい。
- (5) 成田空港の開港は、当初昭和四十六年四月といわれていたが、現実の事態の推移にそつて勘案するならば、昭和五十年以前の開港は不可能であると思われる。とするならば、開港時期は、少なくともまたる四年遅延したことになるが、かように長期にわたつて開港が遅延しているのに、関係する空域が調整中であるとして今もつて決定されないばかりか、その案さえ確定していない。
- (6) 今もつて空域案さえ確定されない責任はどこにあるのか。
- (7) 今もつて空域案さえ確定されない理由は何なのか。
- (8) あえて空域案さえ確定しないのならばその理由は何か。
- (9) 何ゆえに開港日時が現実に決定されないかと、空域案を決定できないのか、開港日時と独立に決定できない理由は何か。
- (10) 防衛庁海上自衛隊の所管になる下総飛行場の進入管制は、成田空港開港後は羽田空域の一部として行われるのか。
- (11) 阿見及び御宿VORDME上空周辺が、要注意空域(コーション・エリア)であることに関する答弁で、「一般的に、ある空域において、航空交通量が多い場合には、できるだけ高度

的に分離した複数飛行経路を使用する……」と述べられているが

- (12) 航空交通も物理現象であつて、客観的な評価は容易である。そこで、航空交通量について、「高度的に分離した複数飛行経路を使用する」ことが望ましいとする条件及びそれとしない条件をそれぞれを物理量を用いて定量的に示されたい。
- (13) 「高度的に分離した複数飛行経路」とは何か。具体的に明らかにされたい。
- (14) 飛行経路を高度差により設定する場合、その経路を飛行する航空機が定常水平飛行以外である場合にはどのような条件が課されるか。
- (15) 例えば、航空機の離陸上昇性能は、機種、到着地及び気象等によりかなり左右される。かかる場合、離陸経路を他の飛行経路と分離するにはどのような条件が課されるのか。
- 二 成田空港開港時の成田空港及び羽田空港の離陸の飛行コースに対する答弁について
- (1) 成田空港の飛行コースの決定に当たつて了解をとりつける予定の周辺自治体名をすべて明らかにされたい。
- (2) 周辺自治体の了解をとりつける作業はいつから始めるのか。
- (3) 周辺自治体の了解をとりつけるべき飛行コース案は、いつごろまでにつくられるのか。
- (4) (3)の飛行コース案は、周辺自治体の要望をとり入れて更に変更されることはあり得るのか。
- (5) 成田空港の飛行コースのうちほぼ結論の定まっている上部分について二百万分の程度の縮尺をもつ地図(又は航空図)にて明らかにされたい。
- (6) 成田空港及び羽田空港の離陸の飛行コースは、どのような条件がととのえ決定でき

るのか。かかる条件には、航空管制上の条件以外があり得るのか。

- (7) 開港時期がまる四年も遅延するのに、運輸省航空局には飛行ルートを決定する航空管制上の能力がないのか。かかる能力をなぜ具備しておかないのか。
- (8) 何ゆえ、成田空港及び羽田空港の離陸の飛行コースは、成田空港の開港時期が現実的に定められないと決定できないのか。両者の相関関係につき明らかにされたい。
- (9) 成田空港と三宅VORDME間をシングルのルートからマルチ・ルートに変更(又は拡大する客観的な条件(例えば単位時間当たりの飛行する機種、機数など)を示されたい。
- (10) 「マルチ・ルート」を設定する場合、関係省庁間で検討している。」と答弁されている。
- (11) 関係省庁とはどこか、すべてを挙げられたい。
- (12) 検討された日時及び内容をすべて挙げられたい。
- 三 防衛庁航空自衛隊の百里空域関係の答弁について
- (1) タカン進入着陸を北側から行わない理由は何か。
- (2) 百里飛行場の主滑走路は南北どちらの方向か。また、何パーセントの使用率か。
- (3) タカン進入着陸経路のアーチ部分の半径はおおよそ何キロメートルか。
- (4) 百里空域の広さというものは、百里基地に配備される機種及び機数とは無関係に定められているとしてよいのか。
- (5) 逆に、与えられた機種及び機数で既存の空域内部で処理できるように、飛行制限を行う場合があり得るとしてよいのか。
- (6) (5)における飛行制限が必要となる条件は、当面発生しないとしているのか。
- (7) 成田空域の開港により、百里空域が狭められるということはないのか。もし狭められる

としたとき、それでも(5)にいう飛行制限が必要となる条件について問題が生じないとしているのか。

- (8) F104J型機が発進後、直進上昇して高度二千メートルに達するとき、進行した距離の地上へ投影した長さはおおよそどれほどか。
- (9) 「成田空港と百里飛行場については、両立させることが可能であるので、百里飛行場を撤去する考えはない。」と答弁されている。百里基地の存続の是非は、政治的な選択でもあるので、ここでは問わない。しかし、両立させるということが可能であるというとき、成田空港と百里基地とがそれぞれの存在目的からして、まったく自由にそれぞれの機能を発揮しても相互に干渉しあうことが絶対ないという意味で両立させることができるかと主張していると解釈してよいのか。両飛行場とも今後ますますそれぞれの機能が拡張されること予想されるが、それでも絶対に空域的には干渉しないと主張しているとしてよいのか。
- 四 新東京国際空港管制空域図による当初案に関する答弁について
- (1) 「成田空港の位置決定に当たつては……管制上の関係を最も重視して検討を行った。」と答弁されている。新空港の位置の決定に当たつては、その設置が周辺住民に及ぼす影響についてはあまり重視されなかつたとしてよいのか。その理由は何か。
- (2) 新空港の位置決定に当たつてなされた「専門的な見地からの検討」の内容を項目別に示され、かつ、結論に至る経過も併せて明らかにされたい。
- (3) 「当初策定した管制空域は……綿密な検討を経て得られた結果である。」としながらも「当初の案は、進入、出発の経路の基本計画を定めるものであり、待機経路については特に確定しなかつた。」と答弁されている。一方、一

において管制上の管轄空域を決定する原則として、進入、出発及び待機経路を勘案しなればならないと主張している。何ゆえ、待機経路を設定することなく綿密な検討を行い得たのか。また、「綿密な検討」の内容を項目別に明らかにされたい。

五 関東エリアで安全な航空管制を実施することに関する答弁について

(1) 「一元的なターミナル・レーダー管制業務を実施する」条件として「航空機の飛行経路が錯綜し及びそれらの経路上の航空交通の態様が幅員化するに至ったとき」をあげているが、(4) 一元化するに必要な程に「飛行経路が錯綜している」と判断する客観的な基準を具体的に明らかにされたい。

(4) 「態様が幅員化する」とは具体的にどういうことか。

(4) 一元化するに必要な程に「態様が幅員化している」と判断する客観的な基準を具体的に明らかにされたい。

(4) 現実の状況がかかる二つの基準を満たすようになっているかどうかは、絶えずチェックされているのか。チェックしている機関名を明らかにされたい。

(2) 管制業務の一元化は、処理能力の向上を目的として行われるのであつて、とりわけ安全性の向上が目的でないとしてよいのか。

(3) 「管制は、その時点における態勢に応じ常に安全を考慮して行うものであり」と答弁されるが、

(4) かかる処置が結果として常に絶対的に安全管制が行われている状況をつくり出すと何ゆえいえるのか。

(4) 「態勢に応じ」とあるが態勢に依りしられているかどうかは、どのように判断されるのか。

(4) 「安全を考慮して行う」ということが、どうして、直ちに「安全である」ということになるのか。「安全である」ということは結果的にいえることではないのか。

なるのか。「安全である」ということは結果的にいえることではないのか。

(4) 「ターミナル・レーダー管制業務の一元化が遅れたことが原因で事故が発生することは考えられない」と答弁されているが、これはいすぎではないのか。現在までに世界で発生した空中衝突による航空事故を再度慎重に吟味検討され、えりをただして再度答弁されたい。

(5) 一元化するが遅れて、空中衝突事故が発生した場合の刑事上の責任が追及されるのは、機長、管制官、空域管理責任者（航空局長）及び予算責任者（主計局長）のうちいずれか。その理由は何か。

(6) 航空管制上、航空機が離陸後上昇して航空路上の巡航高度（例えば三〇、〇〇〇〜三七、〇〇〇フィート）に達するの、どの程度の距離又はその地上への投影される長さ）を飛行するとしているのか。上昇が最も速い場合と最も遅い場合の二つを明らかにされたい。

(7) 「世界的に広く採用されている基準である」と答弁されているが、独自に安全性の検討を行わなかつた理由は何か。

(8) 関東エリアにおける管制の一元化は、横田、羽田、成田及び百里の四つの全空域を対象として行われるのか、あるいは、当面予想される一元化空域はどこか、どこか。また、どの省庁の主導により行われるのか。

六 横田空域に関する答弁について

(1) 「横田飛行場の進入管制エリアについては、従来から逐次当該エリアの縮小等を行う」とと答弁されている。逐次行われたとされる当該エリアの縮小等の日時、目的及び内容を項目別に明らかにされたい。

(2) 横田空域の管制権の返還を「要求したことはない」と答弁されているが、我が国が昭和二十一年に敗戦して以来の占領状態を持続させておくことは、我が国の国家主権からみて妥当な処置であるとするならば、その理由を明らかにされたい。

七 進入燈に関する答弁について

(1) 「本方式は、各燈器の光度、配光及び燈器の配列、色等によつて提供されるパターンの情報内容から判断して、標準型進入燈と同等の機能を有する」と答弁されているが、実験（又はシミュレーション）を行つてみての結論なのか。どのような実験をいつ、どこで行つたのか。

(2) (1)で実験を行つての結論ではないとするなら、何ゆえ実験を行わなかつたのか。進入着陸時というのは、航空事故の発生も多く、パイロットに格別の緊張を強いる局面である。かかる局面に対し、新方式を導入するには、マン・マシン・システムとか人間工学とかを述べるまでもなく、実験による検討が不可欠であると思われる。

(3) 「IATA及びIFALPAの同意を得ている」と答弁されているが、かかる同意が得られた時期（年月日）、方法及び相手方よりつけられた注文（若しあれば）と対応策をIATA及びIFALPA別に明らかにされたい。

(4) 「航空法施行規則第七十九条及び第百七条については、その他の条項とともに実情に即するよう……」改正されたものである」とと答弁されている。時期的には他の条項の改正時期に合わせただけのことかと思うが、本条項の場合の「実情」とは何か。具体的に明らかにされたい。

(5) 「本件進入燈を原因として事故が発生する」とは考えられない」と答弁されているが、本件進入燈を原因として事故が現実に発生した場合、パイロット・ミスか又は原因不明の結論を導く事故調査報告書がつけられるとしてよいのか。

八 成田空港の気象状況に関する答弁について

(1) カテゴリーⅡが必要とする気象状況のひん度は年間平均でどの位か。

(2) 霧の発生等による視界不良の状況の発生率のひん度がどのくらいになったとき国際空港としてはカテゴリーⅡが必要となるとするのか。

(3) A滑走路の南側からの進入着陸にはカテゴリーⅡを用いないと聞か、国際空港として不適格とはならないのか。また、その理由は何か。

(4) 代替空港として、どこを予定しているか。

九 障害物件に関する答弁について

(1) 答弁書の別表で示された障害物件のうち、進入表面、転移表面又は水平表面が運輸大臣により告示されたあと、設置又は積載された障害物件はどれか。また、その時期を明らかにされたい。

(2) (1)にいう障害物件の除去に対しどのような除去対策がなされてきたかを具体的に明らかにされたい。

右質問する。

昭和四十九年五月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する再質問に対する答弁書

一について

(1) 隣接飛行場とは東京国際空港及び百里飛行場であり、関係機関とは防衛庁及び運輸省の内部機関である。目下調整中の項目は、百里飛行場における計器飛行管制に関するものほか、成田空港の進入、出発及び待機経路との関連におけるこれら三飛行場の管制上の管

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一)

朗読を省略した議長報告

航空機の境界に関する事項である。

(2) 管制上の管轄空域は、その飛行場に入出入する航空機の進入、出発及び待機経路と密接に関連しており、これら経路については、十分時間をかけて検討を重ねることとしているためである。

(3) 下総飛行場の進入管制は、成田空港開港後は、羽田空域の一部として行うよう予定している。

(4) 及び(5) 高度的に分離した複数飛行経路を使用することが望ましいとする条件及びそのしなげなければならない条件は、その空域内の飛行経路を使用する航空機の型式や飛行の態様、航空交通の量、管制の方式等により複雑に変化するもので、一般的に適用される基準は定められていない。高度的に分離した複数飛行経路とは、高度差による安全間隔(垂直間隔)をとった複数の飛行経路である。

(6) 及び(7) 飛行経路を高度差により設定する場合、ある経路については航空機の上昇降下が頻繁に行われるときは、当該経路を使用する航空機の性能、飛行の態様等を考慮して、同一の交通量を前提とした巡航の場合より高度幅を大きくとることにより他の経路と分離することとなる。

二について
(1) から(8)まで 成田空港の飛行経路については、開港の四、五か月前までに決定したいと考えているが、その際には、千葉県、茨城県その他の地方公共団体の意見をもとに検討を考慮していく考えである。成田空港の飛行経路はまだ確定していないので、公表できる段階ではない。

(9) 成田空港と三宅VOR・DME間をシンダールルートからマルチルトにすることを条件は、基本的には交通量であるが、具体的に当該交通の集中度合、進入機と出発機の混合の割合、当該経路を飛行する航空機の機種構成等の相互関連により決まるので、単純に数値で示すのは困難である。

(10) 関係省庁は主として防衛庁及び運輸省であり、昭和四十六年末から制限空域の変更に關する検討を行っている。

(1) 北側の空域下には、水戸、勝田、那珂湊等の市街地及び東海村の原子力施設があるもので、安全上の見地からタカン進入経路は設定していない。

(2) 滑走路の主たる使用方向は、南側からであり、その使用率は約七〇パーセントである。

(3) 約二八キロメートルである。

(4) から(7)まで 一般に管制上の管轄空域を設定するに当たっては、進入出発及び待機経路との関連において、当該飛行場に入出入する航空機の機種、機数等を勘案するのが通例であり、百里管轄空域についても同様である。なお、成田空港の設置に伴う百里飛行場の管轄空域については、西飛行場への円滑な進入及び出発飛行が確保されるよう目下、防衛庁と運輸省の間で協議中である。

(8) 成田空港と百里飛行場は、比較的近距離にあるが、相互に調整を行うことによつてそれぞれの機能を両立させることは可能である。

四について
(1) 成田空港の位置決定に当たっては、管制上の問題のように技術的な事項とは別に周辺住民に及ぼす影響等について十分に検討を行い、これらの諸条件を総合勘案して決定したものである。ちなみに、成田空港の位置決定についての閣議決定に際しては、同時に一新空港の位置決定に伴う地元対策についてという閣議決定を行つており、地元対策には十分な考慮を払つていく。

(2) 羽田及び百里の飛行場の空域については、西飛行場施設の位置関係、西飛行場に係る航空交通の態様、関連する航空保安施設の配置等から相互に重複することなくそれぞれ所要の空域を確保できるかどうかを検討し、これら飛行場は両立が可能であるとの結論に達したものである。

(3) 一般に、新たに空港を設置する場合には、当該空港に係る個別の進入、出発及び待機経路を設定する前に、当該空港を含む周辺空域の航空交通の流れに基づいて基本的な進入及び出発経路並びに管制空域の計画を定め、しかる後関連する航空保安施設の機能等を考慮しつつ具体的な内容を確定していくのが通常の方法である。成田空港についても、このよ

うな手法に従つて、関東空域における航空交通の態様を仔細に分析し、管制空域に係る当初案を策定したものである。

五について
(1) 複数飛行場に離発着する航空機の飛行経路が錯綜するのと同時に当該経路上の航空交通が量的に増大し、かつ、質的に多様化するに至つたときには、これら飛行場について一元的なターミナル・リーダー管制に移行するのが妥当であると考えが、そのような状態に立ち至つたかどうかについては、現場管制機関における管制業務の実態に照らし個別に判断すべきものと考ええる。

(2) 管制業務の基本原則は、航空機の運航の安全確保であり、管制処理能力の向上は、当然これを前提として行うべきものである。関東空域におけるターミナル・リーダー管制業務の一元化についても、安全性の確保という前提のもとに、空域の有効利用と管制処理能力の向上を図る手段として計画されるべきものと考えている。

(3) から(5)まで管制業務の基本原則は、いついかなる場合においても安全性の確保である。ターミナル・リーダー管制業務についても、これが一元化されている場合あるいはされたいない場合いずれであっても、それぞれの態勢に

応じ安全を確保しうる管制処理能力を前提として管制業務を行うこととなるので、安全の点において差が生ずることはあり得ない。したがつて、ターミナル・リーダー管制業務の一元化が遅れたことが原因で事故が発生することは考えられない。

(6) 航空機の機種、離陸重量、経路上における風向、風速、温度等の諸条件により大きく異なるので一概にはいえないが、例えば、ボーイング七四七-LRが標準大気温度、無風の場合約三、〇〇〇フィートに達するには、約四八〇キロメートル前後を必要とすると考えられている。

(7) 我が国より長年に及ぶ経験に基づき諸外国において統一的に採用されている基準であり、問題はないと考えている。

(8) 関東空域におけるターミナル・リーダー管制の一元化は、最終的には、横田、羽田、成田及び百里の空域を対象とするが、当面は、成田及び百里について実施することになると考えられる。これらターミナル・リーダー管制の一元化は、運輸省の主導により行うこととなる。

六について
(1) 横田空域の縮小等は、次のとおり行つてい

年月日	目的	内容
昭和四十六年九月	浜松出発経路の設定(専用ルート)	東京国際空港から出発する西行便のために、高度一六、〇〇〇フィート及び一八、〇〇〇フィートの二つの専用ルートを設定した。
昭和四十七年五月	専用ルートの拡大	更に専用ルートを一〇、〇〇〇フィート及び二、〇〇〇フィートを追加、拡大した。
昭和四十七年三月	横田空域の縮小	横田空域は、それまで高度は無制限であったが、これを四一〇〇フィートに限定し、同空域東端で同空域であったものを二八、〇〇〇フィートまでとするのと同時に焼津を中心とする東京ACCの高度は一三、〇〇〇フィートであったものを一四、〇〇〇フィートまでに拡大した。

(2) 米軍が我が国で行つていく航空交通管制業務は、地位協定第六条第一項に基づき航空交通管制に関する合意により事実上の問題としてICAO基準に準拠して行われているものである。
七について
(1) 及び(2) 本システムの主体である側面パレットは、中心線燈列が設置できない場合の代替

別表

告示後にあらわれた障害物件の状況

システムとして前例のある一般的なものである。また、側列パレット、一五〇メートルクロスポー及び接地帯燈は、カテゴリーII精密進入滑走路に係る進入システムと同じ配列であり、実験又はシミュレーションを必要とするとは考えない。

(3) IATA及びIFALPAは、ともに、本施設に関する協議会に出席しており、IATAは、昭和四十八年三月二日付け文書により同意を表明してきた。また、この同意は、IATAがIFALPAと調整済みのものである。またIATAは、(一)一五〇メートルクロ

スポー、(二)側列パレット(赤色)、(三)接地帯燈の設置を要請してきたので、これを設置した。

(4) 例えば、飛行場燈火についていえば、工事等で一時的に滑走路を短縮して使用する場合の滑走路末端燈の設置等がある。

(5) 前回述べたように、本件進入燈を原因として事故が発生するということは考えられない。

八について
(1)及び(2) 昭和四十三年及び昭和四十四年の二年にわたり、三里塚地区において、気象調査

を行つた結果、視程八〇〇メートル未満四〇〇メートル以上、雲高六〇メートル未満三〇メートル以上のものが一〇五回測定された。右記のような気象状況は、カテゴリーIIの運用の範囲と考えられる。

(3) A滑走路南側の進入着陸については、当分の間、カテゴリーI運用とせざるを得ない状況である。しかし、できるだけ速やかにカテゴリーII運用を可能にするため努力している。

(4) 新空港の代替空港については、現在検討中である。

九について
昭和四十九年四月五日付け答弁書別表の現用飛行場に関する障害物件のうち、進入表面、転移表面又は水平表面が告示された後設置又は植栽された障害物件及びその設置等の時期並びにこれらの障害物件の具体的な除去対策等は、別表のとおりである。

なお、右の物件のうち、水平表面に係るものについては、航空法第四十九条第一項但し書の規定により飛行場の設置者たる運輸大臣の承認を受けているものである。

右答弁する。

空 港 名	表面の名称	同表面に係る告示年月日	物件の種類	同物件の設置等存在するに至つた年月	位 置	突 出 高	具 体 的 な 措 置
東京国際空港	水平表面	昭和四十六、一二、一六	鉄塔二基	昭和四八、三	標点から二・五二・七キロメートル	三一メートル	航空法第四十九条第一項但し書により承認
大阪国際空港	水平表面	三八、一二、二七	建物二棟	四六、一一	標点から二・六二・七キロメートル	二五・四七メートル	航空法第四十九条第一項但し書により承認
新潟空港	進入表面(南側)	三七、六、一	水槽	四七、二	標点から三・六キロメートル	一〇メートル	〃
広島空港	転移表面(東側)	〃	建物一棟	四三、一二	着陸帯から六四メートル	三・二メートル	〃
北九州空港	水平表面	四三、六、二七	クレーン	四四、一二	着陸帯から四五メートル	四・四メートル	〃
〃	水平表面	三三、五、六	鉄塔一五基	三九、一二	標点から一・八二・四キロメートル	一〇・一二五・五メートル	航空法第四十九条第一項但し書により承認
〃	〃	〃	建物	四〇、一〇	〃	〃	〃
〃	〃	〃	アンテナ	四七、三	二・四キロメートル	八・九メートル	〃
〃	〃	〃	〃	四七、五	二・三キロメートル	一四五・五メートル	〃
〃	〃	〃	〃	四七、九	二・四キロメートル	一四六・五メートル	〃
宮崎空港	進入表面(西側)	四二、七、三	建物	四三、二	着陸帯から三五五メートル	一・九メートル	昭和四十三年三月十五日除去要求し、引き続き交渉中

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 朗読を省略した議長長の報告

沖縄の復帰に際し米国に使用を許す施設及び区域から除外された軍用地の処理に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和四十九年五月二日

提出者 安里積千代

衆議院議長 前尾繁三郎殿

沖縄の復帰に際し米国に使用を許す施設及び区域から除外された軍用地の処理に関する質問主意書

沖縄の復帰前、軍用地として米軍に使用せしめていた牧港補給地区の一部、浦添市字小渡二番外四一筆(五八七三坪、地主二六人)は、千九百七十二年五月十五日、日米合同委員会における合意に基づき、米国の使用する施設及び区域から除外された旨、地主等は同年九月一日付文書で那覇防衛施設局長から通知を受けた。

右土地は、沖縄返還協定第三条に基づき、米国に使用を許す施設及び区域に関する了解書A表五六の牧港補給地区中に含まれていたと理解していたし、復帰の際又はその前に使用を解除されることをその表示はない。また、五月十五日の官報の告示にも牧港補給地区から除外された趣旨はうかがわれない。現に復帰後も防衛施設庁との間に賃貸借契約の手續が進められていた実情にかんがみ、政府としても提供地域に含まれていると解していたのではないかと思われる。

軍用地から解放されたことは地主にとつて歓迎するところであるが、同土地には復帰前の軍用地時代からVFWクラブの施設があり、同施設の所有者によつて現に占有されている。

米国に提供する地域から除外されても、その地上施設が撤去されなければ土地は地主に完全に返還されたとはいえない。復帰後二か年経過した今日まで地主は米国が容認してきた施設の存在により現実に土地の回復ができない状況にある。本件については、関係者より政府に対し要請が繰り返

されているはずである。

よつて、次の諸点につき質問する。
一 五月十五日、日米合同委員会で復帰に際し米国に使用を許す施設及び区域から除外することが合意されたとすれば、何ゆえその直前あるいは直後に明らかにされなかったのか。

二 除外の合意がなされたとすれば、当然、従来軍用地の一部として使用せしめていたVFWクラブ施設に対する処理についても協議がなされた上の合意であつたと考えられるが、その合意の内容を明らかにされたい。

三 施設の撤去についてなら協議がなかつたとすれば、その撤去を含む完全返還について日米両政府いずれに責任があるのか。

四 米国に対するすべての請求権を放棄した中に本件のような事態も含まれていると解しているのか。その場合、政府はその後の処理につき除外されたということを通知するだけでなんらの責任もなく、単に地主と不法占有者間の問題と考へているのか。(提供地域から除外されたことが明らかにされたのは復帰後三か月以上も経過してからである。)

五 単に法的解釈上の問題でなく施政権を米国に与えていたこと及び沖縄返還協定、安保条約ないし行政協定等政府の施策に関連して起こつていいる問題で日米両政府ともに解決すべき政治的責任があると思料する。政府はどうする考へなのか。

右質問する。

昭和四十九年五月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員安里積千代君提出沖縄の復帰に際し米国に使用を許す施設及び区域から除外された軍用地の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員安里積千代君提出沖縄の復帰に際し米国に使用を許す施設及び区域から除外された軍用地の処理に関する質問に対する答弁書

一について

本件土地については、米側は復帰以降提供の施設及び区域の一部としてVFWクラブに使用せしめることを復帰直前まで希望し、これに対して政府より、VFWクラブの性格からみて、地位協定上VFWクラブが施設及び区域内に存続することは認められない旨主張した結果最終的には米側もこの事情を了解し、昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会において本件土地を施設及び区域として提供する牧港補給地区に含めないこととなつたものである。

前記のとおり、本件土地が牧港補給地区に含まれないことが日米間で最終的に合意されたのは、沖縄返還が実現した昭和四十七年五月十五日の直前のことであつた。また、沖縄の軍用地については地籍、境界が確定し難い事情があり、分離区域の土地所有者の特定に日時を要するため、復帰時における連絡が困難であつたものである。

二について

本件をめぐる日米間交渉の最終段階で日本側にはVFWが使用する敷地は復帰後施設及び区域に含めることは認められない旨、したがつてVFWが復帰後も当該土地においてその活動を継続するためには、地主との間の新たな私法上の合意が必要であること、右合意が得られない場合はVFWが本件土地の使用を続ける根拠が失われることを説明し、米側もこれを了として前述の合同委員会合意を得た次第であり、それ以上特定の措置につき日米間に合意は行われなかつた。

三について

本件土地の施設の撤去及び土地の明渡しは、

米国政府と地主ないしはVFWと地主との間の問題であつて、米国政府については、地主より復元ないしは復元補償の要求が、所定の手続に従つて米国土地損害賠償審査委員会に提起されれば同委員会において右要求につき決定が行われることとなる。

四について

我が国は返還協定第四条第一項において請求権を放棄しているが、同条第二項において、除外規定が定められており、同条に関する合意議事録の1(1)によれば、本件土地の復元補償問題は、同条第二項により請求権を放棄しない場合に該当すると考えられる。したがつて復元補償要求については、前記三のとおり米国土地損害賠償審査委員会において決定されることとなる。

五について

復帰以降もVFWクラブが本件土地の占有を続けている事実については、復帰前にVFWクラブの本件土地の使用を許したのは米国政府である経緯にもかんがみ、政府としては米国政府がVFWクラブに対して働きかける等本件土地の明渡しの実現につき善処方強く米国政府に申し入れてある。

右答弁する。

青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地法第五条の規定による転用許可処分に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和四十九年五月七日

提出者 米内山義一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地法第五条の規定による転用許可処分に関する質問主意書

東北電力株式会社及び東京電力株式会社の両社は、各々一千万キロワットの出力を有する原子力発電所の設置を計画し、それを理由として約一千ヘクタールの用地を買収するためにその地区内の農地を対象に農地転用の許可申請をした。

これに対して農林大臣は、昭和四十六年十二月に農地法第五条の規定に基づく許可の行政処分を行った。

この処分には、重大、かつ、明白な誤謬と違法性があると考えられるので、次の点について政府の見解を伺いたい。

農地転用許可基準(昭和三十四年十月制定)の第二章第二節一般的基準には、「申請について次の各事項を検討し、これに該当しない場合は許可しない」とある。

従つて、これを許可するに当たり、当然次に述べる各項目を検討の上、許可相当と認定したものである。

第一 申請目的の実現の確実性について

一 申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供すると認定した根拠は、なんであるかを明らかにされたい。

二 原子力発電所の設置は、電源立地必要性の審査、安全審査、環境審査など、特に複雑な手続過程を経なければならぬ。これらの承認や免許が遅滞なくなされると認定したその根拠を詳細に明らかにされたい。

三 この規定の遅滞なくという期間は、数か月か、数年か、それとも数十年であるのか、統一的な解釈を明らかにされたい。

第二 計画面積について

一 申請面積が、その申請目的の実現のため必要な最小限度の面積であると認定したその根拠を明らかにされたい。

二 原子炉百万キロワットに対して必要最小限度とした面積の基準はなにによるか。また、二十個にも及ぶ炉の間隔距離はどれだけとつてあるのか、詳細を明らかにされたい。

第三 位置について

申請された位置が、周囲の農地、市街区域、街路、農業、水産業等の生産条件に及ぼす影響が少なくない認められた根拠をその計画目的の規模と対照して技術的に明らかにされたい。

第四 排水について

一 申請に係る事業がどれだけの用水を取水し、排水するのか、その性質は周辺の環境にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、あるいはないのか、それを判定した根拠を明らかにされたい。

二 この排水や環境問題について、住民、特に水産業関係者に反対はなく、たやすく同意を得られるものと認定した理由と根拠を明らかにされたい。

第五 被害防除について

同一団地に、二千万キロワットの原子力発電所を設置することは、安全性の上からみた場合世界の常識をこえたものといわれる。

一 申請者は被害防除のためにどのような対策を用意しているのか、申請計画の内容を明らかにされたい。

二 それによつて必要な防除措置がとられるものと認定した根拠を科学的に明らかにされたい。右質問する。

昭和四十九年五月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員米内山義一郎君提出青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地法第五条の規定による転用許可処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員米内山義一郎君提出青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力

発電所建設用地に対する農地法第五条の規定による転用許可処分に関する質問に対する答弁書

第一について

一 東北電力株式会社及び東京電力株式会社の提出した事業計画によると、発電所建設に必要な工事には昭和四十七年度から着手することとなつており、両電力会社はその事業遂行能力を備えていると認められることから、許可後速やかに工事に着手し、申請の目的に供するものであると判断した。

二 原子力発電所の建設に必要な関係諸法令による許可については、両電力会社の原子力発電所の建設及び運転に係る遂行能力並びに過去における関係諸法令による許可の実績からみて、それぞれ所要の段階において必要な許可を受けられることができると判断した。

三 遅滞なくという期間は、農地転用許可に係る事業計画の規模及び内容に応じ、社会通念上申請に係る土地を申請目的に供するに必要と認められる期間をさすものである。

第二について

一 計画面積については、本件原子力発電所建設に係る申請者の事業計画からみてその安全性の見地から必要最小限度の面積であると判断したものである。

二 必要面積等の判断は一によつたものであり、申請者の事業計画においては、各電力会社ごとに原子炉を二基ずつ五か所に建設する予定となつており、当該設置か所の距離は約三五〇メートルとされている。

第三について

農地転用許可基準第二章第二節第三に定めるところにより判断したところ、発電所の建設事業は土地収用法により土地を収用することができ公共の利益となる事業とされており、更に当該地域につき昭和三十九年に青森県が通商産

業省の委託を受けて行つた原子力発電所立地調査の結果も参酌し安全性の確保について配慮した上で位置の選定はやむを得ないものと判断した。

第四について

発電所用水(一社当たり一日二万立方メートル)の取水及び復水冷却水(原子炉一基当たり毎秒五十〜六十立方メートル)の排水に伴う農業用水利及び漁業権との調整については、青森県と両電力会社が協力して行うこととなつているので、適切に措置されるものと判断した。

第五について

本件原子力発電所の建設については、原子炉の利用による災害の防止等のため関係諸法令による規制があり、所要の段階において、その規制に従つた措置がとられることにより被害防除がなされるものと判断した。

右の質問を提出する。

むつ小川原開発における農地転用事前審査制度に係る脱法及び違法行為に関する質問書

昭和四十九年五月七日

提出者 米内山義一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

むつ小川原開発における農地転用事前審査制度に係る脱法及び違法行為に関する質問書

昭和四十六年四月に制定された農地転用関係事務処理要領は、その第一許可関係の三において、事前審査の制度を設けた。この主旨は次のように理解されている。

この事前審査の制度は、農地転用許可基準と相まつて、転用候補地の選定を農地転用許可基準に示す条件に適合する位置に仕向けていく手段である。従来ともすれば転用候補地の選定は、事業

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 朗読を省略した議長長の報告

一四二六

計画者の意のままに行い、単に地価が安いというだけで位置を定めたり、あるいは市町村長等の工場誘致の熱意によりある程度の広さの場所を定めたりして、農業上の配慮を怠りがちなことがあつた。そして転用の許可申請がなされたときは既に農地法上の許可を停止条件とする売買契約が締結されていたり、手付金が支払われているような事例があつた。そのために申請者をはじめとする関係者が是非でも許可を得なければならぬに陥り、処分庁に対し激しい陳情を繰り返したりした。他方、農民は受領した代金を既に使い果たし、抜き差しならぬ立場に追い込まれる場合も見受けられたのである。こうした混乱を未然に防止する必要からこの事前審査制度を設けたものである。

(1) この理解と解釈は、国がこの制度を設けた主旨と相違するものであるのか、政府の見解を明らかにされたい。

(2) この理解に過不足があるとするならば、その点を明確に指摘されたい。

二 仙台農政局長は、昭和四十七年十一月むつ小川原開発株式会社からの申出に対して事前審査の内示をした。そのとき、これを受けた申出人は、この内示をもつて転用許可の内示であるとして、土地所有者との間に実質的な売買契約の締結を開始した。

(1) 内示に当たり、これは転用許可の内示であると指導したものであるかを伺いたい。

(2) 私の質問に対する農林水産委員会における政府答弁によれば、内示の段階は買取の同意を求めるべく交渉開始の段階であるとしているが、いずれが正当か答弁されたい。

三 むつ小川原開発株式会社は、青森県が設立した財団法人むつ小川原開発公社をして用地の買取交渉並びに売買契約等を代行させている。その売買契約のやり方は、契約と同時に土地代金の三十パーセントを支払い、停止条件を付し、所有権移転の仮登記をすれば五十パーセントを

支払い、許可を得た後所有権の移転を完了すれば残余の二十パーセントを支払うこととしている。

(1) これをもつて交渉開始の段階とみなすことは妥当であるのか。その見解を伺いたい。

(2) この行為を農地法第五条に定める権利の移転、設定の法律行為とみなすことは、何ゆえに困難であるのか、その理由を明示されたい。

(3) 農地法第五条第一項違反を処罰する法意は、いかなるものであるのか、その見解を明らかにされたい。

四 事前審査制度の要領書によれば、申出方法として、事業計画者には、農地の権利者と用地取得の交渉に入る前に直接地方農政局長に対し、様式第六号による農地転用事前審査申出書を提出させるとあり、さらに申出に基づく処理として、都道府県知事は、申出書写の送付を受けたときは申出書の記載事項について、検討のうえ様式第七号による意見書を作成し、速やかに地方農政局長に提出するものと示されている。

(1) 右に係る審査申出書(様式第六号)と青森県知事より提出された意見書(様式第七号)の内容を明らかにされたい。

(2) 事業計画者の立場を考慮して、秘密扱いとする事項があるならば、申請人から申出の有無を明らかにされたい。

五 むつ小川原開発の第一次基本計画と住民対策大綱が昭和四十七年九月に閣議において口頭了解された。それによれば、計画の内容は工業規模において、石油精製一日につき二百萬バレル、石油化学(エチレン換算年)四百萬トン、電力一千万キロワットである。これは超世界最大規模である。それを立地させるために、およそ五千ヘクタールの用地取得が必要であるとされている。

(1) 政府は閣議で口頭了解するに当たり、この内容を点検審議のうえ、それを適正なりと

し、また、その実現可能性について関係省庁の合意があつたものであるかを明らかにされたい。

(2) その閣議口頭了解の意義を明確にされた。

(3) この閣議口頭了解をもつて、転用許可基準第二章第一節第一の二に規定されている関係省の調整を了承したものと取り扱うものであるか否かを明らかにされたい。

六 むつ小川原開発に關連して、政府関係機関と三井不動産社長江戶英雄君との開発用地の取得に係る事前打ち合わせについて

大手不動産会社である三井不動産株式会社が、全額自社出資の内外不動産株式会社と称する覆面会社を創立し、開発予定地区である六ヶ所村において、昭和四十四年八月一日から翌四十五年九月三十日まで一年二か月の間に三百七十四萬七千七百五十五平方メートル(公簿による)の土地買占めを行った。これには、農地法違反行為があつたため摘発された事実もある。

この買占め事件について、昭和四十八年四月十九日、参議院物価対策特別委員会において、参事として出席を求められた日本不動産協合理事長であり、かつ、三井不動産社長である江戶英雄君に対して、同委員の大橋和孝君、渡辺武君の両君が質問している。これに対して江戶英雄君は、答弁の中で「私は五年ほど前に、これはちやんと関係当局と打ち合わせをいたしました適正な使用目的と適正な開発目的、それで、これは全面的に将来組織ができた場合には供出すると、こういう約束をやつたものであります。……」と述べている。

この五年ほど前にということとは、昭和四十三年に当たり、三井不動産が、土地買占めに現地に乗り込んだ時期でもある。また政府が、新全国総合開発計画を策定中で、それを公表する以前である。また、青森県がこの開発構想を発表するはるか以前でもあつた。そうした時点にお

いて、関係当局が三井不動産と打ち合わせをし、その上いかなる内容であるにせよ、約束を取り交わすなどは、希有の由々しい問題を内包しているものと疑わざるを得ない。

政府関係当局、特に農林省、経済企画庁、通商産業省において、江戶英雄君が証言したような事実の有無を調査の上答弁されたい。

七 農地法上の脱法行為について

むつ小川原開発地域においては、一見して知能的に研究しつくされたと思われる極めて巧妙かつ悪質な脱法行為が行われている。むつ小川原開発株式会社には、就職直前まで農地法上の許可権限を有していた高級官僚が、常務取締役として天下りしている。本来ならば、政府機関と地方公共団体等の出資によつて成立しているこのような法人に法律違反行為など発生すべき理由はあろうはずはないのである。しかるに、驚嘆に価する農地法上の例をみないような悪質な脱法行為が続出している。その一例を述べるならば、この開発区域に、開拓パイロット事業として、六億円の公共投資をし、開田基盤整備をした発着地地区というのがある。むつ小川原開発会社は、その地区の道路、用排水を買収しようとしている。しかもこの地区は、いまだ成功検査も完了していない新規地区でもある。

いつたい整備された農耕地数百ヘクタールの中の道路、水路だけを開発目的のために取得するといふようなやり方は、どこにこんな先例をみることができようか。これに関し、受益者の間で賛否両論が対立して紛争が深刻になつていく。こうした事態に対して、青森県の農林当局は、営農に差し支えさえなければ、売買は差し支えないといふような指導をしている。

農業政策は、国家の政策の中で最も重要なものの一つであることは論をまたない。その中にあって、土地改良法は主要な柱の一つであり、農地法またしかりである。法律の目的とするところは明白である。これはすべて国法として制

定され、政府によつて指導され、あるいは企画、助成されているものである。

(1) このような青森県の指導は、国の指導方針と一貫しており、社会通念の上から妥当なものとされてしかるべきか見解を求める。

(2) 耕作地の道路、水路などだけを買占めることは、衣服を着ている人の帯だけを奪い取ることに等しく、やがてはその人をまる裸にする手段としか考えられない。こうしたことは、法律の精神に照らし合わせて信義と誠実に基づいた権利の行使ということが許されるであらうか、また、公序良俗に反逆するものでもないか、また、公序良俗に反逆するものでもないか、また、公序良俗に反逆するものでもないか、これに対する指導的見解を明らかにされたい。

(3) この場合、道路、水路は法律上農地ではない。従つて、法は売買に制限を加えていない。ゆえに合法だと開発公社は指導している。これは馬車の通行を禁ずという制札に対し、牛車ならば通行差し支えなしとする論理と同じで、形と体裁の上では合法を装い、実質的には法を犯すものと考えられる。

政府の指導方針は、これを脱法行為としないうものであるとするならば、その理由を明らかにされたい。

八 農地法上の詐欺、不正行為について

農地法第八十三条の二第四号は詐欺その他の不正手段により許可を受けたものの、その許可を取り消し得ることを確定的に明らかにしたものである。

(1) 第五条の許可申請するに当たり、客観的にも明白な虚偽、虚構を計画の目的とし、許可権者を欺まんして得た許可は、法第八十三条の二第四号の詐欺行為に該当しないか。

(2) その虚構を知りつつなされた許可処分は重大かつ明白な瑕疵を有するものというべきではないか。この二点について明快な回答を求める。

右質問する。

昭和四十九年五月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員米内山義一郎君提出むつ小川原開発における農地転用事前審査制度に係る脱法及び違法行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員米内山義一郎君提出むつ小川原開発における農地転用事前審査制度に係る脱法及び違法行為に関する質問に対する答弁書

一 について

農林大臣の許可を必要とする大規模な農地転用（二ヘクタールを超える農地転用）については、転用候補地につきその選定を適正円滑ならしめ、かつ、当該許可に係る事務処理の迅速化を図るため、原則として農地転用許可申請前において、事業計画者が転用候補地の選定の適否につきあらかじめ農林大臣に事前審査の申出を行うよう指導しているものである。

二 について

(1) 農地転用事前審査結果の内示に際し、これを許可の内示であるとする指導はしてない。

(2) 事業計画者が転用候補地の取得交渉開始の段階で事前審査の申出をし、事前審査の結果、転用候補地の選定が適当である旨の通知を受けた場合に、転用候補地の権利取得につきその所有者等と協議をし、許可を条件として所有権を移転する旨の売買契約を締結する等所要の手続を進めることは差し支えないと考えている。

三 について

農地法第五条は、農地又は採草放牧地につき転用目的で行う所有権その他の使用及び収益を

目的とする権利の設定又は移転を許可にからしめており、この許可を受けないでした権利の設定又は移転は同法第二項で準用する同法第三条第四項の規定によりその効力を生じないが、この許可を受けずに、農地について転用目的で売買契約等を締結し、かつ、その農地をその買主等に引き渡すなど、権利の設定又は移転の効力を生じないまま、事実上その効力を生じた場合に行われると等しい行為が行われる場合には、同法第五条が右権利の設定又は移転につき許可を要することとしている趣旨に実質上反することとなるので、同法第九十二条においてかかる行為をした者を罰することとしているものである。

御指摘によれば、むつ小川原開発株式会社、農地につき転用目的で売買契約を締結し、その対価の相当部分を支払っているが、右の売買契約においては、同法第五条第一項の許可を条件として売買を行うこととされているものであり、また右対価の相当部分の支払のみでは事実上その農地の所有権を所得したに等しい行為であるとはいえないから、これらの行為をもつて同項の規定に違反したものということはできないと考える。

四 について

農地転用の事前審査を行う場合においては、事業計画者の立場を考慮して、申出のあつた事項については秘扱いとしていた。

昭和四十七年十月三十一日付けをもつてむつ小川原開発株式会社から東北農政局長に対して提出された農地転用事前審査申出書の内容については、同社から秘扱いとされたい旨の申出がなされている。

なお、概要について申し述べれば、次のとおりである。

(一) 申出候補地の概要

工業用地として計画されているものは、青森県上北郡六ヶ所村大字栗葉、尾駸ほかの土

地五、二三〇ヘクタールで、うち農地一、六一〇ヘクタールが含まれている。

住宅用地として計画されているものは、六ヶ所村大字倉内の土地二四〇ヘクタールで、うち農地二二〇ヘクタールが含まれている。

(二) 事業計画

工業用地については、昭和六十年年度末までに四、三九〇ヘクタールを工業用地として、また、八四〇ヘクタールを公共的用地として造成分譲する。

住宅用地については、昭和六十年年度末までに一二ヘクタールを住宅用地として、また、一一八ヘクタールをその他用地として造成分譲する。

(三) 用地選定の理由

工業用地については、昭和四十七年九月十四日の閣議において口頭了解された工業開発地区に適合するものとして選定したものである。

住宅用地については、青森県の指導の下に新たに都市形成を図るために必要な条件を検討し、地元の意向を考慮して候補地を選定したものである。

青森県知事の意見書においては、総合意見として、工業用地・住宅用地とも転用相当と認められる旨記載されている。

五 について

(1) 昭和四十七年九月十四日の閣議口頭了解は、青森県知事から関係各大臣あてに提出された「むつ小川原開発第一次基本計画」について検討の上、関係省庁間で申し合わせた当面のむつ小川原開発の方針を内容とするものである。

むつ小川原開発については、この申合せに基づき、地域住民の理解と協力の下に工業開発とあいまつて、農林水産業及び中小企業の振興を図るとともに、豊かな自然環境を保全しつつ地域住民の生活環境を整備し、移転を

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

余儀なくされる住民の生活再建措置をあらかじめ講ずるなど住民対策に万全を期するものとするが、当面、青森県の計画を参照して、土地利用の具体化を進めるなど所要の措置を講ずるものとし、総合開発計画の策定については、今後の調査の成果に基づき逐次検討を加えていくこととしている。

むつ小川原開発に必要な用地の買収等については、地域住民の理解と協力を前提に、特に地域住民の生活再建に配慮しつつ、関係各省庁で土地利用の調整を了したもののについて、原則としてむつ小川原開発株式会社が青森県むつ小川原開発公社を通じて一元的に進めるものとし、当面、用地の取得面積は工業開発地区及び新市街地等約五、五〇〇ヘクタールを見込んでいます。

工業立地としては、差し当たり石油精製及びこれに関連する石油化学、火力発電の立地想定しているが、その規模については、用地取得の推移を踏まえつつ環境条件に適合するよう自然環境の保全を含めた総合的な観点から更に調査検討を加え、慎重に決定することとしている。

青森県知事に対しても、工業開発の規模については、公害防止など環境問題を中心として更に調査を行い再検討するよう指示している。

(2) むつ小川原開発は、各省庁にまたがる重要事項であるので、閣議において口頭により、その了承を求めたものである。

(3) むつ小川原開発に係る工業開発地区及び新市街地等の土地利用計画について今後関係省庁間で調整を了し、その計画に係る農地等につき工場用地、新市街地等の敷地に供するため権利の設定又は移転が行われる場合は、農地転用許可基準第二章第一節第一の「農業以外の土地利用計画との調整を了した地域の取扱」に該当するものとして取扱うこととし

ている。

六について
政府関係当局において、そのような事実はない。

七について
道路及び水路は農地ではないが、この発着地区に係る大部分の道路及び水路の所有権を移転する場合には、農地法第七十三条の規定による許可を受けなければならない。

また、この発着地区に係る道路及び水路の取扱については、この地区の農地その他の土地利用の見通しに配慮し、関係農業者の営農上支障が生じないよう配慮することについて青森県等を指導してまいりたい。

八について

(1) 農地法第五項第一項の許可に関し、申請者が申請書に虚偽の記載をする等処分庁を欺まんし、処分庁をして錯誤により許可要件に該当しないものにつき許可処分をなした場合には、同法第八十三条の二第一項第四号に規定する要件に当たると考える。

(2) 農地法第五項第一項の許可申請書に虚偽の事実の記載があつたとしても、処分庁の事実調査により許可要件に該当すると判断される場合もありうるから、申請者による申請書の虚偽の記載のみをもつて、直ちに当該許可処分が、重大かつ明白な瑕疵を有するものということはできないものと考ええる。

右答弁する。

公衆浴場に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年五月二十一日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

公衆浴場に関する質問主意書

公衆浴場(通称銭湯)が経営難でどんどん減つていく。公衆浴場は昔から庶民の心の洗たく場とい

われてきたが、最近に入浴料金の値上がり、自家風呂の普及等により入浴客が激減し、昭和四十五年に一浴場一日当たり平均三百人以上あつた利用客が最近では二百人以下となり、浴場経営は重大な危機に立たされている。その上、燃料の値上がり、人件費の高騰等による入浴料金の値上げが検討されている最近の状況では更に利用客が減る傾向にあり、悪循環となつていく。

このような原因で公衆浴場数も昭和三十九年の二万二千九百八十八軒をピークに年々廃業による減少が目立ち、昭和四十四年に三百軒、同四十五年に五百四十四軒、同四十六年に六百六十二軒、同四十七年に九百二十九軒と減少している。これは一日平均約三軒近くが廃業していることになる。四十八年もその傾向が続いている現状から見れば公衆浴場利用の多い低所得階層者の公衆衛生上に及ぼす影響は無視できない。よつて、次の事項について質問する。

一 自家風呂をもたない低所得利用者の公衆衛生上の観点から、浴場の適正配置を考慮しつつ、一軒当たり入浴利用者が減つていく中でも浴場の営業が成り立つために政府は次の事項を実施すべきであると思うが、どうか。

(1) 設備改善資金のために環境衛生金融公庫の利子を更に引き下げること。

(2) 固定資産税の減免等税制上の優遇措置を講ずること。

(3) 地方公共団体では、公衆浴場助成の一環として入浴料金の一部を補助する等、一定入浴者が確保できない浴場への助成を行っているが、政府としても地方公共団体が助成を行うときの助成額と同額の補助を当該地方公共団体を経て補助するか、又は地方交付税の算定に当たりこれら浴場施設と入浴利用者数を算定の対象とすること。

二 浴場経営の多角化を図つて積極的に経営を安定向上せしめるために、次の二点を実施すべきだと思ふが、どうか。

(1) 老人福祉施設の不足を補う上からも、これら既存の公衆浴場を活用し、入浴料の無料化をすめ、それを政府が補助すること。

(2) それらのための浴場の附属設備の増設、娯楽施設の設置等について、公庫の貸付け限度額を引き上げ、かつ、助成措置を講ずること。

三 現在、公衆浴場については公衆浴場法で、入浴料金は物価統制令で定められており、更に運営上の具体策は各地方自治体の条例で規定されている。公衆浴場衛生のあり方を規制し、物価統制令である種の制約が必要であるという側面はわかるとしても、統制のあり方について国の助成策とからめて内容を再検討すべきだと思ふが、どうか。

右質問する。

昭和四十九年五月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員小沢貞孝君提出公衆浴場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出公衆浴場に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 環境衛生金融公庫融資の基準利率は年八・九％であるが、公衆浴場設備に対しては、当該営業のおかれていく状況等を考慮し、給水湯設備、浴槽、洗場、貯油槽、ロッカー、鏡等公衆浴場に不可欠な設備について、他の場合よりも低い年七・五％の利率で融資するよう配慮しているところであり、またその他換気設備、暖房設備等についても年八・五％としている。

(2) 公衆浴場に係る固定資産税については、当該営業のおかれていく状況等にかんがみ、土地の税負担が特に著しく増加している場合に

おいては、納税者の担税力の実情を考慮し、営業の用に供されている土地に係る固定資産税を軽減することが適当である旨地方公共団体を指導しているところである。

また、公衆浴場の建物については、他の用途の建物に比べて、その耐用年数を短縮することにより、従来から他の建物よりも有利に取り扱われている。

(3) 公衆浴場の入浴料金については、適正な費用及び利潤をまかない得るものであることが必要であり、この趣旨から、昨年十一月に当該料金の算定方法の合理化を図り、都道府県知事に指示したところである。

なお、公衆浴場の経営の安定と近代化を図るための方策等については、今年度において、学識経験者からなる検討委員会を設け、慎重に検討することとしている。

二について

(1) 浴場経営の多角化については、従来から環境衛生金融公庫の経営多角化設備資金の融資、環境衛生関係営業経営相談員の指導等によりその推進を図っているが、今年度においては融資条件を改善するとともに、より専門的な経営指導を行うため環境衛生関係営業経営指導員制度を設けることとしている。更に、公衆浴場経営の多角化方策については、前記の検討委員会を検討することとしたい。

(2) 環境衛生金融公庫の貸付限度額は、原則として、一、五〇〇万円であるが、浴場業の場合には特に三、〇〇〇万円としており、更に、今年度においては、その内枠として従来一、〇〇〇万円以内とされていた経営多角化設備資金の貸付限度を撤廃する等の助成措置を講じているところである。

三について

公衆浴場の入浴料金については、入浴が国民生活に不可欠であること等から、物価統制令により統制しているところであり、その運用に当

たつては、料金算定方法の合理化を図る等当該料金の適正化に努めている。

今後の公衆浴場入浴料金の統制のあり方については、国民の生活様式の変化等も考慮し、物価統制令以外の公約関与の方法等も含めて、前記検討委員会において慎重に検討することとしている。

右答弁する。

文部省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会閣法第一五号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、文部省の内部部局として、高等教育の拡充整備とその改革に取り組む大学局と、学術の振興と教育、学術及び文化の国際交流の推進に取り組む学術国際局とを設置し、学術国際局にユネスコ国際部を置き、それぞれの所掌事務を定めるとともに、これに伴い大学学術局及び日本ユネスコ国内委員会事務局を廃止しようとするものである。

なお、施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日としている。

二 議案の可決理由

本案は、文部行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約千七百五十万四千円が昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十九年六月三日

内閣委員長 徳安 實蔵
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十九年二月二十日付けの人事院の「国家公務員災害補償法等の改正に関する意見の申出」に基づき、障害補償年金、障害補償一時金及び遺族補償年金の給付水準の改善等を行おうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 障害補償年金及び障害補償一時金の算定基礎となる日数を改め、年金の第一級から第七級までの等級にあつては平均給与額の三三・三二分(現行二八・〇二分)ないし一三・一分(現行一・一七二分)とし、一時金の第八級から第十四級までの等級にあつては平均給与額の五〇三分(現行四五・〇二分)ないし五・六二分(現行五・〇二分)とし、それぞれの障害等級の区分に応じた金額を一律に一・七引き上げること。

2 遺族補償年金について、妻にあつては、五〇歳未満は平均給与の年額の三五％(現行三〇％)、五〇歳以上五五歳未満は四〇％(現行三五％)、五五歳以上又は廃疾の妻は四五％(現行四〇％)とし、妻以外の遺族にあつては、一人の場合三五％(現行三〇％)から五人以上の場合六七％(現行六〇％)までとし、人数の区分に応じそれぞれ五％ないし七％引き上げること。

3 遺族補償年金の受給権者の請求に基づき支給される前払一時金の額を、平均給与額の一、〇〇〇日分(現行四〇〇日分)に相当する額を超えない範囲で、人事院規則で定める額とすること。

4 その他所要の改正を行うこと。

なお、この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢等にかん

がみ、補償の給付水準の改善を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年六月三日

内閣委員長 徳安 實蔵
衆議院議長 前尾繁三郎殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、人事院が国会及び内閣に対して行った昭和四十九年五月三十日付けの「職員の給与の暫定措置について」の勧告に基づき、勧告どおり、本年四月一日から、一般職の職員の俸給月額を、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、また、非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額も百分の十増額した額とするともに、特別職の職員、防衛庁の職員及び沖繩国際海洋博覧会政府代表について、一般職の職員に準じて、それぞれその俸給月額等を増額しようとするものである。

二 議案の可決理由

昭和四十九年五月三十日付けの人事院勧告の趣旨等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二千八百億円である。

右報告する。

昭和四十九年六月三日

内閣委員長 徳安 實蔵
衆議院議長 前尾繁三郎殿

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(小宮山重四郎君外四名提

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 議案に関する報告書 請願

出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、恩給等の受給者に対する福祉の向上を図るため、昭和四十九年十月一日から実施することとしている恩給法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法及び戦傷病者特別援護法による年金の年額の改定措置等を、一月繰り上げて、昭和四十九年九月一日から実施しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、恩給等の受給者に対する福祉の向上を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十九年度約百二十億六千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、小坂国務大臣より「政府としては、やむをえない」旨の意見が述べられた。

昭和四十九年六月三日

内閣委員長 徳安 實蔵
衆議院議長 前尾繁三郎殿

一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い裁判官の給与を改定しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 昭和四十九年度に限り、裁判官の報酬月額はその額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたと

きは、これを切り捨てた額)とする。

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、昭和四十九年度に限り、裁判官の報酬を一般の政府職員の俸給の増額に準じて同一の割合で増額しようとするもので、その措置は妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約十二億六千九百万円である。

右報告する。

昭和四十九年六月三日

法務委員長 小平 久雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

一 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い検察官の給与を改定しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 昭和四十九年度に限り、検察官の俸給月額はその額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、昭和四十九年度に限り、検察官の俸給を一般の政府職員の俸給の増額に準じて同一の割合で増額しようとするもので、その措置は妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約九億三千三百万円である。

右報告する。

昭和四十九年六月三日

法務委員長 小平 久雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

一 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

二 本件の要旨及び目的

本件は、製品の安全性等に関する検査・検定体制の充実を図ることにより、消費者保護行政を強化するため、通商産業省設置法第二十二條第一項の規定(検査所の支所又は出張所を所要の地に設置することができる旨の規定)により、仙合市に工業品検査所仙合出張所を、札幌市に工業品検査所札幌出張所を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定(国の地方行政機関の設置には国会の承認を要する旨の規定)に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、消費者保護行政を強化するため、製品の安全性等に関する検査・検定体制の充実を図る措置として有効適切なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年六月三日

商工委員長 濱野 清吾
衆議院議長 前尾繁三郎殿

請願

一 恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願(園田直君紹介)(第五〇号)
二 旧軍人恩給等の改善に関する請願(宇

一四三〇

田國榮君紹介(第二〇一号)

三 同外二件(前田正男君紹介)(第二〇二号)
恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願(武藤山治君紹介)(第二七六号)

四 旧満州国政府職員在職期間の恩給通算に関する請願(鯨岡兵衛君紹介)(第九〇〇号)

五 人事院勧告における宿日直手当の実施時期に関する請願(横山利秋君紹介)(第一三九七号)

六 恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願外一件(八田良義君紹介)(第二〇四号)

七 旧満州国開拓団員、国策農業移民及び青少年義勇軍に対する恩給通算に関する請願(旗野進一君紹介)(第二八七八号)

八 恩給の不均衡是正等に関する請願(旗野進一君紹介)(第二九〇八号)

九 旧海軍軍属在職期間の恩給通算に関する請願(谷垣專一君紹介)(第三六四三号)

一〇 国立大学付属学校教育職員給与の適正化等に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第四六六〇号)

一一 同外一件(橋本龍太郎君紹介)(第四六六一号)

一二 同(坪川信三君紹介)(第四六六二号)

一三 同(坂村吉正君紹介)(第四七九四号)

一四 同(大久保武雄君紹介)(第四九二二号)

一五 同(坂田道太君紹介)(第四九二二号)

一六 同(園田直君紹介)(第四九二三号)

一七 同(園田直君紹介)(第四九二四号)

一八 同(野田毅君紹介)(第四九二五号)

一九 同(本名武君紹介)(第四九二五号)

二〇 同外一件(松野頼三君紹介)(第四九二六号)

二一 同(大久保武雄君紹介)(第五二六六号)

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

郎君紹介(第三〇一八号)

三五 地方自治体の超過負担解消に関する請願(關谷勝利君紹介)(第四五五八号)

三六 地方財政の確立に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四九二七号)

三七 地方自治体の超過負担解消に関する請願(天野光晴君紹介)(第五二八四号)

三八 地方公務員退職年金スライド制の早期実現に関する請願(小平久雄君紹介)(第七〇〇五号)

三九 地方公務員等に対する共済年金 恩給の改定実施期日繰上げに関する請願(島田安夫君紹介)(第七〇二三号)

四〇 同(山本幸雄君紹介)(第七〇二四号)

四一 同(三谷秀治君紹介)(第七〇五〇号)

四二 同(武藤嘉文君紹介)(第七〇五一号)

四三 同(山田芳治君紹介)(第七〇五二号)

四四 同(馬場昇君紹介)(第七一三八号)

四五 同(鎌山博君紹介)(第七四七七号)

四六 同(田代文久君紹介)(第七四七八号)

四七 同(三浦久君紹介)(第七四七九号)

四八 地方自治体の超過負担解消に関する請願(宇田國榮君紹介)(第七四八〇号)

四九 地方公務員等に対する共済年金 恩給の改定実施期日繰上げに関する請願(坂田道太君紹介)(第七六二六号)

五〇 同(福永一臣君紹介)(第七六二七号)

五一 地方公務員退職年金スライド制の早期実現に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第七七四〇号)

五二 地方財政の財源確保に関する請願(福永一臣君紹介)(第七八四九号)

五三 地方公務員等に対する共済年金 恩給の改定実施期日繰上げに関する請願(吉田法晴君紹介)(第八〇〇三三号)

五四 地方議会議員の共済年金制度改善に関する請願(吉田法晴君紹介)(第八一八二号)

(法務委員会)

一 保護司の活動強化に関する請願(船田中君紹介)(第三三九号)

二 国立瀬戸少年院の移転促進に関する請願(早稲田柳石門君紹介)(第八二六号)

三 身体障害者の人権を侵害する用語等の使用中止に関する請願(辻原弘市君紹介)(第一二二二号)

四 保護司の活動強化に関する請願(登坂重次郎君紹介)(第一六五一号)

五 身体障害者の人権を侵害する用語等の使用中止に関する請願(早川崇君紹介)(第一七三三三号)

六 保護司の活動強化に関する請願(中尾栄一君紹介)(第五〇七六号)

(外務委員会)

一 日中共同声明に基づく諸協定の早期締結に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第一二九四号)

二 同(倉石忠雄君紹介)(第一二九五号)

三 同(原茂君紹介)(第一二九六号)

四 同(小坂善太郎君紹介)(第一四〇一号)

五 同(吉川久衛君紹介)(第一四〇二二号)

六 同(羽田孜君紹介)(第一五五五号)

七 同(井出一太郎君紹介)(第一二一四号)

八 同(中村茂君紹介)(第一二二六号)

九 同(下平正一君紹介)(第一二五二八号)

一〇 同(林百郎君紹介)(第三〇二三三三号)

(大蔵委員会)

一 滋賀県彦根・長浜地区に国民金融公庫の支店設置に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第一二五五号)

二 中小業者の経営安定のための国民金融公庫の原資増額に関する請願(米原和君紹介)(第二八九九号)

三 昭和四十九年産葉たばこ収納価格の引上げ等に関する請願(赤城宗徳君紹介)

(第三八六号)

四 所得税法における修学費控除に関する請願(中澤茂一君紹介)(第七六六号)

五 同(原茂君紹介)(第七六七号)

六 同(吉川久衛君紹介)(第九〇七号)

七 同(羽田孜君紹介)(第九〇八号)

八 同(井出一太郎君紹介)(第一〇五〇号)

九 同(下平正一君紹介)(第一〇五一号)

一〇 同(中村茂君紹介)(第一一三〇号)

一一 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一二九七号)

一二 中小業者に対する税制改正等に関する請願(有島重武君紹介)(第一四〇三三三号)

一三 身体障害者の使用するカーキラーに対する物品税免除に関する請願(金丸徳重君紹介)(第一四〇四号)

一四 昭和四十九年産葉たばこ収納価格の引上げに関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一五五六号)

一五 身体障害者の使用するカーキラーに対する物品税免除に関する請願(矢野純也君紹介)(第一六五三三三号)

一六 中小業者に対する税制改正等に関する請願(村上弘君紹介)(第一八一四号)

一七 都市近郊の農業後継者に対する相続税特別措置に関する請願(荒木宏君外一名紹介)(第一八一五号)

一八 同(阪上安太郎君紹介)(第一八八五号)

一九 中小業者に対する税制改正等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二五九六号)

二〇 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六六九号)

二一 国家公務員共済組合法施行前の退職者の処遇改善に関する請願(谷垣專一君紹介)(第二九六七号)

二二 中小業者に対する税制改正等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二九六九号)

二三 有線放送電話に対する税制の特別措置

に關する請願外十件(正示啓次郎君紹介)(第三二六五五号)

二四 中小業者に対する税制改正等に関する請願外一件(林孝矩君紹介)(第三二七八号)

二五 有線放送電話に対する税制の特別措置に關する請願(住来作君紹介)(第三四八七号)

二六 同外二件(木野晴夫君紹介)(第三五五四号)

二七 同外二件(塩崎潤君紹介)(第三五五五号)

二八 同外三件(關谷勝利君紹介)(第三五五六号)

二九 同外十五件(足立篤郎君紹介)(第三六一五号)

三〇 同外五件(井出一太郎君紹介)(第三六五二五号)

三一 同外八件(上村千一郎君紹介)(第三六五三三三号)

三二 同外六件(小沢貞孝君紹介)(第三六五四四号)

三三 同外九件(大石千八君紹介)(第三六五五五号)

三四 同外三十三件(大久保武雄君紹介)(第三六五六六号)

三五 同外二件(小川平二君紹介)(第三六六七七号)

三六 同外七件(海部俊樹君紹介)(第三六七八八号)

三七 同外六件(梶山静六君紹介)(第三六八九九号)

三八 同外二件(唐沢俊二郎君紹介)(第三六九〇〇号)

三九 同外十二件(吉川久衛君紹介)(第三六九六一号)

四〇 同外五件(栗原祐幸君紹介)(第三六九二二二号)

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

- | | | | | | | | |
|----|--------------------------|----|--------------------------|-----|--------------------------|-----|----------------------------|
| 四一 | 同(小平久雄君紹介)(第三六六三三号) | 六三 | 同外十件(高島修君紹介)(第三八八七号) | 八四 | 同外四件(植木庚子郎君紹介)(第四〇九二二号) | 一〇五 | 同外二件(篠田弘作君紹介)(第四一三三三三) |
| 四二 | 同外一件(小平忠君紹介)(第三六六四号) | 六四 | 同外七件(徳安實藏君紹介)(第三八八八号) | 八五 | 同(近藤隆美君紹介)(第四〇九三三三) | 一〇六 | 同外一件(菅波茂君紹介)(第四一四一四一) |
| 四三 | 同外六件(小坂善太郎君紹介)(第三六六五号) | 六五 | 同外八件(中尾栄一君紹介)(第三八八九九号) | 八六 | 同外二件(小此木彦三郎君紹介)(第四〇九四四四) | 一〇七 | 同外六件(田川誠一君紹介)(第四一五五五五) |
| 四四 | 同外二件(佐々木良作君紹介)(第三六六六号) | 六六 | 同外二件(中尾宏君紹介)(第三八九〇〇号) | 八七 | 同外二十三件(小澤太郎君紹介)(第四〇九五五五) | 一〇八 | 同(田澤吉郎君紹介)(第四一六六六六) |
| 四五 | 同外二十六件(田中大助君紹介)(第三六六七号) | 六七 | 同外十二件(中垣國男君紹介)(第三八九九一号) | 八八 | 同外二件(小沢辰男君紹介)(第四〇九六六六) | 一〇九 | 同(田中寛君紹介)(第四一七七七七) |
| 四六 | 同外六件(高見三郎君紹介)(第三六六八号) | 六八 | 同外十件(浜田幸一君紹介)(第三八九二二二) | 八九 | 同外十五件(小淵恵三君紹介)(第四〇九七七七) | 一一〇 | 同外三件(田村元君紹介)(第四一八八八八) |
| 四七 | 同外七件(中尾宏君紹介)(第三六六九号) | 六九 | 同外十八件(藤本孝雄君紹介)(第三八九三三三) | 九〇 | 同外四件(越智伊平君紹介)(第四〇九八八八) | 一一一 | 同外一件(高橋千寿君紹介)(第四一九九九) |
| 四八 | 同外十三件(丹羽喬四郎君紹介)(第三六七〇号) | 七〇 | 同(三池信君紹介)(第三八九四四四) | 九一 | 同外二件(大野明君紹介)(第四〇九九九九) | 一二二 | 同(谷内繁一君紹介)(第四二〇〇〇〇) |
| 四九 | 同外十三件(丹羽兵助君紹介)(第三六七一号) | 七一 | 同外二件(水野清君紹介)(第三八九五五五) | 九二 | 同外三十件(加藤六月君紹介)(第四二〇一一一) | 一二三 | 同外七件(竹下登君紹介)(第四二一一一一) |
| 五〇 | 同外五件(羽田孜君紹介)(第三六七二二二) | 七二 | 同(森美秀君紹介)(第三八九六六六) | 九三 | 同外三件(金子一平君紹介)(第四二〇二二二) | 一二四 | 同外二件(地崎三郎君紹介)(第四二二二二二) |
| 五一 | 同外七件(橋本登美三郎君紹介)(第三六七三三三) | 七三 | 同外四件(山下徳夫君紹介)(第三八九七七七) | 九四 | 同外三件(鴨田宗一君紹介)(第四二〇三三三) | 一二五 | 同外五件(坪川信三君紹介)(第四二二三三三) |
| 五二 | 同外十一件(藤尾正行君紹介)(第三六七四四四) | 七四 | 同外六件(渡辺延三君紹介)(第三八九八八八) | 九五 | 同外五件(木村俊夫君紹介)(第四二〇四四四) | 一二六 | 同外一件(戸井田三郎君紹介)(第四二四四四四) |
| 五三 | 同(坊秀男君紹介)(第三六七五五五) | 七五 | 同外十三件(安倍晋太郎君紹介)(第四〇八三三三) | 九六 | 同外九件(久保田円次君紹介)(第四二〇五五五) | 一二七 | 同外四件(渡海元三郎君紹介)(第四二五五五五) |
| 五四 | 同外十五件(渡辺美智雄君紹介)(第三六七六六六) | 七六 | 同外一件(阿部喜元君紹介)(第四〇八四四四) | 九七 | 同(熊谷義雄君紹介)(第四二〇六六六) | 一二八 | 同外一件(水田三喜男君外一名紹介)(第四二六六六六) |
| 五五 | 同外九件(伊能繁次郎君紹介)(第三六七七七七) | 七七 | 同外七件(荒松清十郎君紹介)(第四〇八五五五) | 九八 | 同外十一件(小島徹三君紹介)(第四二〇七七七) | 一二九 | 同外三件(野田卯一君紹介)(第四二七七七七) |
| 五六 | 同外五件(稻葉修君紹介)(第三七八八〇〇) | 七八 | 同(有田喜一君紹介)(第四〇八六六六) | 九九 | 同外七件(河野洋平君紹介)(第四二〇八八八) | 一二〇 | 同外十八件(野原正勝君紹介)(第四二八八八八) |
| 五七 | 同(白井莊一君紹介)(第三八八一一一) | 七九 | 同外六件(井原岸高君紹介)(第四〇八七七七) | 一〇〇 | 同外三件(河本敏夫君紹介)(第四二〇九九九) | 一二一 | 同外一件(野呂恭一君紹介)(第四二九九九九) |
| 五八 | 同外四件(大竹太郎君紹介)(第三八八二二二) | 八〇 | 同外二件(伊東正義君紹介)(第四〇八八八八) | 一〇一 | 同(近藤鉄雄君紹介)(第四二一〇〇〇) | 一二二 | 同(服部安司君紹介)(第四二一一一一) |
| 五九 | 同外五件(大野市郎君紹介)(第三八八三三三) | 八一 | 同外一件(今井勇君紹介)(第四〇八九九九) | 一〇二 | 同(佐々木秀世君紹介)(第四二一一一一) | 一二三 | 同外七件(原健三郎君紹介)(第四二二二二二) |
| 六〇 | 同(飯谷忠男君紹介)(第三八八四四四) | 八二 | 同外十一件(宇野宗佑君紹介)(第四〇九〇〇〇) | 一〇三 | 同外五件(櫻内義雄君紹介)(第四二一二二二) | 一二四 | 同外七件(廣瀬正雄君紹介)(第四二二三三三) |
| 六一 | 同(久野忠治君紹介)(第三八八五五五) | 八三 | 同外六件(上田茂行君紹介)(第四〇九一一一) | 一〇四 | 同(坂口力君紹介)(第四二一二二二) | | |

- [illegible]

- 六六 同(福田篤泰君紹介)(第二二五号)
 六七 同(山崎拓君紹介)(第二二六号)
 六八 同外二件(木村武雄君紹介)(第二二二号)
 六九 同外二件(黒金泰美君紹介)(第二九三三号)
 七〇 同外二件(松澤雄蔵君紹介)(第三二五五号)
 七一 同(金丸徳重君紹介)(第三四一号)
 七二 同(加藤紘一君紹介)(第三四二二号)
 七三 同外二件(吉川久衛君紹介)(第三九〇号)
 七四 同外二件(近藤鉄雄君紹介)(第三九一五号)
 七五 人口急増地域の教育施設建設費に対する助成強化に関する請願(東中光雄君紹介)(第四三九号)
 七六 同(井岡大治君紹介)(第五三二一号)
 七七 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願外二件(廣瀬正雄君紹介)(第四四二二号)
 七八 同(濱野清吾君紹介)(第五三三二号)
 七九 同外十九件(木村俊夫君紹介)(第六二三三三号)
 八〇 同外二十四件(田村元君紹介)(第六二四四号)
 八一 同外四十八件(田中寛君紹介)(第六二五五号)
 八二 同外十八件(野呂恭一君紹介)(第六二六六号)
 八三 同外四十三件(山本幸雄君紹介)(第六二七七号)
 八四 私立幼稚園教育振興に関する請願(足立篤郎君紹介)(第四四三三三号)
 八五 同(天野公雄君紹介)(第四四四四号)
 八六 同(伊藤宗一郎君紹介)(第四四五五号)
 八七 同(江藤隆美君紹介)(第四四六六号)
 八八 同(小比木彦三郎君紹介)(第四四七七号)
- 八九 同(大西正男君紹介)(第四四八八号)
 九〇 同(小澤太郎君紹介)(第四四九九号)
 九一 同(越智通雄君紹介)(第四五〇〇号)
 九二 同(菅野和太郎君紹介)(第四五一一号)
 九三 同(角屋堅次郎君紹介)(第四五二二号)
 九四 同(木村俊夫君紹介)(第四五三三三号)
 九五 同(鯨岡兵輔君紹介)(第四五四四号)
 九六 同(久野忠治君紹介)(第四五五五号)
 九七 同(熊谷義雄君紹介)(第四五六六号)
 九八 同(小宮山重四郎君紹介)(第四五七七号)
 九九 同(近藤鉄雄君紹介)(第四五八八号)
 一〇〇 同(塩崎潤君紹介)(第四五九九号)
 一〇一 同(田口一男君紹介)(第四六〇〇号)
 一〇二 同(竹村幸雄君紹介)(第四六一一号)
 一〇三 同(田中伊三次君紹介)(第四六二二号)
 一〇四 同(田中寛君紹介)(第四六三三三号)
 一〇五 同(田中正巳君紹介)(第四六四四号)
 一〇六 同(田村元君紹介)(第四六五五号)
 一〇七 同(西村直己君紹介)(第四六六六号)
 一〇八 同(野呂恭一君紹介)(第四六七七号)
 一〇九 同(濱野清吾君紹介)(第四六八八号)
 一一〇 同(橋本龍太郎君紹介)(第四六九九号)
 一一一 同(坂口力君紹介)(第四七〇〇号)
 一一二 同(船田中君紹介)(第四七一一号)
 一一三 同(三塚博君紹介)(第四七二二二号)
 一一四 同(山崎拓君紹介)(第四七三三三号)
 一一五 同(山崎平八郎君紹介)(第四七四四号)
 一一六 同(山本幸雄君紹介)(第四七五五号)
 一一七 同(渡部恒三君紹介)(第四七六六号)
 一一八 同(石田博英君紹介)(第四七七七号)
 一一九 同(江崎真澄君紹介)(第四七八八号)
 一二〇 同(越智伊平君紹介)(第四七九九号)
 一二一 同(河野洋平君紹介)(第四八〇〇号)
 一二二 同(左藤恵君紹介)(第五一八八号)
 一二三 同(櫻内義雄君紹介)(第五一九九号)
 一二四 同(染谷誠君紹介)(第五二〇〇号)
 一二五 同(谷垣専一君紹介)(第五二一一号)
 一二六 同(地崎宇三郎君紹介)(第五二二二号)
- 一二七 同(中村弘海君紹介)(第五二三三三号)
 一二八 同(西岡武夫君紹介)(第五二四四号)
 一二九 同(長谷川峻君紹介)(第五二五五号)
 一三〇 同(葉梨信行君紹介)(第五二六六号)
 一三一 同(坊秀男君紹介)(第五二七七号)
 一三二 同(長谷川正三君紹介)(第五二八八号)
 一三三 同(愛野興一郎君紹介)(第五二九九号)
 一三四 同(赤澤正道君紹介)(第五三〇〇号)
 一三五 同(稻村利幸君紹介)(第五三一一号)
 一三六 同(木村武千代君紹介)(第五三二二二号)
 一三七 同(栗原祐幸君紹介)(第五三三三三号)
 一三八 同(塩川正十郎君紹介)(第五三四四号)
 一三九 同(田川誠一君紹介)(第五三五五号)
 一四〇 同(田中榮一君紹介)(第五三六六号)
 一四一 同(竹中修一君紹介)(第五三七七号)
 一四二 同(床次徳二君紹介)(第五三八八号)
 一四三 同(林義郎君紹介)(第五三九九号)
 一四四 同(福永健司君紹介)(第五四〇〇号)
 一四五 同(藤本孝雄君紹介)(第五四一一号)
 一四六 同(三原朝雄君紹介)(第五四二二二号)
 一四七 同(宮澤喜一君紹介)(第五四三三三号)
 一四八 同(栗山ひで君紹介)(第五四四四号)
 一四九 同(森喜朗君紹介)(第五四五五号)
 一五〇 同(私学に対する公費助成増額等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第六四一一号)
 一五一 同(安里積千代君紹介)(第六四二二二号)
 一五二 同外二件(勝澤芳雄君紹介)(第六四三三三号)
 一五三 同(八木昇君紹介)(第六四四四号)
 一五四 同(大柴滋夫君紹介)(第六四五五五号)
 一五五 同外二件(小林信一君紹介)(第六四六六号)
 一五六 同外二件(佐野進君紹介)(第六四七七七号)
 一五七 同(嶋崎謙君紹介)(第六四八八八号)
 一五八 同外二件(鈴切康雄君紹介)(第六四九九九号)
 一五九 同外二件(山口鶴男君紹介)(第六五〇〇〇号)
- 一六〇 同(青柳盛雄君紹介)(第八四〇〇号)
 一六一 同外二件(大野潔君紹介)(第八四一一号)
 一六二 同外二件(勝澤芳雄君紹介)(第八四二二二号)
 一六三 同外二件(木島喜兵衛君紹介)(第八四三三三三号)
 一六四 同(栗田翠君紹介)(第八四四四四号)
 一六五 同(小林政子君紹介)(第八四五五五号)
 一六六 同(紺野与次郎君紹介)(第八四六六六号)
 一六七 同(柴田陸夫君紹介)(第八四七七七号)
 一六八 同(瀬長亀次郎君紹介)(第八四八八八号)
 一六九 同(田中美智子君紹介)(第八四九九九号)
 一七〇 同(谷口善太郎君紹介)(第八五〇〇〇号)
 一七一 同外二件(高橋繁君紹介)(第八五一一一号)
 一七二 同外二件(竹入義勝君紹介)(第八五二二二二号)
 一七三 同(津川武一君紹介)(第八五三三三三号)
 一七四 同(中島武敏君紹介)(第八五四四四号)
 一七五 同(中川利三郎君紹介)(第八五五五五号)
 一七六 同(土橋一吉君紹介)(第八五六六六号)
 一七七 同(平田藤吉君紹介)(第八五七七七号)
 一七八 同(不破哲三君紹介)(第八五八八八号)
 一七九 同(米原昶君紹介)(第八五九九九号)
 一八〇 同(私立幼稚園教育振興に関する請願(石井一君紹介)(第六四二二二二号)
 一八一 同(加藤六月君紹介)(第六四三三三三号)
 一八二 同(船谷茂君紹介)(第六四四四四号)
 一八三 同(嶋田宗一君紹介)(第六四五五五号)
 一八四 同(小淵恵三君紹介)(第六四六六六号)
 一八五 同(坂村吉正君紹介)(第六四七七七号)
 一八六 同(鈴木善幸君紹介)(第六四八八八号)
 一八七 同(福田篤泰君紹介)(第六四九九九号)
 一八八 同(三池信君紹介)(第六五〇〇〇号)
 一八九 同(山下元利君紹介)(第六五一一一号)
 一九〇 同(大村要治君紹介)(第六五二二二二号)
 一九一 同(加藤紘一君紹介)(第六五三三三三号)
 一九二 同(齋藤邦吉君紹介)(第六五四四四号)
 一九三 同(有田喜一君紹介)(第六五五五五五号)

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一九四	同(大野深君紹介)(第八二九号)	二二九	同(和田耕作君紹介)(第九二〇号)	二四五	同(堀谷一夫君紹介)(第一〇〇一号)	二七三	同(松永光君紹介)(第一〇二九号)
一九五	同(久保田四次君紹介)(第八三〇号)	二二〇	同(金子みつ君紹介)(第一〇四〇号)	二四六	同(島村一郎君紹介)(第一〇〇二号)	二七四	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一〇三〇号)
一九六	同(倉成正君紹介)(第八三一号)	二二一	同(嶋崎謙君紹介)(第一〇四一号)	二四七	同(外五件(鈴木善幸君紹介)(第一〇〇三号)	二七五	同(村山喜一君紹介)(第一〇三一号)
一九七	同(小坂善太郎君紹介)(第八三二号)	二二二	私立学校振興法制定に関する請願(赤澤正道君紹介)(第九七八号)	二四八	同(外一件(田澤吉郎君紹介)(第一〇〇四号)	二七六	同(村山富市君紹介)(第一〇三二号)
一九八	同(河本敏夫君紹介)(第八三三号)	二二三	同(大野公義君紹介)(第九七九号)	二四九	同(外八件(田中榮一君紹介)(第一〇〇五号)	二七七	同(山口鶴男君紹介)(第一〇三三号)
一九九	同(藤田弘作君紹介)(第八三四号)	二二四	同(有田喜一君紹介)(第九八〇号)	二五〇	同(高橋千寿君紹介)(第一〇〇六号)	二七八	同(外二件(山田久就君紹介)(第一〇三四号)
二〇〇	同(八田貞義君紹介)(第八三五号)	二二五	同(外二件(宇都宮徳馬君紹介)(第九八一号)	二五一	同(高橋千寿君紹介)(第一〇〇六号)	二七九	同(外四件(山中吾郎君紹介)(第一〇三五号)
二〇一	私立学校振興法制定に関する請願(外三十七件(染谷誠君外一名紹介)(第六五二号)	二二六	同(外一件(小渕恵三君紹介)(第九八二号)	二五二	同(竹内繁一君紹介)(第一〇〇八号)	二八〇	同(外十五件(早稻田柳右エ門君紹介)(第一〇三六号)
二〇二	病虚弱養護学校の設置促進等に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第六五三三三)	二二七	同(外四件(大村襄治君紹介)(第九八三三三)	二五三	同(外七件(竹中修一君紹介)(第一〇〇九号)	二八一	同(綿貫民輔君紹介)(第一〇三七号)
二〇三	同(河野洋平君紹介)(第八二七号)	二二八	同(小川平二君紹介)(第九八四号)	二五四	同(谷川和穂君紹介)(第一〇一〇号)	二八二	私立学校に対する国庫補助増額等に関する請願(金子みつ君紹介)(第一〇三九号)
二〇四	私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願(外一件(小沢貞孝君紹介)(第六九四号)	二二九	同(小澤太郎君紹介)(第九八五号)	二五五	同(床次徳二君紹介)(第一〇一一号)	二八三	私立幼稚園教育振興に関する請願(外一件(坂田道太君紹介)(第一〇三二一三三)
二〇五	同(外二件(島田安夫君紹介)(第六九五号)	二三〇	同(大原亨君紹介)(第九八六号)	二五六	同(中村梅吉君紹介)(第一〇一二号)	二八四	同(野田卯一君紹介)(第一〇三二八号)
二〇六	同(外一件(田口一男君紹介)(第六九六号)	二三一	同(外三件(奥田敬和君紹介)(第九八七号)	二五七	同(中曾根康弘君紹介)(第一〇一三三三)	二八五	私立学校に対する公費助成増額等に関する請願(安里積千代君紹介)(第一〇三三三三)
二〇七	同(外一件(小沢貞孝君紹介)(第七七五号)	二三二	同(外六件(粕谷茂君紹介)(第九八八号)	二五八	同(永山忠則君紹介)(第一〇一四四四)	二八六	同(小林政子君紹介)(第一〇三三三三)
二〇八	私立幼稚園教育振興に関する請願(木野晴夫君紹介)(第九〇九号)	二三三	同(外三件(片岡清一君紹介)(第九八九号)	二五九	同(瀧尾弘吉君紹介)(第一〇一五五五)	二八七	同(長谷川正三君紹介)(第一〇三三三三)
二〇九	私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第九一〇号)	二三四	同(外二件(亀岡高夫君紹介)(第九九〇号)	二六〇	同(八田貞義君紹介)(第一〇一六六六)	二八八	同(小林政子君紹介)(第一〇三三三三)
二一〇	同(坂口力君紹介)(第一〇三八号)	二三五	同(唐沢俊二郎君紹介)(第九九一号)	二六一	同(羽田孜君紹介)(第一〇一七七七)	二八九	同(高沢寅男君紹介)(第一〇三三三三)
二一一	私立学校に対する公費助成増額等に関する請願(安里積千代君紹介)(第九一二二二)	二三六	同(外二件(鯨岡兵輔君紹介)(第九九二二二)	二六二	同(羽田野忠文君紹介)(第一〇一八八八)	二九〇	同(長谷川正三君紹介)(第一〇三三三三)
二一二	同(諫山博君紹介)(第九一三三三)	二三七	同(外九件(熊谷義雄君外一名紹介)(第九九三三三)	二六三	同(萩原幸雄君紹介)(第一〇一九九九)	二九一	同(平田藤吉君紹介)(第一〇三三三三)
二一三	同(受田新吉君紹介)(第九一四四四)	二三八	同(小坂善太郎君紹介)(第九九四四四)	二六四	同(橋口隆君紹介)(第一〇二〇〇〇)	二九二	私立学校振興法制定に関する請願(大村襄治君外一名紹介)(第一〇三三四四)
二一四	同(外一件(勝澤芳雄君紹介)(第九一五五五)	二三九	同(外四件(小坂徳三郎君紹介)(第九九五五五)	二六五	同(外六件(橋本龍太郎君紹介)(第一〇二一一一)	二九三	同(小沢貞孝君紹介)(第一〇三三四四)
二一五	同(小林政子君紹介)(第九一六六六)	二四〇	同(外五件(小平久雄君紹介)(第九九六六六)	二六六	同(濱野清吉君紹介)(第一〇二二二二)	二九四	同(外二件(玉置一徳君紹介)(第一〇三三四四)
二一六	同(津金佑近君紹介)(第九一七七七)	二四一	同(外十五件(小山市三君紹介)(第九九七七七)	二六七	同(林義郎君紹介)(第一〇二三三三)	二九五	同(土橋一吉君紹介)(第一〇三三八八)
二一七	同(津川武一君紹介)(第九一八八八)	二四二	同(河野洋平君紹介)(第九九八八八)	二六八	同(福田勉夫君紹介)(第一〇二四四四)	二九六	同(外七件(安倍晋太郎君紹介)(第一〇三八八八)
二一八	同(米原昶君紹介)(第九一九九九)	二四三	同(佐藤文生君紹介)(第九九九九九)	二六九	同(外八件(福田篤泰君紹介)(第一〇二五五五)		
		二四四	同(佐藤守良君紹介)(第一〇〇〇〇〇)	二七〇	同(外三件(深谷隆司君紹介)(第一〇二六六六)		
				二七一	同(船田中君紹介)(第一〇二七七七)		
				二七二	同(外九件(松岡松平君紹介)(第一〇二八八八)		

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四四〇

- 四〇七 同外一件(勝澤芳雄君紹介)(第一四二四号)
- 四〇八 同(笠岡喬君紹介)(第一四二五号)
- 四〇九 同外三件(龜山孝一君紹介)(第一四二六号)
- 四一〇 同外一件(飯谷忠男君紹介)(第一四二七号)
- 四一一 同外三件(金子みつ君紹介)(第一四二八号)
- 四一二 同(北側義一君紹介)(第一四二九号)
- 四一三 同(吉川久衛君紹介)(第一四三〇号)
- 四一四 同外三十一件(木村武千代君紹介)(第一四三一号)
- 四一五 同外三件(小坂善太郎君紹介)(第一四三二号)
- 四一六 同(小島徹三君紹介)(第一四三三号)
- 四一七 同(倉石忠雄君紹介)(第一四三四号)
- 四一八 同外二件(熊谷義雄君紹介)(第一四三五号)
- 四一九 同(佐藤孝行君紹介)(第一四三六号)
- 四二〇 同外五件(佐藤守良君紹介)(第一四三七号)
- 四二一 同(齊藤滋与史君紹介)(第一四三八号)
- 四二二 同外一件(齊藤正男君紹介)(第一四三九号)
- 四二三 同外三十四件(志賀節君紹介)(第一四四〇号)
- 四二四 同外七件(篠田弘作君紹介)(第一四四一号)
- 四二五 同(島本虎三君紹介)(第一四四二号)
- 四二六 同(下平正一君紹介)(第一四四三号)
- 四二七 同(庄司幸助君紹介)(第一四四四号)
- 四二八 同(菅波茂君紹介)(第一四四五号)
- 四二九 同(鈴切康雄君紹介)(第一四四六号)
- 四三〇 同(瀬崎博義君紹介)(第一四四七号)
- 四三一 同外七件(關谷勝利君紹介)(第一四四八号)
- 四三二 同外十件(田中伊三次君紹介)(第一四四九号)
- 四三三 同外六件(田中正巳君紹介)(第一四五〇号)
- 四三四 同外三十二件(地崎宇三郎君紹介)(第一四五一号)
- 四三五 同(戸井田三郎君紹介)(第一四五二号)
- 四三六 同外二件(水田三喜男君外一名紹介)(第一四五三号)
- 四三七 同(西村直己君紹介)(第一四五四号)
- 四三八 同(野田毅君紹介)(第一四五五号)
- 四三九 同(野田卯一君紹介)(第一四五六号)
- 四四〇 同(萩原幸雄君紹介)(第一四五七号)
- 四四一 同(日野吉夫君紹介)(第一四五八号)
- 四四二 同外八件(藤本孝雄君紹介)(第一四五九号)
- 四四三 同(前田正男君紹介)(第一四六〇号)
- 四四四 同(松尾信人君紹介)(第一四六一号)
- 四四五 同(三池信君紹介)(第一四六二号)
- 四四六 同外九件(宮澤喜一君紹介)(第一四六三号)
- 四四七 同(武藤嘉文君紹介)(第一四六四号)
- 四四八 同(毛利松平君紹介)(第一四六五号)
- 四四九 同(八木一男君紹介)(第一四六六号)
- 四五〇 同外二件(山中吾郎君紹介)(第一四六七号)
- 四五一 同(山田芳治君紹介)(第一四六八号)
- 四五二 同(矢野紓也君紹介)(第一四六九号)
- 四五三 同(山下徳夫君紹介)(第一四七〇号)
- 四五四 同(湯山勇君紹介)(第一四七一号)
- 四五五 同(渡辺武三君紹介)(第一四七二号)
- 四五六 同外六件(三枝三郎君紹介)(第一四七三号)
- 四五七 同(赤松勇君紹介)(第一四七四号)
- 四五八 同(荒松清十郎君紹介)(第一四七五号)
- 四五九 同(江田三郎君紹介)(第一四七六号)
- 四六〇 同(大野潔君紹介)(第一四七七号)
- 四六一 同外三件(大西正男君紹介)(第一四七八号)
- 四六二 同(岡田哲児君紹介)(第一四七九号)
- 四六三 同(小川平二君紹介)(第一四八〇号)
- 四六四 同外四件(小淵恵三君紹介)(第一四八一号)
- 四六五 同(笠岡喬君紹介)(第一四八二号)
- 四六六 同(金子一平君紹介)(第一四八三号)
- 四六七 同(嶋田宗一君紹介)(第一四八四号)
- 四六八 同(勝澤芳雄君紹介)(第一四八五号)
- 四六九 同外一件(勝田田清一君紹介)(第一四八六号)
- 四七〇 同外二件(木部佳昭君紹介)(第一四八七号)
- 四七一 同(木下元二君紹介)(第一四八八号)
- 四七二 同(久野忠治君紹介)(第一四八九号)
- 四七三 同(小宮山重四郎君紹介)(第一四九〇号)
- 四七四 同(小濱新次君紹介)(第一四九一号)
- 四七五 同(坂口力君紹介)(第一四九二号)
- 四七六 同(佐々木更三君紹介)(第一四九三号)
- 四七七 同(下平正一君紹介)(第一四九四号)
- 四七八 同外三件(島本虎三君紹介)(第一四九五号)
- 四七九 同外二件(竹中修一君紹介)(第一四九六号)
- 四八〇 同(田中武夫君紹介)(第一四九七号)
- 四八一 同外十五件(中村寅太郎君紹介)(第一四九八号)
- 四八二 同外二件(野原正勝君紹介)(第一四九九号)
- 四八三 同外一件(羽田孜君紹介)(第一五〇〇号)
- 四八四 同(原田憲君紹介)(第一五〇一号)
- 四八五 同(福永健司君紹介)(第一五〇二号)
- 四八六 同外一件(細田吉蔵君紹介)(第一五〇三号)
- 四八七 同(保利茂君紹介)(第一五〇四号)
- 四八八 同(堀昌雄君紹介)(第一五〇五号)
- 四八九 同(松永光君紹介)(第一五〇六号)
- 四九〇 同(松野幸泰君紹介)(第一五〇七号)
- 四九一 同(村田敬次郎君紹介)(第一五〇八号)
- 四九二 同(村山富市君紹介)(第一五〇九号)
- 四九三 同(森井忠良君紹介)(第一五一〇号)
- 四九四 同(安井吉典君紹介)(第一五一一号)
- 四九五 同(山口敏夫君紹介)(第一五一二号)
- 四九六 同外十四件(山崎平八郎君紹介)(第一五一三号)
- 四九七 同(山田芳治君紹介)(第一五一四号)
- 四九八 同外五件(山中吾郎君紹介)(第一五一五号)
- 四九九 同外一件(湯山勇君紹介)(第一五一六号)
- 五〇〇 同(私学の振興対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一五一七号)
- 五〇一 同(私学に対する公費助成増額等に関する請願外一件(有島重武君紹介)(第一五一八号)
- 五〇二 同(有島重武君紹介)(第一五一九号)
- 五〇三 同(有島重武君紹介)(第一五二〇号)
- 五〇四 同(私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願(有島重武君紹介)(第一五二一号)
- 五〇五 同(越智伊平君紹介)(第一五二二号)
- 五〇六 同(江田三郎君紹介)(第一五二三号)
- 五〇七 同外十三件(稲葉修君紹介)(第一五二四号)
- 五〇八 同(大野潔君紹介)(第一五二五号)
- 五〇九 同(太田一夫君紹介)(第一五二六号)
- 五一〇 同外三件(金子岩三君紹介)(第一五二七号)
- 五一一 同外三件(金子みつ君紹介)(第一五二八号)
- 五一二 同外三件(倉成正君紹介)(第一五二九号)
- 五一三 同(小林正巳君紹介)(第一五三〇号)
- 五一四 同(阪上安太郎君紹介)(第一五三一号)
- 五一五 同外三件(佐々木更三君紹介)(第一五三二号)

五六八	同(勝間田清一君紹介)(第一七四六号)	五九〇	同(小山長規君紹介)(第一九〇一号)
五四二	同(河上民雄君紹介)(第一七四七号)	五九一	同(竹村幸雄君紹介)(第一九〇二号)
五四三	同外三件(北山愛郎君紹介)(第一七四八号)	五九二	同(渡海元三郎君紹介)(第一九〇三号)
五四四	同(小宮武喜君紹介)(第一七四九号)	五九三	同(長谷川峻君紹介)(第一九〇四号)
五四五	同(佐藤鏡樹君紹介)(第一七五〇号)	五九四	同外一件(福田魁夫君紹介)(第一九〇五号)
五四六	同外一件(坂田道太君紹介)(第一七五一号)	五九五	同(八木昇君紹介)(第一九〇六号)
五四七	同外六件(佐々木義武君紹介)(第一七五二号)	五九六	同外一件(山崎始男君紹介)(第一九〇七号)
五四八	同(柴田健治君紹介)(第一七五三号)	五九七	同外四件(山中吾郎君紹介)(第一九〇八号)
五四九	同(瀬野榮次郎君紹介)(第一七五四号)	五九八	同(横山利秋君紹介)(第一九〇九号)
五五〇	同外十八件(成田知巳君紹介)(第一七五五号)	五九九	同外三件(阿部末喜男君紹介)(第一九一〇号)
五五一	同外三件(中村弘海君紹介)(第一七五六号)	六〇〇	同(青柳盛雄君紹介)(第一九一九号)
五五二	同(根本龍太郎君紹介)(第一七五七号)	六〇一	同(新井彬之君紹介)(第一九六〇号)
五五三	同外五件(長谷川四郎君紹介)(第一七五八号)	六〇二	同外四件(有島重武君紹介)(第一九六一号)
五五四	同外四件(深谷隆司君紹介)(第一七五九号)	六〇三	同外六件(大石千八君紹介)(第一九六二号)
五五五	同外一件(福永一臣君紹介)(第一七六〇号)	六〇四	同外五件(唐沢俊二郎君紹介)(第一九六三号)
五五六	同外一件(増岡博之君紹介)(第一七六一号)	六〇五	同(佐々木良作君紹介)(第一九六四号)
五五七	同(松本忠助君紹介)(第一七六二号)	六〇六	同外二件(田中榮一君紹介)(第一九六五号)
五五八	同(松尾信人君紹介)(第一七六三号)	六〇七	同外十七件(灘尾弘吉君紹介)(第一九六六号)
五五九	同外三件(安田貴六君紹介)(第一七六四号)	六〇八	同(橋本登美三郎君紹介)(第一九六七号)
五六〇	同(山田芳治君紹介)(第一七六五号)	六〇九	同(東中光雄君紹介)(第一九六八号)
五六一	同(渡辺榮一君紹介)(第一七六六号)	六一〇	同外四件(廣瀬正雄君紹介)(第一九六九号)
五六二	同(渡部一郎君紹介)(第一七六七号)	六一一	同(吉永治市君紹介)(第一九七〇号)
五六三	同(有島重武君紹介)(第一七八八号)	六一二	同外二件(有島重武君紹介)(第二〇二七号)
五六四	同(大野深君紹介)(第一八一九号)	六一三	同外五件(大久保直彦君紹介)(第二〇二八号)
五六五	同外十一件(越智通雄君紹介)(第一八二〇号)	六一四	同外四十二件(権名悦三郎君紹介)(第二〇二九号)
五六六	同(金子清広君紹介)(第一八二一号)		
五六七	同外九件(小坂徳三郎君紹介)(第一八二二号)		
五六八	同外二件(小平忠君紹介)(第一八二三号)		
五六九	同(河野洋平君紹介)(第一八二四号)		
五七〇	同外四件(藤井勝志君紹介)(第一八二五号)		
五七一	同外一件(本名武君紹介)(第一八二六号)		
五七二	同(松尾信人君紹介)(第一八二七号)		
五七三	同外十件(山本政弘君紹介)(第一八二八号)		
五七四	私立幼稚園教育振興に関する請願(正示啓次郎君紹介)(第一八一六号)		
五七五	同(野中英二君紹介)(第一八一七号)		
五七六	公立大学、短期大学の教育研究条件改善に関する請願(有島重武君紹介)(第一八八七号)		
五七七	私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願外二件(有島重武君紹介)(第一八八八号)		
五七八	同(石橋政嗣君紹介)(第一八八九号)		
五七九	同外三件(受田新吉君紹介)(第一八九〇号)		
五八〇	同外一件(江田三郎君紹介)(第一八九一号)		
五八一	同(越智伊平君紹介)(第一八九二号)		
五八二	同(大野深君紹介)(第一八九三号)		
五八三	同外一件(大柴滋夫君紹介)(第一八九四号)		
五八四	同(大石武一君紹介)(第一八九五号)		
五八五	同外二件(北山愛郎君紹介)(第一八九六号)		
五八六	同外一件(栗原祐幸君紹介)(第一八九七号)		
五八七	同(河本敏夫君紹介)(第一八九八号)		
五八八	同外一件(佐々木更三君紹介)(第一八九九号)		
五八九	同(柴田健治君紹介)(第一九〇〇号)		
五六八	同(佐々木秀世君紹介)(第一六六七号)		
五四二	同(河上民雄君紹介)(第一七四七号)		
五四三	同外三件(北山愛郎君紹介)(第一七四八号)		
五四四	同(小宮武喜君紹介)(第一七四九号)		
五四五	同(佐藤鏡樹君紹介)(第一七五〇号)		
五四六	同外一件(坂田道太君紹介)(第一七五一号)		
五四七	同外六件(佐々木義武君紹介)(第一七五二号)		
五四八	同(柴田健治君紹介)(第一七五三号)		
五四九	同(瀬野榮次郎君紹介)(第一七五四号)		
五五〇	同外十八件(成田知巳君紹介)(第一七五五号)		
五五一	同外三件(中村弘海君紹介)(第一七五六号)		
五五二	同(根本龍太郎君紹介)(第一七五七号)		
五五三	同外五件(長谷川四郎君紹介)(第一七五八号)		
五五四	同外四件(深谷隆司君紹介)(第一七五九号)		
五五五	同外一件(福永一臣君紹介)(第一七六〇号)		
五五六	同外一件(増岡博之君紹介)(第一七六一号)		
五五七	同(松本忠助君紹介)(第一七六二号)		
五五八	同(松尾信人君紹介)(第一七六三号)		
五五九	同外三件(安田貴六君紹介)(第一七六四号)		
五六〇	同(山田芳治君紹介)(第一七六五号)		
五六一	同(渡辺榮一君紹介)(第一七六六号)		
五六二	同(渡部一郎君紹介)(第一七六七号)		
五六三	同(有島重武君紹介)(第一七八八号)		
五六四	同(大野深君紹介)(第一八一九号)		
五六五	同外十一件(越智通雄君紹介)(第一八二〇号)		
五六六	同(金子清広君紹介)(第一八二一号)		
五六七	同外九件(小坂徳三郎君紹介)(第一八二二号)		
五三九	同(大久保武雄君紹介)(第一七四四号)		
五四〇	同(春日一幸君紹介)(第一七四五号)		
五三〇	同外二件(山中吾郎君紹介)(第一六八一号)		
五二九	同(松尾信人君紹介)(第一六八〇号)		
五二八	同(伏木和雄君紹介)(第一六七九号)		
五二七	同外一件(日野吉夫君紹介)(第一六七八号)		
五二六	同(原健三郎君紹介)(第一六七七号)		
五二五	同(羽生田進君紹介)(第一六七六号)		
五二四	同外四十六件(野原正勝君紹介)(第一六七五号)		
五二三	同外四件(西岡武夫君紹介)(第一六七四号)		
五二二	同(西村英一君紹介)(第一六七三号)		
五二一	同外十件(田村良平君紹介)(第一六七二号)		
五二〇	同(瀬野榮次郎君紹介)(第一六七一号)		
五一九	同外三件(白濱仁吉君紹介)(第一六七〇号)		
五一八	同(坂村吉正君紹介)(第一六六九号)		
五一七	同(坂村吉正君外一名紹介)(第一六六八号)		
五六八	同外八件(佐々木秀世君紹介)(第一六六七号)		

一四四二

六二五	同(中會根康弘君紹介)(第二〇三二號)	六三九	同(山崎始男君紹介)(第二〇八四號)	六八五	同(山口鶴男君紹介)(第二二八九號)	七〇五	同(赤澤正道君紹介)(第二二四六號)
六二六	同(中會根康弘君紹介)(第二〇三二號)	六四〇	同(山崎始男君紹介)(第二〇八四號)	六八六	同(山口鶴男君紹介)(第二二八九號)	七〇六	同(赤澤正道君紹介)(第二二四六號)
六二七	同(西岡武夫君紹介)(第二〇三三號)	六四一	同(石井一君紹介)(第二二三三號)	六八七	同(加藤清政君紹介)(第二二二一號)	七〇七	同(淺井美幸君紹介)(第二二四七號)
六二八	同(福田起夫君外一名紹介)(第二〇三三號)	六四二	同(柴田健治君紹介)(第二二二四號)	六八八	同(久保等君紹介)(第二二二二號)	七〇八	同(菅野和太郎君紹介)(第二二四八號)
六二九	同(三塚博君紹介)(第二〇三四號)	六四三	同(國田直君紹介)(第二二二五號)	六八九	同(左藤惠君紹介)(第二二五〇號)	七〇九	同(加藤陽三君紹介)(第二二四九號)
六三〇	同(森喜朗君紹介)(第二〇三五號)	六四四	同(外三件(田澤吉郎君紹介)(第二二二六號)	六九〇	同(佐藤守良君紹介)(第二二五一號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三一	同(早稻田柳右エ門君紹介)(第二〇三七號)	六四五	同(田中美智子君紹介)(第二二二七號)	六七一	同(外二件(高見三郎君紹介)(第二二二四號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三二	同(松野賴三君紹介)(第二〇三八號)	六四六	同(竹村幸雄君紹介)(第二二二八號)	六七二	同(外二件(羽田野忠文君紹介)(第二二二五號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三三	同(松野賴三君紹介)(第二〇三八號)	六四七	同(村上真君紹介)(第二二三〇號)	六七三	同(外二件(長谷川正三君紹介)(第二二二六號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三四	同(松野賴三君紹介)(第二〇三八號)	六四八	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二三三號)	六七四	同(山口鶴男君紹介)(第二二二七號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三五	同(栗田翠君紹介)(第一九七二號)	六四九	同(柴田健治君紹介)(第二二五四號)	六七五	同(外二件(山中吾郎君紹介)(第二二二八號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三六	同(栗田翠君紹介)(第二〇三九號)	六五〇	同(竹村幸雄君紹介)(第二二五五號)	六七六	同(外四件(久保等君紹介)(第二二三三三號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三七	同(松本忠助君紹介)(第二〇四〇號)	六五一	同(塚本三郎君紹介)(第二二五六號)	六七七	同(外二件(高橋繁君紹介)(第二二三三八號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三八	同(私立小・中・高等學校振興法制定に關する請願外二件(石橋政嗣君紹介)(第二〇七三三號)	六五二	同(外三件(福田篤泰君紹介)(第二二五八號)	六七八	同(外三件(長谷川正三君紹介)(第二二三三九號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六三九	同(外五件(上田茂行君紹介)(第二〇七四號)	六五三	同(外二件(森井忠良君紹介)(第二二五九號)	六七九	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四〇號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四〇	同(江田三郎君紹介)(第二〇七五號)	六五四	同(外四件(山中吾郎君紹介)(第二二六〇號)	六八〇	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四一號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四一	同(外二件(大久保直彦君紹介)(第二〇七六號)	六五五	同(山崎始男君紹介)(第二二六〇號)	六八一	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四二號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四二	同(坂田道太君紹介)(第二〇七七號)	六五六	同(外四件(山中吾郎君紹介)(第二二六一號)	六八二	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四三號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四三	同(柴田健治君紹介)(第二〇七八號)	六五七	同(大原亨君紹介)(第二二八二號)	六八三	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四四號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四四	同(外一件(鈴木康雄君紹介)(第二〇七九號)	六五八	同(外五件(北山愛郎君紹介)(第二二八三號)	六八四	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四五號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四五	同(外二件(竹内黎一君紹介)(第二〇八〇號)	六五九	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八四號)	六八五	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四六號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四六	同(外一件(中村重光君紹介)(第二〇八一號)	六六〇	同(外二件(久保等君紹介)(第二二八五號)	六八六	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四七號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四七	同(外二件(日野吉夫君紹介)(第二二二九號)	六六一	同(中垣國男君紹介)(第二二八六號)	六八七	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四八號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四八	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六二	同(野坂浩賢君紹介)(第二二八七號)	六八八	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二四九號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六四九	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六三	同(林孝矩君紹介)(第二二八七號)	六八九	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五〇號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五〇	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六四	同(橋口隆君紹介)(第二二八八號)	六九〇	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五一號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五一	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六五	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九一	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五二號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五二	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六六	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九二	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五三號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五三	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六七	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九三	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五四號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五四	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六八	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九四	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五五號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五五	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六六九	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九五	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五六號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五六	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六七〇	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九六	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五七號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五七	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)	六七一	同(外五件(久保等君紹介)(第二二八九號)	六九七	同(外五件(山中吾郎君紹介)(第二二五八號)	七一〇	同(中會根康弘君紹介)(第二二五二號)
六五八	同(外三件(北山愛郎君紹介)(第二二二九號)						

昭和四十九年六月三日 衆議院會議錄第三十六号(一) 請願

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四四四

八四四	同(渡海元三郎君紹介)(第二五九八号)	八四〇	同(小林信一君紹介)(第二七七六号)	八七二	同(湯山勇君紹介)(第二八四三号)	八九八	願(土橋一吉君紹介)(第二八四四号)
八四五	同(私学に対する公費助成増額等に関する請願(謙山博君紹介)(第二七二二号)	八四一	同(小宮武喜君紹介)(第二七七七号)	八七三	同(謙山博君紹介)(第二八八六号)	八九九	私学に対する公費助成増額等に関する請願(謙山博君紹介)(第二九七一号)
八四六	同(枝村要作君紹介)(第二七二三号)	八四二	同(神門至馬夫君紹介)(第二七七八号)	八七四	同(梅田勝君紹介)(第二八八七号)	九〇〇	同(外一件(稲葉誠二君紹介)(第二九七二号)
八四七	同(佐藤敬治君紹介)(第二七七九号)	八四三	同(佐藤敬治君紹介)(第二七七九号)	八七五	同(上原康助君紹介)(第二八八八号)	九〇一	同(梅田勝君紹介)(第二九七三三三)
八四八	同(鈴木康雄君紹介)(第二七八〇号)	八四四	同(鈴木康雄君紹介)(第二七八〇号)	八七六	同(外一件(江田三郎君紹介)(第二八八九号)	九〇二	同(岡田哲見君紹介)(第二九七四号)
八四九	同(下平正一君紹介)(第二七八一号)	八四五	同(下平正一君紹介)(第二七八一号)	八七七	同(鬼木勝利君紹介)(第二八九〇号)	九〇三	同(岡田哲見君紹介)(第二九七四号)
八五〇	同(中澤茂一君紹介)(第二七八二二二)	八四六	同(中澤茂一君紹介)(第二七八二二二)	八七八	同(外八件(折小野良一君紹介)(第二八九一号)	九〇四	同(外一件(北山愛郎君紹介)(第二九七五号)
八五一	同(成田知巳君紹介)(第二七八三三三)	八四七	同(成田知巳君紹介)(第二七八三三三)	八七九	同(外一件(久保田鶴松君紹介)(第二八九二二二)	九〇五	同(坂本恭一君紹介)(第二九七七七)
八五二	同(野間友一君紹介)(第二七八四四四)	八四八	同(野間友一君紹介)(第二七八四四四)	八八〇	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九三三三)	九〇六	同(外一件(佐藤綱樹君紹介)(第二九七八八)
八五三	同(日野吉夫君紹介)(第二七八五五五)	八四九	同(日野吉夫君紹介)(第二七八五五五)	八八一	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九四四四)	九〇七	同(庄司幸助君紹介)(第二九七九九)
八五四	同(藤田高敏君紹介)(第二七八六六六)	八五〇	同(藤田高敏君紹介)(第二七八六六六)	八八二	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九五五五)	九〇八	同(瀬野榮次郎君紹介)(第二九八〇〇)
八五五	同(村山喜一君紹介)(第二七八七七七)	八五一	同(村山喜一君紹介)(第二七八七七七)	八八三	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九六六六)	九〇九	同(中村茂君紹介)(第二九八一〇)
八五六	同(八木昇君紹介)(第二七八八八八)	八五二	同(八木昇君紹介)(第二七八八八八)	八八四	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九七七七)	九一〇	同(外一件(細谷治嘉君紹介)(第二九八二二)
八五七	同(山田耻目君紹介)(第二七八九九九)	八五三	同(山田耻目君紹介)(第二七八九九九)	八八五	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九八八八)	九一一	同(外一件(松本忠助君紹介)(第二九八三三)
八五八	同(米内山義一郎君紹介)(第二七九〇〇)	八五四	同(米内山義一郎君紹介)(第二七九〇〇)	八八六	同(外一件(小林信一君紹介)(第二八九九九九)	九一二	同(外一件(八木一男君紹介)(第二九八四四)
八五九	同(渡辺三郎君紹介)(第二七九一一一)	八五五	同(渡辺三郎君紹介)(第二七九一一一)	八八七	同(外一件(小林信一君紹介)(第二九〇〇〇)	九一三	同(山原健二郎君紹介)(第二九八五五)
八六〇	同(金瀬俊雄君紹介)(第二八〇二二)	八五六	同(金瀬俊雄君紹介)(第二八〇二二)	八八八	同(外一件(小林信一君紹介)(第二九〇一一一)	九一四	同(和田貞夫君紹介)(第二九八六六)
八六一	同(久保田鶴松君紹介)(第二八〇三三)	八五七	同(久保田鶴松君紹介)(第二八〇三三)	八八九	同(外一件(小林信一君紹介)(第二九〇二二)	九一五	同(阿部助哉君紹介)(第三〇二四四)
八六二	同(小林信一君紹介)(第二八〇四四)	八五八	同(小林信一君紹介)(第二八〇四四)	八九〇	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇三三)	九一六	同(謙山博君紹介)(第三〇二五五)
八六三	同(神門至馬夫君紹介)(第二八〇五五)	八五九	同(神門至馬夫君紹介)(第二八〇五五)	八九一	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇四四)	九一七	同(川崎寛治君紹介)(第三〇二六六)
八六四	同(成田知巳君紹介)(第二八〇六六)	八六〇	同(成田知巳君紹介)(第二八〇六六)	八九二	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇五五)	九一八	同(外一件(木島喜兵衛君紹介)(第三〇二七七)
八六五	同(野坂浩賢君紹介)(第二八〇七七)	八六一	同(野坂浩賢君紹介)(第二八〇七七)	八九三	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇六六)	九一九	同(外一件(佐野進君紹介)(第三〇二八八)
八六六	同(八木昇君紹介)(第二八〇八八)	八六二	同(八木昇君紹介)(第二八〇八八)	八九四	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇七七)	九二〇	同(外一件(佐野進君紹介)(第三〇二九九)
八六七	同(渡辺三郎君紹介)(第二八〇九九)	八六三	同(渡辺三郎君紹介)(第二八〇九九)	八九五	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇八八)	九二一	同(外三件(松本忠助君紹介)(第三〇三〇〇)
八六八	同(謙山博君紹介)(第二八一一〇)	八六四	同(謙山博君紹介)(第二八一一〇)	八九六	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九〇九九)	九二二	同(山原健二郎君紹介)(第三〇三一一)
八六九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八六五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八九七	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九一〇〇)	九二三	同(山原健二郎君紹介)(第三〇三二二)
八七〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八六六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八九八	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九一一一)	九二四	同(山原健二郎君紹介)(第三〇三三三)
八七一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八六七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八九九	同(外一件(山原健二郎君紹介)(第二九一二二)		
八七二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八六八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八六九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八七九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八七九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八八九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	八八九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
八九九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九〇九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九〇九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九一九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九二〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一五	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九二一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一六	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九二二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一七	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九二三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一八	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)	九二四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)				
九一九	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)						
九二〇	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)						
九二一	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)						
九二二	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)						
九二三	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)						
九二四	同(同(細野与次郎君紹介)(第二八一二一)						

請願

- [illegible]

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四五四

- 三二九 老人医療制度の再検討に関する請願
(徳安實藏君紹介)(第七七八四号)
- 三三〇 看護教育の改善に関する請願(林孝矩君紹介)(第八〇二四号)
- 三三一 社会福祉施設労働者の労働条件改善等に関する請願(浅井美幸君紹介)(第八〇三八号)
- 三三二 同(正木良明君紹介)(第八〇三九号)
- 三三三 低所得者の生活向上に関する請願(原茂君紹介)(第八〇四六号)
- 三三四 心臓病患者の医療及び生活補償に関する請願(寺前敏君紹介)(第八〇九三三号)
- 三三五 国民健康保険の国庫負担増額に関する請願(吉田法晴君紹介)(第八〇九四号)
- (農林水産委員会)
- 一 農地の大幅転用方針撤回に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一六二二号)
- 二 農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願外十件(正示啓次郎君紹介)(第三三〇二号)
- 三 同外五件(木野晴夫君紹介)(第三六〇九号)
- 四 同外五件(堀崎潤君紹介)(第三六一〇号)
- 五 同外七件(關谷勝利君紹介)(第三六一一号)
- 六 同外十五件(足立篤郎君紹介)(第三七三六号)
- 七 同外三件(阿部喜元君紹介)(第三七三七号)
- 八 同外一件(天野光晴君紹介)(第三七八号)
- 九 同外七件(荒船清十郎君紹介)(第三七三九号)
- 一〇 同(有田喜一君紹介)(第三七四〇号)
- 一一 同外十一件(井出一太郎君紹介)(第三七四一号)
- 一二 同外七件(井原岸高君紹介)(第三七四二号)
- 一三 同外一件(伊東正義君紹介)(第三七四三三三)
- 一四 同外十三件(伊能繁次郎君紹介)(第三七四四四四)
- 一五 同外五件(稻葉修君紹介)(第三七四五五五)
- 一六 同外十五件(稻村佐近四郎君紹介)(第三七四六六六)
- 一七 同外三件(今井勇君紹介)(第三七四七七七)
- 一八 同外二十三件(宇野宗佑君紹介)(第三七四八八八)
- 一九 同外十三件(上田茂行君紹介)(第三七四九九九)
- 二〇 同外十八件(上村千一郎君紹介)(第三七五〇〇〇)
- 二一 同外四件(植木庚子郎君紹介)(第三七五一一一)
- 二二 同(白井莊一君紹介)(第三七五二二二)
- 二三 同外十一件(浦野幸男君紹介)(第三七五三三三)
- 二四 同外八件(江崎真澄君紹介)(第三七五四四四)
- 二五 同(江藤隆美君紹介)(第三七五五五五)
- 二六 同外十五件(小川平二君紹介)(第三七五六六六)
- 二七 同外二件(小此木彦三郎君紹介)(第三七五七七七)
- 二八 同外二十二件(小澤太郎君紹介)(第三七五八八八)
- 二九 同外二件(小沢辰男君紹介)(第三七五九九九)
- 三〇 同外十三件(小淵恵三君紹介)(第三七六〇〇〇)
- 三一 同外十六件(越智伊平君紹介)(第三七六一一一)
- 三二 同外九件(大石千八君紹介)(第三七六二二二)
- 三三 同外三十三件(大久保武雄君紹介)(第三七六三三三)
- 三四 同外四件(大竹太郎君紹介)(第三七六四四四)
- 三五 同外二件(大野明君紹介)(第三七六五五五)
- 三六 同外五件(大野市郎君紹介)(第三七六六六六)
- 三七 同外八件(小沢良孝君紹介)(第三七六七七七)
- 三八 同外三十四件(加藤六月君紹介)(第三七六八八八)
- 三九 同外七件(海部俊樹君紹介)(第三七六九九九)
- 四〇 同外七件(梶山静六君紹介)(第三七七〇〇〇)
- 四一 同外三件(龜岡高夫君紹介)(第三七七〇一一一)
- 四二 同外三件(鴨田宗一君紹介)(第三七七〇二二二)
- 四三 同外十二件(唐沢俊二郎君紹介)(第三七七〇三三三)
- 四四 同外三件(金子一平君紹介)(第三七七〇四四四)
- 四五 同(飯谷忠男君紹介)(第三七七〇五五五)
- 四六 同外七件(木村俊夫君紹介)(第三七七〇六六六)
- 四七 同外十五件(吉川久衛君紹介)(第三七七〇七七七)
- 四八 同外十三件(久野忠治君紹介)(第三七七〇八八八)
- 四九 同外九件(久保田四次君紹介)(第三七七〇九九九)
- 五〇 同(熊谷義雄君紹介)(第三七七一〇〇)
- 五一 同外六件(栗原祐幸君紹介)(第三七七一一一)
- 五二 同外十三件(小坂善太郎君紹介)(第三七七一二二)
- 五三 同外十件(小島徹三君紹介)(第三七七一三三)
- 五四 同(小平久雄君紹介)(第三七七一四四)
- 五五 同外十八件(河野洋平君紹介)(第三七七一五五)
- 五六 同外三件(河本敏夫君紹介)(第三七七一六六)
- 五七 同(近藤鉄雄君紹介)(第三七七一七七)
- 五八 同外二件(小平忠君紹介)(第三七七一七八)
- 五九 同外一件(佐々木秀世君紹介)(第三七七一八九)
- 六〇 同外十件(櫻内義雄君紹介)(第三七七一九〇)
- 六一 同外二件(佐々木良作君紹介)(第三七七一九一一)
- 六二 同外五件(篠田弘作君紹介)(第三七七一九二二)
- 六三 同外一件(菅波茂君紹介)(第三七七一九三三)
- 六四 同(瀬戸山三男君紹介)(第三七七一九四四)
- 六五 同(桑谷誠君紹介)(第三七七一九五五)
- 六六 同外十二件(田川誠一君紹介)(第三七七一九六六)
- 六七 同(田澤吉郎君紹介)(第三七七一九七七)
- 六八 同外一件(田中寛君紹介)(第三七七一九八八)
- 六九 同外六十八件(田中六助君紹介)(第三七七一九九九)
- 七〇 同外六件(田村元君紹介)(第三七七八〇〇)
- 七一 同外十一件(高島修君紹介)(第三七七八〇一一)
- 七二 同外一件(高橋千寿君紹介)(第三七七八〇二二)
- 七三 同(竹内繁一君紹介)(第三七七八〇三三)
- 七四 同外十五件(竹下登君紹介)(第三七七八〇四四)

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 諸願

一四五六

- | | | | |
|---|---|--|---------------------------|
| 一五九 農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する諸願外一件(小平忠君紹介)(第六二六〇号) | 一七三 同(下平正一君紹介)(第七一五三三三) | 一九五 同外二件(林孝矩君紹介)(第七九〇三三) | 二二四 同(竹内猛君紹介)(第八一三三三) |
| 一六〇 畜産業の経営安定のための緊急施策確立に関する諸願(津川武一君紹介)(第六二六一号) | 一七四 農業危機対策に関する諸願(井出一太郎君紹介)(第七〇七九号) | 一九六 同(山本弥之助君紹介)(第七九〇四号) | 二二五 同野坂浩賢君紹介(第八一三三三) |
| 一六一 農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する諸願外一件(三枝三郎君紹介)(第六四〇三三) | 一七五 同(中澤茂一君紹介)(第七〇八〇号) | 一九七 同伊藤宗一郎君紹介(第七九七六号) | 二二六 同外一件(浜田幸一君紹介)(第八一三四四) |
| 一六二 同(中川一郎君紹介)(第六四〇四号) | 一七六 同小沢貞孝君紹介(第七一二三三) | 一九八 同(稻富稔人君紹介)(第七九七七号) | 二二七 同外一件(馬場昇君紹介)(第八一三五五) |
| 一六三 同外四件(松浦周太郎君紹介)(第六四〇五号) | 一七七 同(林百郎君紹介)(第七一二四四) | 一九九 同(谷口善太郎君紹介)(第七九七八号) | 二二八 同(広沢直樹君紹介)(第八一三六六) |
| 一六四 同(角屋堅次郎君紹介)(第六六六六六) | 一七八 同(下平正一君紹介)(第七一五二二) | 二〇〇 同外一件(森下元晴君紹介)(第七九七九号) | 二二九 同(松野頼三君紹介)(第八一三七七) |
| 一六五 同(安田貴六君紹介)(第六六六七七) | 一七九 同(吉川久衛君紹介)(第七一六五五) | 二〇一 同外九件(山崎平八郎君紹介)(第七九八〇号) | 二三〇 同外一件(美濃政市君紹介)(第八一三八八) |
| 一六六 捕鯨船に就く諸願(米内山義一郎君紹介)(第六六六二二) | 一八〇 同(唐沢俊二郎君紹介)(第七二八七号) | 二〇二 農業危機対策に関する諸願(原茂君紹介)(第八一七七号) | 二三一 同(山中吾郎君紹介)(第八一三九九) |
| 一六七 農業用資材の価格引下げ等に関する諸願(瀬崎博義君紹介)(第六六六三三) | 一八一 同(羽田孜君紹介)(第七四〇七号) | 二〇三 畜産危機打開に関する諸願(原茂君紹介)(第八一七八号) | 二三二 同(米内山義一郎君紹介)(第八一四〇〇) |
| 一六八 農業用生産資材の確保等に関する諸願(山田芳治君紹介)(第六六六四四) | 一八二 農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する諸願外一件(安田貴六君紹介)(第七四〇八号) | 二〇四 畜産業の経営安定のための緊急施策確立に関する諸願(山原健二郎君紹介)(第八一二二二) | 二三三 同(園田直君紹介)(第八一九〇号) |
| 一六九 昭和四十九年度加工原料乳保証価格の改定等に関する諸願(芳賀貢君紹介)(第六六六五五) | 一八三 同(小林進君紹介)(第七八八三三) | 二〇五 休耕田復旧のための財政援助に関する諸願(吉田法晴君紹介)(第八一二三三) | 二 同(荒木宏君紹介)(第一五五号) |
| 一七〇 畜産危機打開に関する諸願(中澤茂一君紹介)(第七〇七八号) | 一八四 漁業危機に伴う緊急救済措置等に関する諸願(諫山博君外二名紹介)(第七八九二二) | 二〇六 漁業危機に伴う緊急救済措置等に関する諸願(井上泉君紹介)(第八一二四四) | 三 同(諫山博君紹介)(第一六六号) |
| 一七一 同(小沢貞孝君紹介)(第七二二二二) | 一八五 同(稻富稔人君紹介)(第七八九三三) | 二〇七 同(大原亨君紹介)(第八一二五五) | 四 同(石母田達君紹介)(第一七七号) |
| 一七二 同(林百郎君紹介)(第七二二三三) | 一八六 同(受田新吉君紹介)(第七八九四四) | 二〇八 同(角屋堅次郎君紹介)(第八一二六六) | 五 同(梅田勝君紹介)(第一八八号) |
| | 一八七 同(飯谷忠男君紹介)(第七八九五五) | 二〇九 同(北山愛郎君紹介)(第八一二七七) | 六 同(浦井洋君紹介)(第一九九号) |
| | 一八八 同(久野忠治君紹介)(第七八九六六) | 二一〇 同(坂本恭一君紹介)(第八一二八八) | 七 同(金子満広君紹介)(第二〇〇号) |
| | 一八九 同(坂田道太君紹介)(第七八九七七) | 二一一 同(柴田健治君紹介)(第八一二九九) | 八 同(神崎敏雄君紹介)(第二二二号) |
| | 一九〇 同(白濱仁吉君紹介)(第七八九八八) | 二一二 同(島田琢郎君紹介)(第八一三〇〇) | 九 同(栗田翠君紹介)(第二二三三) |
| | 一九一 同外十七件(瀬野栄次郎君紹介)(第七八九九号) | 二一三 同(瀬野栄次郎君紹介)(第八一三一一) | 一〇 同(木下元二君紹介)(第二三三三) |
| | 一九二 同(染谷誠君紹介)(第七九〇〇号) | | 一一 同(小林政子君紹介)(第二四四四) |
| | 一九三 同(竹本孫一君紹介)(第七九〇一一) | | 一二 同(紺野孝次郎君紹介)(第二五五五) |
| | 一九四 同外九件(千葉三郎君紹介)(第七九〇二二) | | |

(商工委員会)

一 中小企業の経営安定に関する諸願(青柳盛雄君紹介)(第一四四号)

- 一三 同(柴田睦夫君紹介)(第二六号)
 一四 同(庄司幸助君紹介)(第二七号)
 一五 同(瀬崎博義君紹介)(第二八号)
 一六 同(瀬長龜次郎君紹介)(第二九号)
 一七 同(田中美智子君紹介)(第三〇号)
 一八 同(谷口善太郎君紹介)(第三一号)
 一九 同(津金佑近君紹介)(第三二号)
 二〇 同(津川武一君紹介)(第三三号)
 二一 同(寺前巖君紹介)(第三四号)
 二二 同(土橋一吉君紹介)(第三五号)
 二三 同(中川利三郎君紹介)(第三六号)
 二四 同(中路雅弘君紹介)(第三七号)
 二五 同(中島武敏君紹介)(第三八号)
 二六 同(林百郎君紹介)(第三九号)
 二七 同(東中光雄君紹介)(第四〇号)
 二八 同(正森成二君紹介)(第四一号)
 二九 同(増本一彦君紹介)(第四二号)
 三〇 同(三浦久君紹介)(第四三号)
 三一 同(三谷秀治君紹介)(第四四号)
 三二 同(村上弘君紹介)(第四五号)
 三三 同(松本善明君紹介)(第四六号)
 三四 同(米原親君紹介)(第四七号)
 三五 同(野間友一君紹介)(第一四一号)
- 三六 同(平田藤吉君紹介)(第一四二号)
 三七 同(瀬長龜次郎君紹介)(第二〇〇号)
 三八 中小企業金融公庫大津出張所の支店昇格に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第二六一号)
 三九 中小企業の経営安定に関する請願(謙山博君紹介)(第二六二号)
 四〇 同(木下元二君紹介)(第二六三号)
 四一 同(谷口善太郎君紹介)(第二六四号)
 四二 同(寺前巖君紹介)(第二六五号)
 四三 同(津金佑近君紹介)(第二六六号)
 四四 同(三浦久君紹介)(第二六七号)
 四五 同(浦井洋君紹介)(第三二一号)
 四六 同(瀬野栄次郎君紹介)(第三二二号)
 四七 同(中島武敏君紹介)(第三二三号)
 四八 同(野間友一君紹介)(第三二四号)
 四九 同(林百郎君紹介)(第三二五号)
 五〇 同(村上弘君紹介)(第三二六号)
 五一 同(不破哲三君紹介)(第三二七号)
 五二 同(矢野絢也君紹介)(第三二八号)
 五三 同(栗田翠君紹介)(第三六六号)
 五四 同(庄司幸助君紹介)(第三六七号)
 五五 同外三件(瀬野栄次郎君紹介)(第三六八号)
- 五六 同(多田光雄君紹介)(第三六九号)
 五七 同(中路雅弘君紹介)(第三七〇号)
 五八 同(伏木和雄君紹介)(第三七一号)
 五九 同(新井彬之君紹介)(第三七二号)
 六〇 同(金子満広君紹介)(第四一五号)
 六一 同外一件(北側義一君紹介)(第四一六号)
 六二 同(小林政子君紹介)(第四一七号)
 六三 同(柴田睦夫君紹介)(第四一八号)
 六四 同(瀬崎博義君紹介)(第四一九号)
 六五 同外二件(瀬野栄次郎君紹介)(第四二〇号)
 六六 同(谷口善太郎君紹介)(第四二二号)
 六七 同(多田光雄君紹介)(第四二三号)
 六八 同(土橋一吉君紹介)(第四二四号)
 六九 同(平田藤吉君紹介)(第四二五号)
 七〇 同(増本一彦君紹介)(第四二六号)
 七一 同(村上弘君紹介)(第四二七号)
 七二 同(山原健二郎君紹介)(第四二八号)
 七三 同(田中伊三次君紹介)(第四二九号)
 七四 同(瀬野栄次郎君紹介)(第四三〇号)
 七五 同(鈴切康雄君紹介)(第五九五号)
- 七六 同(瀬野栄次郎君紹介)(第五九六号)
 七七 同(不破哲三君紹介)(第六六九号)
 七八 同(木下元二君紹介)(第七四〇号)
 七九 同(庄司幸助君紹介)(第七四一号)
 八〇 同(瀬野栄次郎君紹介)(第七四二号)
 八一 同(谷口善太郎君紹介)(第七四三号)
 八二 同(中川利三郎君紹介)(第七四四号)
 八三 同(野間友一君紹介)(第八〇八号)
 八四 同(広沢直樹君紹介)(第八〇九号)
 八五 同外一件(大野澤君紹介)(第八九三号)
 八六 同(高橋繁君紹介)(第八九四号)
 八七 石油の安定供給に関する請願(中澤茂一君紹介)(第七四六号)
 八八 同(原茂君紹介)(第八一〇号)
 八九 同(吉川久衛君紹介)(第九六〇号)
 九〇 同(羽田孜君紹介)(第九六一号)
 九一 同(井出一太郎君紹介)(第一〇〇号)
 九二 同(下平正一君紹介)(第一〇一〇号)
 九三 中小企業の経営安定に関する請願(石田幸四郎君紹介)(第九六二号)
 九四 同(広沢直樹君紹介)(第九六三号)
 九五 同(浅井美幸君紹介)(第一〇九一〇号)
 九六 同(近江日記夫君紹介)(第一〇九二〇号)

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四五八

- 九七 同(坂井弘一君紹介)(第一〇九三三号)
- 九八 同(林孝矩君紹介)(第一〇九四号)
- 九九 同外二件(正木良明君紹介)(第一〇九五号)
- 一〇〇 同外二件(松尾信人君紹介)(第一〇九六号)
- 一〇一 同外二件(山田太郎君紹介)(第一〇九七号)
- 一〇二 同(渡部一郎君紹介)(第一〇九八号)
- 一〇三 石油等の流通正常化に関する請願(平田藤吉君外四名紹介)(第一〇九九号)
- 一〇四 石油の安定供給に関する請願(中村茂君紹介)(第一一六二号)
- 一〇五 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一一五六号)
- 一〇六 灯油価格安定に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一二八一号)
- 一〇七 資源エネルギー対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一六二三号)
- 一〇八 中小企業の経営安定に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第一六九九号)
- 一〇九 同(小濱新次君紹介)(第一七七八号)
- 一一〇 同(瀬野栄次郎君紹介)(第一八四一号)
- 一一一 下肢、体幹障害者のためのオートマチック車開発等に関する請願(山口敏夫君紹介)(第一七〇〇号)
- 一二二 農林水産業用燃油の確保に関する請願(宇田國榮君紹介)(第一九八六号)
- 一二三 中小企業の経営安定に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第一九八八号)
- 一二四 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二〇五七号)
- 一二五 同外二件(瀬野栄次郎君紹介)(第二〇三三〇号)
- 一二六 同(松本忠助君紹介)(第二二〇四号)
- 一二七 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二七四号)
- 一二八 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四三二号)
- 一二九 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六〇九号)
- 一二〇 合成洗剤の安全対策に関する請願(田中美智子君紹介)(第二七五一号)
- 一二一 中小企業の経営安定に関する請願外一件(鈴木康雄君紹介)(第二七九五号)
- 一二二 同(松尾信人君紹介)(第二九五二号)
- 一二三 石油の安定供給に関する請願(林百郎君紹介)(第三〇四八号)
- 一二四 中小企業の経営安定に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第三〇五〇号)
- 一二五 勉学・研究に必要な用紙の安定供給に関する請願(瀬長亀次郎君紹介)(第三〇六一号)
- 一二六 中小企業の経営安定に関する請願外一件(瀬野栄次郎君紹介)(第三二四八号)
- 一二七 同外二件(林孝矩君紹介)(第三四五一号)
- 一二八 同(大久保直彦君紹介)(第三六二七号)
- 一二九 繊維産業に対する緊急救済対策に関する請願(渡部一郎君紹介)(第三九六八号)
- 一三〇 中小企業の経営安定に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第四三五一号)
- 一三一 電気料金に関する請願(藤井勝志君紹介)(第五八六二号)
- 一三二 中小企業の経営安定に関する請願(岡田哲児君紹介)(第五九一八号)
- 一三三 同(坂口力君紹介)(第六四〇六号)
- 一三四 同(大久保直彦君紹介)(第六九三六号)
- 一三五 同(岡本富夫君紹介)(第六九三七号)
- 一三六 同(矢野純也君紹介)(第六九三八号)
- 一三七 関東ガス料金の値上げ反対に関する請願(平田藤吉君紹介)(第六六六九号)
- 一三八 同(野中英二君紹介)(第六六七〇号)
- 一三九 同(坂川正吾君紹介)(第六九三九号)
- 一四〇 同(小川新一郎君紹介)(第六九四〇号)
- 一四一 同(和田耕作君紹介)(第六九四一号)
- 一四二 長野県松本市及び飯田市に商工組合中央金庫の支店設置に関する請願(井出一太郎君紹介)(第七〇八三三号)
- 一四三 同(中澤茂一君紹介)(第七〇八四号)
- 一四四 同(小沢貞孝君紹介)(第七一二五号)
- 一四五 同(林百郎君紹介)(第七二二六号)
- 一四六 同(下平正一君紹介)(第七二五四号)
- 一四七 同(吉川久衛君紹介)(第七二六六号)
- 一四八 同(唐沢俊二郎君紹介)(第七二八九号)
- 一四九 中小企業の経営安定に関する請願(正森成二君紹介)(第七二二七号)
- 一五〇 長野県松本市及び飯田市に商工組合中央金庫の支店設置に関する請願(羽田孜君紹介)(第七四一八号)
- 一五一 関東ガス料金の値上げ反対に関する請願(坂川正吾君紹介)(第七九〇六号)
- 一五二 画材の値上げ反対に関する請願(石母田達君紹介)(第七九〇七号)
- 一五三 原単位改善指導士制度創設に関する請願(石井一君紹介)(第七九〇八号)

- 一五四 同(浦野幸男君紹介)(第七九〇九号)
 一五五 同(武藤嘉文君紹介)(第七九一〇号)
 一五六 防犯燈の電気料金軽減に関する請願
 (吉田法晴君紹介)(第八一四一号)
 一五七 長野県松本市及び飯田市に商工組合中
 央金庫の支店設置に関する請願(原茂
 君紹介)(第八一四二号)
 (運輸委員会)

- 一 原油スラッジ等油による海洋汚染防止
 対策に関する請願(宇田國榮君紹介)
 (第二六八号)

(第二六八号)

- 二 北陸新幹線の長野県内ルート早期設定
 に関する請願(中澤茂一君紹介)(第七
 四八号)

- 三 同(原茂君紹介)(第八一四号)

- 四 国鉄篠ノ井線の全線複線化に関する請
 願(中澤茂一君紹介)(第七四九号)

- 五 同(原茂君紹介)(第八一三号)

- 六 上田交通別所線の存続に関する請願
 (中澤茂一君紹介)(第八一一号)

- 七 同(原茂君紹介)(第八一二号)

- 八 同(吉川久衛君紹介)(第九六四号)

- 九 同(羽田孜君紹介)(第九六五号)

- 一〇 同(井出一太郎君紹介)(第一一〇二号)
 一一 同(下平正一君紹介)(第一一〇三号)
 一二 国鉄篠ノ井線の全線複線化に関する請
 願(吉川久衛君紹介)(第九六六号)
 一三 同(羽田孜君紹介)(第九六七号)
 一四 同(井出一太郎君紹介)(第一一〇四号)
 一五 同(下平正一君紹介)(第一一〇五号)
 一六 北陸新幹線の長野県内ルート早期設定
 に関する請願(吉川久衛君紹介)(第九
 六八号)

- 一七 同(羽田孜君紹介)(第九六九号)

- 一八 同(井出一太郎君紹介)(第一一〇六号)

- 一九 同(下平正一君紹介)(第一一〇七号)

- 二〇 同(中村茂君紹介)(第一一六六号)

- 二一 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三五九号)

- 二二 国鉄篠ノ井線の全線複線化に関する請
 願(中村茂君紹介)(第一一六七号)

- 二三 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三五七号)

- 二四 上田交通別所線の存続に関する請願
 (中村茂君紹介)(第一一六八号)

- 二五 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三五八号)

- 二六 バス交通の確保に関する請願(鈴木善
 幸君紹介)(第一六二四号)

- 二七 国鉄篠ノ井線の全線複線化に関する請
 願(林百郎君紹介)(第三〇五一号)
 二八 上田交通別所線の存続に関する請願
 (林百郎君紹介)(第三〇五二号)
 二九 豪雪地帯における鉄道輸送の確保に関
 する請願(小沢辰男君紹介)(第三二四
 七号)
 三〇 精神薄弱者に対する運賃割引制度創設
 に関する請願(大村襄治君紹介)(第四
 二二四号)

- 三一 同(粟山ひで君紹介)(第四四七九号)

- 三二 同(米内山義一郎君紹介)(第四四八〇
 号)

- 三三 同(左藤恵君紹介)(第四五五三三三)

- 三四 同(安倍晋太郎君紹介)(第四五九七号)

- 三五 同(石井一君紹介)(第四五九八号)

- 三六 同(上田茂行君紹介)(第四五九九号)

- 三七 同(植木庚子郎君紹介)(第四六〇〇号)

- 三八 同(受田新吉君紹介)(第四六〇一号)

- 三九 同(小澤太郎君紹介)(第四六〇二号)

- 四〇 同(唐沢俊二郎君紹介)(第四六〇三三三)

- 四一 同外一件(鯨岡兵輔君紹介)(第四六〇
 四号)

- 四二 同(小坂善太郎君紹介)(第四六〇五号)
 四三 同(小林正巳君紹介)(第四六〇六号)
 四四 同(島村一郎君紹介)(第四六〇七号)
 四五 同(高田富之君紹介)(第四六〇八号)
 四六 同(坪川信三君紹介)(第四六〇九号)
 四七 同(塚原俊郎君紹介)(第四六一〇号)
 四八 同(渡海元三郎君紹介)(第四六一一
 号)
 四九 同外一件(中村弘海君紹介)(第四六一
 二号)
 五〇 同(中山利生君紹介)(第四六一三三三)

- 五一 同(林義郎君紹介)(第四六一四号)

- 五二 同(原健三郎君紹介)(第四六一五号)

- 五三 同(福田一君紹介)(第四六一六号)

- 五四 同(松本十郎君紹介)(第四六一七号)

- 五五 同(江崎真澄君紹介)(第四六七五号)

- 五六 同(小沢辰男君紹介)(第四六七六号)

- 五七 同(大久保武雄君紹介)(第四六七七号)

- 五八 同(河本敏夫君外二名紹介)(第四六七
 八号)

- 五九 同(木野晴夫君紹介)(第四六七九号)

- 六〇 同(小宮武喜君紹介)(第四六八〇号)

- 六一 同(小山谷二君紹介)(第四六八一号)

- 六二 同(羽田孜君紹介)(第四六八二二二)

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四六二

二三一	同(枝村要作君紹介)(第五八八八号)	八九号)	二七三	同(高見三郎君紹介)(第六〇三二一)	二九五	同(武藤山治君紹介)(第六二七二号)	
二三二	同(小川省吾君紹介)(第五八六九号)	二五三	同(原茂君紹介)(第五八九〇号)	二七四	同(德安實藏君紹介)(第六〇三二二)	二九六	同(山崎拓君紹介)(第六二七三号)
二三三	同(加藤紘一君紹介)(第五八七〇号)	二五四	同(日野吉夫君紹介)(第五八九一)	二七五	同(西村直己君紹介)(第六〇三三三)	二九七	同(山本弥之助君紹介)(第六二七四号)
二三四	同(角屋堅次郎君紹介)(第五八七一)	二五五	同(広瀬秀吉君紹介)(第五八九二)	二七六	同(福田篤泰君紹介)(第六〇三四四)	二九八	同(横路孝弘君紹介)(第六二七五号)
二三五	同(川俣健二郎君紹介)(第五八七二)	二五六	同(古川喜一君紹介)(第五八九三)	二七七	同外一件(藤尾正行君紹介)(第六〇三五五)	二九九	同(天野公義君紹介)(第六四〇八号)
二三六	同外一件(北山愛郎君紹介)(第五八七三)	二五七	同(山崎始男君紹介)(第五八九四)	二七八	同(船田中君紹介)(第六〇三六六)	三〇〇	同外一件(春日一幸君紹介)(第六四〇九号)
二三七	同(久保三郎君紹介)(第五八七四)	二五八	同外一件(山中吾郎君紹介)(第五八九五)	二七九	同(不破哲三君紹介)(第六〇三七七)	三〇一	同(加藤陽三君紹介)(第六四一〇号)
二三八	同(佐々木更三君紹介)(第五八七五)	二五九	同(山本弥之助君紹介)(第五八九六)	二八〇	同(細田吉藏君紹介)(第六〇三八八)	三〇二	同(金子清広君紹介)(第六四一一号)
二三九	同(佐野憲治君紹介)(第五八七六)	二六〇	同(渡辺三郎君紹介)(第五八九七)	二八一	同(松本善明君紹介)(第六〇三九九)	三〇三	同(神崎敏雄君紹介)(第六四一二号)
二四〇	同(坂本恭一君紹介)(第五八七七)	二六一	同(足立篤郎君紹介)(第六〇一九)	二八二	同(宮崎茂一君紹介)(第六〇四〇〇)	三〇四	同(木村武雄君紹介)(第六四一三三)
二四一	同(阪上安太郎君紹介)(第五八七八)	二六二	同(越智通雄君紹介)(第六〇二〇)	二八三	同(箕輪登君紹介)(第六〇四一)	三〇五	同(小林政子君紹介)(第六四一四号)
二四二	同(柴田健治君紹介)(第五八七九)	二六三	同(大橋武夫君紹介)(第六〇二一)	二八四	同(山下元利君紹介)(第六〇四二)	三〇六	同(小山長規君紹介)(第六四一五号)
二四三	同(清水徳松君紹介)(第五八八〇)	二六四	同(亀岡高夫君紹介)(第六〇二二)	二八五	同(稲葉誠一君紹介)(第六二六二)	三〇七	同外一件(鈴切康雄君紹介)(第六四一六号)
二四四	同(下平正一君紹介)(第五八八一)	二六五	同(飯谷忠男君紹介)(第六〇二三)	二八六	同(浦井洋君紹介)(第六二六三)	三〇八	同(田中美智子君紹介)(第六四一七号)
二四五	同(田口一男君紹介)(第五八八二)	二六六	同(木部佳昭君紹介)(第六〇二四)	二八七	同(大原亨君紹介)(第六二六四)	三〇九	同(玉置一徳君紹介)(第六四一八号)
二四六	同(田邊誠君紹介)(第五八八三)	二六七	同(小坂徳三郎君紹介)(第六〇二五)	二八九	同(神田大作君紹介)(第六二六六)	三一〇	同(塚本三郎君紹介)(第六四一九号)
二四七	同(竹村幸雄君紹介)(第五八八四)	二六八	同(小平久雄君紹介)(第六〇二六)	二九〇	同(栗原祐幸君紹介)(第六二六七)	三一一	同(前田正男君紹介)(第六四二〇号)
二四八	同(堂森芳夫君紹介)(第五八八五)	二六九	同(齊藤滋与史君紹介)(第六〇二七)	二九一	同(瀬戸山三男君紹介)(第六二六八)	三一二	同(松本善明君紹介)(第六四二一)
二四九	同(中澤茂一君紹介)(第五八八六)	二七〇	同(櫻内義雄君紹介)(第六〇二八)	二九二	同(竹本孫一君紹介)(第六二六九)	三二三	同(三池信君紹介)(第六四二二)
二五〇	同(成田知巳君紹介)(第五八八七)	二七一	同(堀谷一夫君紹介)(第六〇二九)	二九三	同(田中美智子君紹介)(第六二七〇)	三二四	同(山原健二郎君紹介)(第六四二三)
二五一	同(野坂浩賢君紹介)(第五八八八)	二七二	同(菅波茂君紹介)(第六〇三〇)	二九四	同(土井たか子君紹介)(第六二七一)	三二五	同(愛野興一郎君紹介)(第六四二四)
二五二	同外一件(長谷川正三君紹介)(第五八八九)						

三二六 同(阿部昭吾君紹介)(第六六七二号)	三三六 同(佐野進君紹介)(第六六九二号)	三五九 同(村山喜一君紹介)(第六七一五号)	三七七 同(小此木彦三郎君紹介)(第六九五〇号)
三二七 同(安宅常彦君紹介)(第六六七三号)	三三七 同(關谷勝利君紹介)(第六六九三三三)	三六〇 同(森下元晴君紹介)(第六七一六号)	三七八 同(加藤清二君紹介)(第六九五二二二)
三二八 同外一件(赤松勇君紹介)(第六六七四号)	三三八 同(田中伊三次君紹介)(第六六九四四)	三六一 同(八木一男君紹介)(第六七一七号)	三七九 同(相谷茂君紹介)(第六九五二二二)
三二九 同(伊東正義君紹介)(第六六七五号)	三三九 同(高沢寅男君紹介)(第六六九五五五)	三六二 同(矢野純也君紹介)(第六七一八号)	三八〇 同(飯谷忠男君紹介)(第六九五三三三)
三三〇 同(上村千一郎君紹介)(第六六七六号)	三四〇 同(田村良平君紹介)(第六六九六六)	三六三 同(山下徳夫君紹介)(第六七一九号)	三八一 同(兒玉末男君紹介)(第六九五四四四)
三三一 同(浦野幸男君紹介)(第六六七七七)	三四一 同(登坂重次郎君紹介)(第六六九七七)	三六四 同(山田太郎君紹介)(第六七二〇号)	三八二 同(河本敏夫君紹介)(第六九五五五五)
三三二 同(太田一夫君紹介)(第六六七七八)	三四二 同(中馬辰猪君紹介)(第六六九八八)	三六五 同(山田芳治君紹介)(第六七二二二)	三八三 同(神門至馬夫君紹介)(第六九五六六六)
三三三 同(岡田哲見君紹介)(第六六七九九)	三四三 同(中垣國男君紹介)(第六六九九九)	三六六 同外二件(横山利秋君紹介)(第六七二二二)	三八四 同(齊藤正男君紹介)(第六九五七七)
三三四 同外一件(奥野誠亮君紹介)(第六六八〇号)	三四四 同(中村武敏君紹介)(第六七〇〇号)	三六七 同外一件(米原昶君紹介)(第六七二三二二)	三八五 同(坂口力君紹介)(第六九五八八八)
三三五 同(折小野良一君紹介)(第六六八一八)	三四五 同(中村茂君紹介)(第六七〇一〇号)	三六八 同(渡部恒三君紹介)(第六七二四四)	三八六 同(佐藤敬治君紹介)(第六九五九九)
三三六 同(大石千八君紹介)(第六六八二二)	三四六 同(中村寅太君紹介)(第六七〇二二)	三六九 同(渡辺美智雄君紹介)(第六七二五五)	三八七 同(佐藤文生君紹介)(第六六六〇〇)
三三七 同(海部俊樹君紹介)(第六六八三三)	三四七 同(野田毅君紹介)(第六七〇四四)	三七〇 同(有田喜一君紹介)(第六九四三三)	三八八 同(佐藤觀樹君紹介)(第六六六一一)
三三八 同(勝間田清一君紹介)(第六六八四四)	三四八 同(野田友一君紹介)(第六七〇五五)	三七一 同(石原慎太郎君紹介)(第六九四四四)	三八九 同(澁谷直藏君紹介)(第六六六二二)
三三九 同(金瀬俊雄君紹介)(第六六八五五)	三四九 同(野間友一君紹介)(第六七〇六六)	三七二 同外二件(石田幸四郎君紹介)(第六九四五五)	三九〇 同(正示啓次郎君紹介)(第六六六三三)
三三〇 同(金子みつ君紹介)(第六六八六六)	三五〇 同(長谷川正三君紹介)(第六七〇七七)	三七三 同(大久保直彦君紹介)(第六九四六六)	三九一 同(田口一男君紹介)(第六六六四四)
三三一 同(河上民雄君紹介)(第六六八七七)	三五一 同(羽田野忠文君紹介)(第六七〇八八)	三七四 同外一件(大柴滋夫君紹介)(第六九四七七)	三九二 同(田澤吉郎君紹介)(第六六六五五)
三三二 同(川崎寛治君紹介)(第六六八八八)	三五四 同(深谷隆司君紹介)(第六七一〇号)	三七五 同外六件(奥野誠亮君紹介)(第六九四八八)	三九三 同(辻原弘市君紹介)(第六六六六六)
三三三 同(木原実君紹介)(第六六八九九)	三五五 同(保利茂君紹介)(第六七一〇一)	三七六 同(小沢一郎君紹介)(第六九四九九)	三九四 同外四件(服部安司君紹介)(第六六六七七)
三三四 同外五件(久野忠治君紹介)(第六六九〇号)	三五六 同(松浦利尚君紹介)(第六七一二二)		
三三五 同(三枝三郎君紹介)(第六六九一〇)	三五七 同(三原朝雄君紹介)(第六七一三三)		
	三五八 同(村田敬次郎君紹介)(第六七一四四)		

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四六四

三九七 同(堀昌雄君紹介)(第六九七〇号)

三九八 同(松澤雄藏君紹介)(第六九七二号)

三九九 同外四件(前田正男君紹介)(第六九七二号)

二号)

四〇〇 同外五件(八木一男君紹介)(第六九七三号)

三号)

四〇一 同(米内山義一郎君紹介)(第六九七四号)

号)

四〇二 同(湯山勇君紹介)(第六九七五号)

四〇三 同(和田耕作君紹介)(第六九七六号)

四〇四 同(和田貞夫君紹介)(第六九七七号)

四〇五 同(渡辺武三君紹介)(第六九七八号)

四〇六 同(小林信一君紹介)(第七〇二〇号)

四〇七 同外一件(瀬崎博義君紹介)(第七〇四二号)

四〇八 同(萩原幸雄君紹介)(第七〇八七号)

四〇九 同(内海英男君紹介)(第七一六八号)

四一〇 同(河野洋平君紹介)(第七一六九号)

四一一 同(佐藤孝行君紹介)(第七一七〇号)

四一二 同(田中正巳君紹介)(第七一七一号)

四一三 同(床次徳二君紹介)(第七一二二号)

四一四 同(藤山愛一郎君紹介)(第七一七三三号)

四一五 同(山田久就君紹介)(第七一七四号)

四一六 同(宇野宗佑君紹介)(第七五二三号)

四一七 同(栗田翠君紹介)(第七六五四号)

四一八 同外一件(加藤六月君紹介)(第七七九六号)

六号)

四一九 同外九件(服部安司君紹介)(第七七九七号)

七号)

四二〇 同外十件(前田正男君紹介)(第七七九八号)

四二一 同(八木昇君紹介)(第七七九九号)

四二二 同(山村新治郎君紹介)(第七八〇〇号)

四二三 同(足立篤郎君紹介)(第七九一一号)

四二四 同(稻村利幸君紹介)(第七九一二号)

四二五 同(奥野誠亮君紹介)(第七九一三三三)

四二六 同(小泉純一郎君紹介)(第七九一四四号)

四二七 同(小島徹三君紹介)(第七九一五五号)

四二八 同(笹山茂太郎君紹介)(第七九一六六号)

四二九 同(塩谷一夫君紹介)(第七九一七七号)

四三〇 同(中川一郎君紹介)(第七九一八八号)

四三一 同外六件(林孝矩君紹介)(第七九一九九号)

号)

四三二 同(三池信君紹介)(第七九二〇号)

四三三 同(河村勝君紹介)(第八一四五号)

四三四 同(栗田翠君紹介)(第八一四六号)

四三五 同(小林進君紹介)(第八一四七号)

四三六 同(正木良明君紹介)(第八一四八号)

四三七 同外九件(八木一男君紹介)(第八一四九号)

九号)

(通信委員会)

一 障害者団体発行機関紙の郵便料金無料化に関する請願(矢野絢也君紹介)(第一六二五号)

二 有線放送電話の制度改善に関する請願外九件(正示啓次郎君紹介)(第三三〇六号)

三 同(白濱仁吉君紹介)(第三四五三三三)

四 同外二件(木野晴夫君紹介)(第三六二九号)

五 同外二件(塩崎潤君紹介)(第三六三〇号)

六 同外三件(關谷勝利君紹介)(第三六三一七号)

七 同外十五件(足立篤郎君紹介)(第三八五四号)

八 同外七件(小沢貞孝君紹介)(第三八五五号)

九 同外五件(栗原祐幸君紹介)(第三八五九号)

六号)

一〇 同外二件(小平忠君紹介)(第三八五七号)

一一 同外二件(佐々木良作君紹介)(第三八五八号)

一二 同外六件(高見三郎君紹介)(第三八五九号)

一三 同外三十三件(田中六助君紹介)(第三八六〇号)

一四 同(丹羽兵助君紹介)(第三八六一号)

一五 同外十二件(安倍晋太郎君紹介)(第三九七三三三)

一六 同外二件(阿部喜元君紹介)(第三九七四号)

一七 同外一件(天野光晴君紹介)(第三九七五号)

一八 同外七件(荒松清十郎君紹介)(第三九七六号)

一九 同(有田喜一君紹介)(第三九七七号)

二〇 同外七件(井出一太郎君紹介)(第三九七八号)

二一 同外七件(井原岸高君紹介)(第三九七九号)

三二 同外五件(伊能繁次郎君紹介)(第三九八〇号)	三三 同外五件(稻葉修君紹介)(第三九八一号)	三四 同外一件(今井勇君紹介)(第三九八二号)	三五 同外十一件(宇野宗佑君紹介)(第三九八三号)	三六 同外六件(上田茂行君紹介)(第三九八四号)	三七 同外八件(上村千一郎君紹介)(第三九八五号)	三八 同外四件(植木庚子郎君紹介)(第三九八六号)	三九 同(白井莊一君紹介)(第三九八七号)	四〇 同外十二件(浦野幸男君紹介)(第三九八八号)	四一 同外七件(江崎真澄君紹介)(第三九八九号)	四二 同(江藤隆美君紹介)(第三九九〇号)	四三 同外二件(小川平二君紹介)(第三九九一号)	四四 同外一件(小此木彦三郎君紹介)(第三九九二号)	四五 同外七件(梶山静六君紹介)(第四〇〇〇号)	四六 同外三件(金子一平君紹介)(第四〇〇〇四号)	四七 同外二件(龜岡高夫君紹介)(第四〇〇〇五号)	四八 同外三件(鴨田宗一君紹介)(第四〇〇〇六号)	四九 同(飯谷忠男君紹介)(第四〇〇〇七号)	五〇 同外七件(木村俊夫君紹介)(第四〇〇〇八号)	五一 同外十二件(吉川久衛君紹介)(第四〇〇〇九号)	五二 同(久野忠治君紹介)(第四〇〇一〇号)	五三 同外九件(久保田四次君紹介)(第四〇〇一一号)	五四 同(熊谷義雄君紹介)(第四〇〇一二号)	五五 同外六件(小坂善太郎君紹介)(第四〇〇一三号)	五六 同外十一件(小島徹三君紹介)(第四〇〇一四号)	五七 同(小平久雄君紹介)(第四〇〇一五号)	五八 同外八件(河野洋平君紹介)(第四〇〇一六号)	五九 同外三件(河本敏夫君紹介)(第四〇〇一七号)	六〇 同(近藤鉄雄君紹介)(第四〇〇一八号)	六一 同外一件(佐々木秀世君紹介)(第四〇〇一九号)	六二 同外五件(櫻内義雄君紹介)(第四〇〇二〇号)	六三 同外二件(篠田弘作君紹介)(第四〇〇二一号)	六四 同(瀬戸山三男君紹介)(第四〇〇二二号)	六五 同外六件(染谷誠君紹介)(第四〇〇二三号)	六六 同外六件(田川誠一君紹介)(第四〇〇二四号)	六七 同(田澤吉郎君紹介)(第四〇〇二五号)	六八 同外一件(田中覚君紹介)(第四〇〇二六号)	六九 同外五件(田村元君紹介)(第四〇〇二七号)	七〇 同外十件(高島修君紹介)(第四〇〇二八号)	七一 同外一件(高橋千寿君紹介)(第四〇〇二九号)	七二 同(竹内繁一君紹介)(第四〇〇三〇号)
---------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------	---------------------------	--------------------------	-----------------------	--------------------------	----------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------	---------------------------	----------------------------	------------------------	----------------------------	------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 請願

一四六六

七三 同外七件(竹下登君紹介)(第四〇三一
号)七四 同外二件(地崎宇三郎君紹介)(第四〇
三二号)七五 同外五件(坪川信三君紹介)(第四〇三
三号)七六 同外二件(戸井田三郎君紹介)(第四〇
三四号)七七 同外四件(渡海元三郎君紹介)(第四〇
三五号)七八 同外六件(徳安實藏君紹介)(第四〇三
六号)七九 同外十件(中尾栄一君紹介)(第四〇三
七号)八〇 同外九件(中尾宏君紹介)(第四〇三八
号)

八一 同(中川一郎君紹介)(第四〇三九号)

八二 同外一件(水田三喜男君外一名紹介
(第四〇四〇号)八三 同外十七件(丹羽喬四郎君紹介)(第四
〇四一号)八四 同外十一件(丹羽兵助君紹介)(第四〇
四二号)八五 同外二件(野田卯一君紹介)(第四〇四
三号)八六 同外十八件(野原正勝君紹介)(第四〇
四四号)八七 同外五件(羽田孜君紹介)(第四〇四五
号)八八 同外七件(橋本登美三郎君紹介)(第四
〇四六号)八九 同外六件(長谷川四郎君紹介)(第四〇
四七号)九〇 同外十件(浜田幸一君紹介)(第四〇四
八号)

九一 同(服部安司君紹介)(第四〇四九号)

九二 同外七件(原健三郎君紹介)(第四〇五
〇号)九三 同外九件(廣瀬正雄君紹介)(第四〇五
一号)九四 同外四件(福田一君紹介)(第四〇五二
号)九五 同外二件(福永健司君紹介)(第四〇五
三号)九六 同外十一件(藤尾正行君紹介)(第四〇
五四号)九七 同外十八件(藤本孝雄君紹介)(第四〇
五五号)

九八 同(坊秀男君紹介)(第四〇五六号)

九九 同外四件(細田吉蔵君紹介)(第四〇五
七号)一〇〇 同外一件(本名武君紹介)(第四〇五八
号)一〇一 同外三件(松浦周太郎君紹介)(第四〇
五九号)一〇二 同外二件(松野幸泰君紹介)(第四〇六
〇号)

一〇三 同(三池信君紹介)(第四〇六一号)

一〇四 同外二件(水野清君紹介)(第四〇六二
号)一〇五 同外三件(武藤嘉文君紹介)(第四〇六
三号)

一〇六 同(村山達雄君紹介)(第四〇六四号)

一〇七 同外三件(毛利松平君紹介)(第四〇六
五号)

一〇八 同(森美秀君紹介)(第四〇六六号)

一〇九 同(粟山ひで君紹介)(第四〇六七号)

一一〇 同外二十件(森下元晴君紹介)(第四〇
六八号)

一一一 同(安田貴六君紹介)(第四〇六九号)

一一二 同外八件(山口敏夫君紹介)(第四〇七
〇号)一一三 同外五件(山下徳夫君紹介)(第四〇七
一号)一一四 同外十一件(山下元利君紹介)(第四〇
七二号)一一五 同外十件(山本幸雄君紹介)(第四〇七
三号)一一六 同外四件(渡辺栄一君紹介)(第四〇七
四号)一一七 同外六件(渡辺敏三君紹介)(第四〇七
五号)一一八 同外十五件(渡辺美智雄君紹介)(第四
〇七六号)一一九 同(小澤太郎君紹介)(第四〇七二一
号)一二〇 同外四件(林百郎君紹介)(第四〇七二
二号)一二一 同外四件(大橋武夫君紹介)(第四〇七
四号)一二二 同外二件(佐々木義武君紹介)(第四〇
七五号)

一二三 同(竹下登君紹介)(第四〇七五六号)

二二四 同(小川平二君紹介)(第四四八三号)	一四〇 同(堂森芳夫君紹介)(第五〇六一号)	三 鹿兒島市周辺幹線道路の整備促進に関する請願(宇田國榮君紹介)(第二七三号)	一 豪雪災害に対する特別財政措置に関する請願(吉田法晴君紹介)(第三四五七号)
二二五 同(角屋堅次郎君紹介)(第四四八四号)	一四一 同(中澤茂一君紹介)(第五〇六二号)	四 公営住宅等に下肢、体幹障害者の自動車の無料保管場所設置等に関する請願(和田耕作君紹介)(第一七二二号)	二 新潟県粟島浦村の風浪害復旧対策に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四九八五号)
二二六 同(小林進君紹介)(第四四八五号)	一四二 同外三件(米田東吾君紹介)(第五〇六三号)	五 公共事業の設計労務単価引上げ等に関する請願(寺前巖君紹介)(第二〇〇五号)	三 桜島の火山活動に伴う災害対策強化に関する請願(宇田國榮君紹介)(第七五一五号)
二二七 同外四件(笹山茂太郎君紹介)(第四四八六号)	一四三 同外一件(伊藤宗一郎君紹介)(第五五一号)	六 利根川下流に塩分濃度基準値内の水確保に関する請願(山村新治郎君外三名紹介)(第三四八二二号)	二 炭鉱離職者緊急就労対策事業の延長等に関する請願(吉田法晴君紹介)(第二一四八号)
二二八 同外四件(堂森芳夫君紹介)(第四四八七号)	一四四 同(井出一太郎君紹介)(第五二五九号)	七 同(伊能繁次郎君紹介)(第四四九五号)	二 炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業の改善に関する請願(鳴崎護君紹介)(第二九四八号)
二二九 同(島田塚郎君紹介)(第四四八八号)	一四五 同(古屋亨君紹介)(第五五八〇号)	八 下水道事業の促進に関する請願(小沢辰男君紹介)(第五〇六九号)	三 同(藤田高敏君紹介)(第二九四九号)
二三〇 同(下平正一君紹介)(第四四八九号)	一四六 同(小平忠君紹介)(第六二七七号)	九 公共事業の早期発注に関する請願(小沢辰男君紹介)(第五〇七五号)	四 同(三浦久君紹介)(第二九五〇号)
三三一 同外四件(中村茂君紹介)(第四四九〇号)	一四七 同(三枝三郎君紹介)(第六四二五号)	一〇 梅ヶ丘団地の地下ごう補修工事実施に関する請願(小山省二君紹介)(第六七二八号)	五 同(田代文久君紹介)(第三〇一一号)
三三二 同外三件(原茂君紹介)(第四四九一号)	一四八 同外二件(松浦周太郎君紹介)(第六四二六号)	一一 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	六 同(瀬長亀次郎君紹介)(第三三〇七号)
三三三 同外七件(平林剛君紹介)(第四四九二号)	一四九 同(安田貴六君紹介)(第六四二七号)	一二 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	七 同(細谷治嘉君紹介)(第三四五八号)
三三四 同(美濃政市君紹介)(第四四九三号)	一五〇 同(安田貴六君紹介)(第七四二〇号)	一三 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	八 同(村山喜一君紹介)(第三四五九号)
三三五 同(安井古典君紹介)(第四四九四号)	一五一 郵便集配請負人の待遇改善に関する請願(柴田健治君紹介)(第七六五七号)	一四 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	九 同(湯山勇君紹介)(第三四六〇号)
三三六 同外一件(小沢貞孝君紹介)(第四六一八号)	(建設委員会)	一五 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	
三三七 同(山田芳治君紹介)(第四六一九号)	一 九州縦貫自動車道えびの・溝辺間の建設促進に関する請願(宇田國榮君紹介)(第二七二二号)	一六 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	
三三八 郵便物の滞貨解消に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四九七四号)	二 川内川改修事業費増額に関する請願(宇田國榮君紹介)(第二七二二号)	一七 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	
三三九 有線放送電話の制度改善に関する請願外一件(下平正一君紹介)(第五〇六〇号)		一八 霞ヶ浦への浄化水導入に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七〇四三三号)	

願外二件(木原実君紹介)(第六七八七号)

三六 同(染谷誠君紹介)(第七一七五号)

(物価問題等に関する特別委員会)

一 物価の安定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五〇七四号)

二 国民生活安定に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第五九〇三号)

衆議院会議録第三十一号(中正誤)

ヘシ 段 行 誤 正

三三 四 〇 規則 規制
三三 四 末五 施設 施設

衆議院会議録第三十二号(中正誤)

ヘシ 段 行 誤 正

三三 四 二 四 五 ギリシャ ギリシャ
三三 四 一 八 防音及び 防音堤及び
三三 四 一 三 低 低 抵
三三 四 三 五 附する 付する

衆議院会議録第三十三号(中正誤)

ヘシ 段 行 誤 正

三三 八 二 三 調整費 調査費
三三 八 二 末三 対象 対策
三三 八 三 末三 附する 付する

衆議院会議録第三十四号(中正誤)

ヘシ 段 行 誤 正

三三 三 一 二 順決 順次
三三 三 一 三 一 この法律 1 この法律
三三 三 一 末六 一部改正 一部改正
三三 三 四 末七 企業防除 公害防除

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一)

一四七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十九年六月三日

第七十二回 衆議院會議録 第三十六号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 百五十一件

内 予算 九件 両院可決
条約 十七件

内 両院承認 十件

日本国憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となったもの 二件

本院閉会中審査 四件

本院審査未了 一件
予備費支出の件 八件

内

両院承認 七件

撤回 一件

決算その他 五件

内

委員長報告の通り議決したもの 二件

閉会中審査 三件

法律案 九十五件

内

成立 七十九件

本院閉会中審査 六件

本院通過、参議院審査未了 七件

本院審査未了 三件

国会の承認を求めるの件 十七件 両院承認

議員提出議案 五十八件

内 法律案 四十四件

内

成立 十三件

本院閉会中審査 十三件

本院委員会議決不要 三件

本院審査未了 十五件

決議案 四件

内

可決 一件

否決 一件

未決 二件

重要動議 十件 可決

参議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 十三件

内

参議院提出法律案 三件 本院審査未了

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 十件 参議院審査未了

本院において前国会から継続した議案 三十八件

内閣提出法律案 十四件

内

成立 九件

本院閉会中審査 二件

本院通過、参議院審査未了 二件

本院審査未了 一件

議員提出法律案 二十一件

内 成立 一件

本院閉会中審査 十三件

本院通過、参議院未付託 一件

本院審査未了 六件

決算その他 三件 閉会中審査

参議院において前国会から継続し本院に送付された議案 六件

内閣提出法律案 六件 成立

請願 八千九百九十一件(二万八千三十八通)

内 採択、内閣送付 三千三百五十三件(九千三百六十二通)

委員会議決不要 二件(二通)

委員会審査未了 四千八百三十五件(二万八千六百七十三通)

取り下げ 一件(一通)

質問 三十八件

国家公務員等の任命について同意又は事後承認を求めるの件 二十件

内

同意 十三件

事後承認 七件

○議長報告

(法律公布表上及び通知)

一、今三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

文部省設置法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、今三日、本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会開法第二十七号)

二、内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

三、国の行政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二〇号)

四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二二号)

五、休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二二号)

六、行政機構並びにその運営に関する件

七、恩給及び法制一般に関する件

八、国防の防衛に関する件

九、公務員の制度及び給与に関する件

一〇、栄典に関する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び検察行政に関する件

三、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)

二、千九百一十二年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)

昭和四十九年六月三日 衆議院会議録第三十六号(二) 議長の報告

二四七二

三、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に關する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件（条約第一三号）

四、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件（条約第一五号）

五、国際情勢に関する件

委員會

- 一、銀行法の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外九名提出、第七十一回国会衆法第四一號）
- 二、昭和四十九年分の所得税の臨時特例に關する法律案（武藤山治君外五名提出、衆法第七號）
- 三、所得税法の一部を改正する法律案（山田耻目君外三名提出、衆法第八號）
- 四、臨時資産稅法案（村上弘君外三名提出、衆法第一三號）
- 五、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（武藤山治君外六名提出、衆法第二五號）
- 六、公共企業體職員等共済組合法等の一部

を改正する法律案（武藤山治君外六名提出、衆法第二六号）

- 七、 国の会計に関する件
- 八、 税制に関する件
- 九、 関税に関する件
- 一〇、 金融に関する件
- 一一、 証券取引に関する件
- 一二、 外国為替に関する件
- 一三、 国有財産に関する件
- 一四、 専売事業に関する件
- 一五、 印刷事業に関する件
- 一六、 造幣事業に関する件

文教委員会

- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案（西岡武夫君外三名提出、第七十一回国会衆法第五七号）
- 二、文教行政の基本施策に関する件
- 三、学校教育に関する件
- 四、社会教育に関する件
- 五、体育に関する件
- 六、學術研究及び宗教に関する件
- 七、國際文化交流に関する件
- 八、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、保育所等整備緊急措置法案（金子みつ君外九名提出、衆法第六号）

二、看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案（金子みつ君外九名提出、衆法第四三号）

三、厚生関係の基本施策に関する件

四、労働関係の基本施策に関する件

五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案（芳賀賀君外十名提出、

第七十一回国会衆議院第一七号)
二、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）
三、農林水産業の振興に関する件
四、農林水産物に関する件
五、農林水産業団体に関する件
六、農林水産金融に関する件
七、農林漁業災害補償制度に関する件

- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案（多賀公眞松君外三十五名提出、衆法第三六号）
- 二、中小企業者の事業分野の確保に關する法律案（中村重光君外九名提出、衆法第三七号）
- 三、通商産業の基本施策に關する件
- 四、中小企業に關する件
- 五、資源エネルギーに關する件
- 六、特許及び工業技術に關する件
- 七、經濟の計画及び総合調整に關する件
- 八、私的独占の禁止及び公正取引に關する件

九、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十一回国会閣法第八八号）

二、陸運に関する件

三、海運に関する件

四、航空に関する件

五、日本国有鉄道の経営に関する件

六、港湾に関する件

七、海上保安に関する件

八、観光に関する件

九、気象に関する件

通信委員会

一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件
四、電気通信に関する件
五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

- 一、建築基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七五号)
- 二、都市再開発法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八号)
- 三、宅地開発公団法案(内閣提出第四三三号)
- 四、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(内閣提出第九一号)

- 五、住宅基本法案(北側義一君外一名提出
第七十一回国会衆法第二五号)
- 六、建設行政の基本施策に関する件
- 七、国土計画に関する件
- 八、地方計画に関する件
- 九、都市計画に関する件
- 一〇、河川に関する件
- 一一、道路に関する件
- 一二、住宅に関する件
- 一三、建築に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に關する件

決算委員會

一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十六年度国税収納金整理資金受
払計算書

二、昭和四十六年度政府關係機關決算書
額總計算書

三、昭和四十六年度国有財産無償貸付状況
總計算書

四、昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十七年度国税収納金整理資金受
払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

- 五、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
 - 六、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
 - 七、歳入歳出の実況に関する件
 - 八、国有財産の増減及び現況に関する件
 - 九、政府関係機関の経理に関する件
 - 一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
 - 一一、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
 - 二、議長よりの諮問事項
 - 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
- 一、公職選挙法改正に関する件
- 科学技術振興対策特別委員会
- 一、科学技術振興対策に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 公害対策並びに環境保全特別委員会
- 一、公害対策基本法案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第一八号)
 - 二、大気汚染防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第一九号)
 - 三、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第二〇号)
 - 四、騒音規制法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第二一号)

- 五、公害委員会法案(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法第二二号)
 - 六、環境保全基本法案(島本虎三君外四名提出、第七十一回国会衆法第四三三号)
 - 七、公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外四名提出、第七十一回国会衆法第四四号)
 - 八、環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出、第七十一回国会衆法第四五号)
 - 九、公害対策並びに環境保全に関する件
 - 一、総合商社の事業活動の規制に関する法律案(松浦利尚君外四名提出、衆法第二九号)
- 二、物価問題等に関する件
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策に関する件
- 沖繩及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出、第七十一回国会衆法第四七号)
 - 二、沖繩及び北方問題に関する件
- (通知書受領)
- 一、今三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 内閣法の一部を改正する法律
- 国土庁設置法
- 公害紛争処理法の一部を改正する法律
- 発電用施設周辺地域整備法
- 電源開発促進税法
- 電源開発促進対策特別会計法
- 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
- 恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
- 一、今三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
- 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件
- 一、今三日、河野参議院議長から前尾議長あて、参議院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
- 内閣委員会
- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 二、国の防衛に関する調査
- 地方行政委員会
- 一、地方行政の改革に関する調査
- 法務委員会
- 一、檢察及び裁判の運営等に関する調査
- 外務委員会
- 一、国際情勢等に関する調査
- 大蔵委員会
- 一、租税及び金融等に関する調査
- 文教委員会
- 一、教育、文化及び学術に関する調査
- 農林水産委員会
- 一、農林水産政策に関する調査
- 商工委員会
- 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
- 運輸委員会
- 一、運輸事情等に関する調査
- 通信委員会
- 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
- 建設委員会
- 一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

- 予算委員会
- 一、予算の執行状況に関する調査
- 決算委員会
- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
- 議院運営委員会
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
- 沖繩及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策樹立に関する調査
- 公害対策及び環境保全特別委員会
- 一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策樹立に関する調査
- 物価等対策特別委員会
- 一、当面の物価等対策樹立に関する調査
- 公職選挙法改正に関する特別委員会
- 一、公職選挙法改正に関する調査
- 科学技術振興対策特別委員会
- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査
- (議案送付)
- 一、今三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
- 恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
- 一、今三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
- 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
- 一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 二、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十九年六月三日 衆議院會議録第三十六号(一) 議長の報告

法律案

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

(議案通知)

一、今日、参議院送付の次の同院継続審査案(第七十一回国会内閣提出)を可決した旨参議院に通知した。

文部省設置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、今日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

内閣法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

一、今日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公害紛争処理法の一部を改正する法律案

電源開発促進税法

電源開発促進策特別会計法案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に關する法律の一部を改正する法律案

一、今日、参議院において、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国土総合開発庁設置法案

発電用施設周辺地域整備法案

一、今日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を

求めるの件

日本旋網漁業生産調整組合の調整規程の変更に係る農林大臣の認可等に關する質問主意書(小宮武喜君提出)

沖縄県の文教施設整備等に關する質問主意書(加藤清政君提出)

はり、きゆう、あん摩、マッサージに關する質問主意書(小沢貞孝君提出)

北方領土問題等に關する質問主意書(加藤清政君提出)

AF-12等ニトロフラン系食品添加物・飼料添加物等に關する質問主意書(渡部一郎君提出)

政府の財政状況報告に關する質問主意書(北山愛郎君提出)

養鶏経営の安定に關する質問主意書(小宮武喜君提出)

公共用地下水源地帯における土壌固着剤の注入に關する質問主意書(金瀬俊雄君提出)

〔右質問主意書及び答弁書は追録末尾に掲載〕

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号107
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)